





特26 特17
619 969

日
用
便
覽

明治
43. 6. 24
丙寅

緒言

方今文運日に月に進むと共に世の生存競争は益々甚だし斯かる時運に處し斯かる競争場裡に立つ能く自家の地位を保ち進んで業務の發展を圖らんと欲せば宜しく彼我の情勢を知り臨機應變常に機運に後れざらんこと肝要なり本書掲載範圍大ならずと雖も亦地方的日用機關として實業諸家の參考資料たるべきものは細大網羅遺すなく殊に項中實業家座右銘は内外成功家の金言教訓にして必讀再讀の要ある處世訓なり末尾財産家商工家人名録は之れ皆現代に於ける名譽と財産を互有せらるゝ地方紳士録なり序の不敏を顧みずして此書編纂に従事せし以來大方諸彦の多大なる同情を得しも中途幾多の困難に遇ひ妻子の重病或は一子を失ひ其他有らゆる逆境を排しわづか數月にして茲に脱稿せしも其成るものを見れば轉慚愧の情なき能はずと雖も徒らに營利を目的とするものにあらずして聊か世の失意煩悶せる人の爲めに奮勵心を喚起すると同時に一目の下に地方の實勢を知ると日用の便に資せすめんとの微意に外ならず幸に江湖諸彦の好伴侶となり社會の幾分に裨益するあらば其喜び望外なり

目次

●交通地誌……………いノ部一

鳥取街道。廣島街道。山口街道。岡山街道。阪鶴航路。大阪航路。隱岐路航各里程表。時間表。賃金表

●日用便覽……………いノ部二三

○内國郵便規則○市内特別郵便規則○内地小包郵便○内國電報○電話の部○内國郵便爲替○郵便貯金○振替貯金○外國郵便○海外電報○警察犯處罰令○流車旅客注意心得其他の規定○鐵道小

荷物運賃表○馬車自動車其他の運賃表

○各國貨幣及度量衡比較表○印紙税法

摘要○民事及行政訴訟用印紙○人事諸

届概略○諸税法○營業税法摘要○狩獵

免許税○織物及石油消費税○相續税○

特許法摘要○意匠法摘要○商標法摘要

○實用新案法摘要○入營適齡者一覽○

利息制限法摘要○登録税法摘要○年齢

早見滿年求月表

●實業座右之銘……………ろノ部一

○米國富豪カーギー氏の成功金言○

安田家の雇人への四訓○藤田傳三郎氏

の成功主義○大國屋の營業方針○大隈伯松本重太郎氏の格言○早起の功德二十ヶ條○兩宮敬次郎氏の成功談○故古川市兵衛氏の成功要○戀愛の弱點觀○事業家として缺ぐべからざる性格○こんな人は必ず失敗す(外三章)○事業失敗者に對する訓言七則○商界に立たんと欲する青年への處世訓○世界第一の富豪ロスチャイルド氏の確言○當今青年の通幣○成功すべき主人の心得○商家青年禁令一束○短氣を直す法○成功的性質と失敗的性質の比較○最大の小

言集○職業撰定十二則○色慾を戒むる法○失敗の教訓十ヶ條○實業家たらんと欲する青年の規箴○我が運命を知るの法○田舎商人の發展策○處世の最大貴重品○古今格言集

●雲伯石財產家人名録……………はノ部一
 ○出雲之部○伯耆の部○石見の部
 ●雲伯商工家人名録……………にノ部一
 ○松江市○安來○米子○境○倉吉○簸川郡

●記者巡遊日記……………附録一

山陰線 六月十日ヨリ改正時間表

●莊原鳥取間列車發

莊原發	六、一〇	九、一五	一、二〇	四、一五	七、一五
宍道	六、二〇	九、二五	一、三〇	四、二五	七、二五
湯町	六、四一	九、四五	一、五〇	四、四六	七、四六
松江着	六、五五	九、五九	二、〇四	五、〇〇	八、〇〇
松江發	七、〇三	一〇、〇六	二、一二	五、〇八	八、〇八
馬瀨	七、一七	一〇、二〇	二、二六	五、二二	八、二二
揖屋	七、二五	一〇、二七	二、三三	五、二九	八、二九
荒島	七、三六	一〇、三九	二、四四	五、四〇	八、四〇
安來	七、五〇	一〇、五〇	二、五八	五、五三	八、五三
米子	五、四〇	八、三〇	二、二〇	三、二八	六、二三
淀江	六、〇一	八、四二	二、四二	三、五〇	六、四五
御來屋	六、一八	九、〇〇	二、〇〇	四、〇八	七、〇三
倉吉	七、三〇	一〇、一五	二、一七	五、二四	八、一四
鳥取着	八、五二	一一、三四	二、三七	六、四四	九、四四

●鳥取莊原間下り列車發

鳥取	五、〇〇	七、四〇	一、一五	二、五〇	六、五五
倉吉	六、二五	九、一〇	一、二五	四、一八	八、二五
御來屋	七、三三	一〇、三三	二、二九	五、二九	九、三〇
淀江	七、四九	一〇、四一	二、四八	五、四八	九、四七
米子	五、二〇	八、三三	二、一五	三、三三	六、三三
安來	五、三七	八、四〇	二、三三	三、四〇	六、三九
荒島	五、四八	八、五一	二、四三	三、五一	六、五〇
揖屋	六、〇〇	九、〇三	二、五五	四、〇三	七、〇二
馬瀨	六、〇六	九、一〇	三、〇二	四、一〇	七、〇九
松江着	六、一八	九、三三	三、一四	四、二二	七、二二
松江發	六、三三	九、三〇	三、三二	四、三〇	七、三〇
湯町	六、四二	九、四七	三、三八	四、四七	七、四七
宍道	七、〇二	一〇、〇七	三、五八	五、〇七	八、〇七
莊原着	七、一〇	一〇、一五	一、〇六	五、一五	八、一五

●米子境間下り列車發

米子	五、五五	八、三五	二、三〇	三、四〇	六、三五
大篠津	六、一九	八、五九	二、五〇	四、〇四	六、五九
◎全上上り列車發					
境	七、二五	一〇、二〇	二、二五	五、二五	八、二〇
大篠津	七、三六	一〇、三一	二、三六	五、三六	八、三一
●賃金 (摘要)					
▲松江米子間	二等四拾五錢	三等參拾錢			
▲米子鳥取間	二等壹圓七拾四錢	三等壹圓拾六錢			
▲米子境間	二等貳拾七錢	三等拾八錢			
▲松江莊原間	二等參拾六錢	三等廿參錢			
●汽船發着					
△松江米子間賃	一九錢	二三錢			
松江發	六、一〇	八、三〇	一一、一〇	二、三〇	五、三〇
米子發	六、五〇	九、五〇	一二、三〇	二、五〇	五、四〇
安來發	七、三〇	一〇、三〇	一、〇〇	三、三〇	六、二〇
松江行	△松江美保關間航海賃二二錢二五錢				
松江發	六、〇〇	七、三〇	一〇、〇〇	一二、〇〇	二、一〇
美保關發	六、〇〇	八、〇〇	一〇、〇〇	一二、〇〇	二、一〇
境發	七、一〇	九、一〇	一一、一〇	一三、一〇	三、一〇
松江行	△松江莊原間航海賃一八錢				
松江發	五、四〇	八、四〇	一一、四〇	一四、四〇	一、五〇
莊原發	五、三〇	八、三〇	一一、三〇	一四、三〇	一、五〇
宍道發	六、二〇	九、二〇	一二、二〇	一五、二〇	二、四〇
松江行	△松江平田間航海賃一五錢二三錢				
松江發	五、五〇	九、五〇	一三、五〇	一七、五〇	二、一〇
平田發	五、五〇	九、五〇	一三、五〇	一七、五〇	二、一〇
小境發	七、三〇	一一、三〇	一五、三〇	一九、三〇	三、一〇
松江行					六、五〇

交通地誌

雲伯の地は山陰道の中部に位し出雲は島根縣の東部伯耆は鳥取縣の西部にして相隣接し北は日本海に面し南は山陽の備中備後美作に界し西は石見東因幡なり縣治異なると雖ども山陰鐵道開通と共に商工業取引上尤も關係深く殊に山陰西線今市迄開通と共に益々交通連絡せり鐵道沿線は多く平地にして伯耆は概ね日本海岸に沿ひ出雲に入りてよりハ中海宍道湖の南岸に沿ひて通過せり米子より支線あり境港に止まる地勢は南方は山岳多きも伯耆にては西伯郡に日野川の流域あり出雲に入りてより能義郡に飯梨伯太川の流域あり殊に簸川郡の原野は東西五里に亘り山陰道第一の平野なり其他山川都邑神社佛閣道路人情風俗物産名所舊跡並に祭禮縁日取引日又は學校會社工場公園劇場其他有らゆる各方面の案内記は末尾記者巡遊記中に掲載せり

交通

如何にして他國に行くべきやに付て先づ松江市を中心として左に各方面の通路を紹介せん國道として四大道路あり鳥取、廣島、岡山、山口街道是れなり海路に阪鶴航路、大阪航路、隱岐航路是れなり

鳥取街道

本街道は安來米子を經淀江御來屋八橋赤崎を經て鳥取市に通する街道なりしも近來山

陰鐵道開通と共に多く流車便によるを以て道路通行する人稀なり

左に流車時間表並に沿線名所里程表を示さん

○鳥取、米子、境、松江、宍道間（九十哩）

○×ハ公衆電話取扱ノ符號

○ハ切符通用期限内隨意下車

四十二年十一月改正

山陰西線 鐵道院

×鳥取	×湖山	×濱木	×青谷	×泊村	×松崎	×倉吉	×倉吉	×由良	×八橋	×赤崎	×下市	×御來	×淀屋	×熊江	×米子
發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發
▲辨當	▲辨當	▲辨當	▲辨當	▲辨當	▲辨當	▲辨當	▲辨當	▲辨當	▲辨當	▲辨當	▲辨當	▲辨當	▲辨當	▲辨當	▲辨當
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
五、五〇	五、五九	六、一七	六、二四	六、三五	六、四七	六、五九	七、〇九	七、一七	七、二五	七、三三	七、四一	七、四九	七、五七	八、〇五	八、一三
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
八、三六	八、四四	八、五二	九、〇〇	九、〇八	九、一六	九、二四	九、三二	九、四〇	九、四八	九、五六	一〇、〇四	一〇、一二	一〇、二〇	一〇、二八	一〇、三六
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
一、一四	一、二二	一、三〇	一、三八	一、四六	一、五四	二、〇二	二、一〇	二、一八	二、二六	二、三四	二、四二	二、五〇	二、五八	三、〇六	三、一四
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二、二二	二、三〇	二、三八	二、四六	二、五四	三、〇二	三、一〇	三、一八	三、二六	三、三四	三、四二	三、五〇	三、五八	四、〇六	四、一四	四、二二
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
三、一〇	三、一八	三、二六	三、三四	三、四二	三、五〇	三、五八	四、〇六	四、一四	四、二二	四、三〇	四、三八	四、四六	四、五四	五、〇二	五、一〇
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
四、一八	四、二六	四、三四	四、四二	四、五〇	四、五八	五、〇六	五、一四	五、二二	五、三〇	五、三八	五、四六	五、五四	六、〇二	六、一〇	六、一八
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
五、二六	五、三四	五、四二	五、五〇	五、五八	六、〇六	六、一四	六、二二	六、三〇	六、三八	六、四六	六、五四	七、〇二	七、一〇	七、一八	七、二六
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
六、三四	六、四二	六、五〇	六、五八	七、〇六	七、一四	七、二二	七、三〇	七、三八	七、四六	七、五四	八、〇二	八、一〇	八、一八	八、二六	八、三四
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
七、四二	七、五〇	七、五八	八、〇六	八、一四	八、二二	八、三〇	八、三八	八、四六	八、五四	九、〇二	九、一〇	九、一八	九、二六	九、三四	九、四二
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
八、五〇	八、五八	九、〇六	九、一四	九、二二	九、三〇	九、三八	九、四六	九、五四	一〇、〇二	一〇、一〇	一〇、一八	一〇、二六	一〇、三四	一〇、四二	一〇、五〇
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
一〇、五八	一〇、六六	一〇、七四	一〇、八二	一〇、九〇	一〇、九八	一一、〇六	一一、一四	一一、二二	一一、三〇	一一、三八	一一、四六	一一、五四	一二、〇二	一二、一〇	一二、一八
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
一二、二六	一二、三四	一二、四二	一二、五〇	一二、五八	一二、六六	一二、七四	一二、八二	一二、九〇	一二、九八	一三、〇六	一三、一四	一三、二二	一三、三〇	一三、三八	一三、四六
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
一三、五四	一三、六二	一三、七〇	一三、七八	一三、八六	一三、九四	一四、〇二	一四、一〇	一四、一八	一四、二六	一四、三四	一四、四二	一四、五〇	一四、五八	一四、六六	一四、七四
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
一五、〇二	一五、一〇	一五、一八	一五、二六	一五、三四	一五、四二	一五、五〇	一五、五八	一五、六六	一五、七四	一五、八二	一五、九〇	一五、九八	一六、〇六	一六、一四	一六、二二
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
一六、三〇	一六、三八	一六、四六	一六、五四	一六、六二	一六、七〇	一六、七八	一六、八六	一六、九四	一七、〇二	一七、一〇	一七、一八	一七、二六	一七、三四	一七、四二	一七、五〇
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
一七、五八	一七、六六	一七、七四	一七、八二	一七、九〇	一七、九八	一八、〇六	一八、一四	一八、二二	一八、三〇	一八、三八	一八、四六	一八、五四	一八、六二	一八、七〇	一八、七八
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
一九、〇六	一九、一四	一九、二二	一九、三〇	一九、三八	一九、四六	一九、五四	一九、六二	一九、七〇	一九、七八	一九、八六	一九、九四	二〇、〇二	二〇、一〇	二〇、一八	二〇、二六
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二〇、三四	二〇、四二	二〇、五〇	二〇、五八	二〇、六六	二〇、七四	二〇、八二	二〇、九〇	二〇、九八	二一、〇六	二一、一四	二一、二二	二一、三〇	二一、三八	二一、四六	二一、五四
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二二、〇二	二二、一〇	二二、一八	二二、二六	二二、三四	二二、四二	二二、五〇	二二、五八	二二、六六	二二、七四	二二、八二	二二、九〇	二二、九八	二三、〇六	二三、一四	二三、二二
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二三、三〇	二三、三八	二三、四六	二三、五四	二三、六二	二三、七〇	二三、七八	二三、八六	二三、九四	二四、〇二	二四、一〇	二四、一八	二四、二六	二四、三四	二四、四二	二四、五〇
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二四、五八	二四、六六	二四、七四	二四、八二	二四、九〇	二四、九八	二五、〇六	二五、一四	二五、二二	二五、三〇	二五、三八	二五、四六	二五、五四	二五、六二	二五、七〇	二五、七八
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二六、〇六	二六、一四	二六、二二	二六、三〇	二六、三八	二六、四六	二六、五四	二六、六二	二六、七〇	二六、七八	二六、八六	二六、九四	二七、〇二	二七、一〇	二七、一八	二七、二六
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二七、三四	二七、四二	二七、五〇	二七、五八	二七、六六	二七、七四	二七、八二	二七、九〇	二七、九八	二八、〇六	二八、一四	二八、二二	二八、三〇	二八、三八	二八、四六	二八、五四
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二八、六二	二八、七〇	二八、七八	二八、八六	二八、九四	二九、〇二	二九、一〇	二九、一八	二九、二六	二九、三四	二九、四二	二九、五〇	二九、五八	二九、六六	二九、七四	二九、八二
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
三〇、〇〇	三〇、〇八	三〇、一六	三〇、二四	三〇、三二	三〇、四〇	三〇、四八	三〇、五六	三〇、六四	三〇、七二	三〇、八〇	三〇、八八	三〇、九六	三〇、一〇四	三〇、一〇二	三〇、一〇〇
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
三〇、一〇二	三〇、一〇〇	三〇、〇九八	三〇、〇九六	三〇、〇九四	三〇、〇九二	三〇、〇九〇	三〇、〇八八	三〇、〇八六	三〇、〇八四	三〇、〇八二	三〇、〇八〇	三〇、〇七八	三〇、〇七六	三〇、〇七四	三〇、〇七二
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
三〇、〇七〇	三〇、〇六八	三〇、〇六六	三〇、〇六四	三〇、〇六二	三〇、〇六〇	三〇、〇五八	三〇、〇五六	三〇、〇五四	三〇、〇五二	三〇、〇五〇	三〇、〇四八	三〇、〇四六	三〇、〇四四	三〇、〇四二	三〇、〇四〇
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
三〇、〇三八	三〇、〇三六	三〇、〇三四	三〇、〇三二	三〇、〇三〇	三〇、〇二八	三〇、〇二六	三〇、〇二四	三〇、〇二二	三〇、〇二〇	三〇、〇一八	三〇、〇一六	三〇、〇一四	三〇、〇一二	三〇、〇一〇	三〇、〇〇八
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
三〇、〇〇六	三〇、〇〇四	三〇、〇〇二	三〇、〇〇〇	二九、九九八	二九、九九六	二九、九九四	二九、九九二	二九、九九〇	二九、九八八	二九、九八六	二九、九八四	二九、九八二	二九、九八〇	二九、九七八	二九、九七六
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二九、九七四	二九、九七二	二九、九七〇	二九、九六八	二九、九六六	二九、九六四	二九、九六二	二九、九六〇	二九、九五八	二九、九五六	二九、九五四	二九、九五二	二九、九五〇	二九、九四八	二九、九四六	二九、九四四
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二九、九四二	二九、九四〇	二九、九三八	二九、九三六	二九、九三四	二九、九三二	二九、九三〇	二九、九二八	二九、九二六	二九、九二四	二九、九二二	二九、九二〇	二九、九一八	二九、九一六	二九、九一四	二九、九一二
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二九、九一〇	二九、九〇八	二九、九〇六	二九、九〇四	二九、九〇二	二九、九〇〇	二九、八九八	二九、八九六	二九、八九四	二九、八九二	二九、八九〇	二九、八八八	二九、八八六	二九、八八四	二九、八八二	二九、八八〇
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二九、八七八	二九、八七六	二九、八七四	二九、八七二	二九、八七〇	二九、八六八	二九、八六六	二九、八六四	二九、八六二	二九、八六〇	二九、八五八	二九、八五六	二九、八五四	二九、八五二	二九、八五〇	二九、八四八
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二九、八四六	二九、八四四	二九、八四二	二九、八四〇	二九、八三八	二九、八三六	二九、八三四	二九、八三二	二九、八三〇	二九、八二八	二九、八二六	二九、八二四	二九、八二二	二九、八二〇	二九、八一八	二九、八一六
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二九、八一四	二九、八一二	二九、八一〇	二九、八〇八	二九、八〇六	二九、八〇四	二九、八〇二	二九、八〇〇	二九、七九八	二九、七九六	二九、七九四	二九、七九二	二九、七九〇	二九、七八八	二九、七八六	二九、七八四
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二九、七八二	二九、七八〇	二九、七八八	二九、七八六	二九、七八四	二九、七八二	二九、七八〇	二九、七八八	二九、七八六	二九、七八四	二九、七八二	二九、七八〇	二九、七八八	二九、七八六	二九、七八四	二九、七八二
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二九、七八〇	二九、七八八	二九、七八六	二九、七八四	二九、七八二	二九、七八〇	二九、七八八	二九、七八六	二九、七八四	二九、七八二	二九、七八〇	二九、七八八	二九、七八六	二九、七八四	二九、七八二	二九、七八〇
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
二九、七八八	二九、七八六	二九、七八四	二九、七八二												

良由	崎赤	市下	屋來御	江淀	黨熊	子米	境
瀨戸金比羅宮 十四丁	神崎神社 十二里廿九丁	退船上寺 廿三丁	大船御名 上着和船所社 三三七七 里十八丁	石大 馬神山 十三里卅五丁	大神山 神社 三十三里十八丁	安錦米 養公子 寺園趾 一十九里四丁	美保神社陸路十一丁及 海路四里半
山	湖	木寶	村	崎	松	吉	倉
吉岡温泉 一里十八丁	賀露神社 一里	白兔神社 一里十丁	山中鹿之助之墓 一里十二丁	倭文神社 二十五丁	東郷温泉 八里十八丁	關三長 朝谷德 金温觀 泉音 三二一 里里里 廿十五十八 丁丁丁	打吹公 園 伯香神 社 十體地 藏 三十一 里一 丁
瀨馬	屋揖	島荒	來	安	取	鳥	
武内神社 十一丁	揖屋神社 五丁	二十原堤神社 二里廿五丁	比月雲 婆樹山 山寺 三二一 里里里 卅十八 四丁	清水寺 一里十六丁	渡衛荒 邊門木 數の又 馬墓右 の墓 十七 十五丁	御安吉 陵德方 墓帝温 の泉 二里十 丁	招字招 魂倍神 魂社社 十一十 里五六 九丁

山陰線各驛ヨリ名所里程表

×鳥	×倉	×米	×境
湖濱青泊松 山木村谷崎 着發發發發發發	吉吉 着發發發發發發	由八赤下御淀熊 良橋崎市來江黨 發發發發發發發	米後大 子藤津 着發發發
九四	九三	九二	九一
九三	九二	九一	九〇
九二	九一	九〇	八九
九一	九〇	八九	八八
九〇	八九	八八	八七
八九	八八	八七	八六
八八	八七	八六	八五
八七	八六	八五	八四
八六	八五	八四	八三
八五	八四	八三	八二
八四	八三	八二	八一
八三	八二	八一	八〇
八二	八一	八〇	七九
八一	八〇	七九	七八
八〇	七九	七八	七七
七九	七八	七七	七六
七八	七七	七六	七五
七七	七六	七五	七四
七六	七五	七四	七三
七五	七四	七三	七二
七四	七三	七二	七一
七三	七二	七一	七〇
七二	七一	七〇	六九
七一	七〇	六九	六八
七〇	六九	六八	六七
六九	六八	六七	六六
六八	六七	六六	六五
六七	六六	六五	六四
六六	六五	六四	六三
六五	六四	六三	六二
六四	六三	六二	六一
六三	六二	六一	六〇
六二	六一	六〇	五九
六一	六〇	五九	五八
六〇	五九	五八	五七
五九	五八	五七	五六
五八	五七	五六	五五
五七	五六	五五	五四
五六	五五	五四	五三
五五	五四	五三	五二
五四	五三	五二	五一
五三	五二	五一	四〇
五二	五一	四〇	三九
五一	四〇	三九	三八
四〇	三九	三八	三七
三九	三八	三七	三六
三八	三七	三六	三五
三七	三六	三五	三四
三六	三五	三四	三三
三五	三四	三三	三二
三四	三三	三二	三一
三三	三二	三一	三〇
三二	三一	三〇	二九
三一	三〇	二九	二八
三〇	二九	二八	二七
二九	二八	二七	二六
二八	二七	二六	二五
二七	二六	二五	二四
二六	二五	二四	二三
二五	二四	二三	二二
二四	二三	二二	二一
二三	二二	二一	二〇
二二	二一	二〇	一九
二一	二〇	一九	一八
二〇	一九	一八	一七
一九	一八	一七	一六
一八	一七	一六	一五
一七	一六	一五	一四
一六	一五	一四	一三
一五	一四	一三	一二
一四	一三	一二	一一
一三	一二	一一	一〇
一二	一一	一〇	〇九
一一	一〇	〇九	〇八
一〇	〇九	〇八	〇七
〇九	〇八	〇七	〇六
〇八	〇七	〇六	〇五
〇七	〇六	〇五	〇四
〇六	〇五	〇四	〇三
〇五	〇四	〇三	〇二
〇四	〇三	〇二	〇一
〇三	〇二	〇一	〇〇

左に宍道より山口間の里程表を示さん

宍道より今市	三里廿八丁	江津より濱田	六里廿六丁
今市より小田	四里十一丁	濱田より三隅	五里十二丁
小田より波根	三里十一丁	三隅より益田	五里六丁
波根より太田	一里卅三丁	益田より青原	四里七丁
太田より大森	二里十八丁	青原より津和野	五里廿二丁
大森より大家	三里廿九丁	津和野より徳佐	三里八丁
大家より浅利	四里十八丁	徳佐より地福	一里卅一丁
浅利より江津	一里廿一丁	地福より山口	十里三丁

岡山街道

本線路は米子より溝口、江尾、根雨、板井原より作州に入り新庄、美甘、勝山、久世、坪井を経て津山に出で中國鐵道により岡山に達するものなり途中勝山又は久世より河船にて落合を経福渡驛にて乗車するも一利あり近來山陰線倉吉驛に下車し全地より津山に向ふもあり岡山は四通八達の地にして全地にて山陽線並に支線備中堪井に接続せり又川口へ二里を下り三番港よりは四國讚岐鐵道に連絡せり又中國各港行上り下り汽船便日々數回あり

左に米子津山間の里程表を示す

米子より溝口	三里廿丁	新庄より美甘	二里
溝口より江尾	二里八丁	美甘より勝山	四里
江尾より根雨	二里	勝山より久世	一里十八丁
根雨より板井原	二里	久世より坪井	三里
板井原より新庄	二里廿丁	坪井より津山	三里十八丁

阪鶴航路

近來京阪地方に向ふの人は最も交通機關の完備と時間を要する短きを以て多く此線路によることになれり本線路は山陰線各驛より宮線鐵道各地へ向つて連絡の切符を發賣し境港より毎日午後三時出帆連絡船阪鶴九により航海時間十三時間にして丹後國舞鶴着翌一番汽船にて大阪其他各地方に連絡するものなり又舞鶴より汽船にて小濱宮津兩方面に連絡すること別表の如し

舞鶴船運	舞鶴發後四三〇	境發後三〇〇	但シ月ノ大小ニ依リ左ノ通り定期
鶴阪二	舞鶴發後四三〇	舞鶴發後三〇〇	休航ス又二月ハ未日奇數日ニ當ル
境鶴	舞鶴發後四三〇	舞鶴發後三〇〇	時ハ大ノ月ニ準シ休航ス
時刻丸	舞鶴發後四三〇	舞鶴發後三〇〇	大ノ月 十六日、十八日、十九日
連絡表	舞鶴發後四三〇	舞鶴發後三〇〇	小ノ月 十六日、十八日、二十日

第四種 廣告郵便物
 第三種郵便物ニ非サル印刷物ニシテ
 月一回以上刊行スルモノヲ約束郵便物
 トシテ差出ストキ
 百通又ハ其ノ同一郵便区内
 端數每ニ(同一郵便区内) 金貳拾錢
 重量卅又ハ 金壹錢
 其ノ端數每ニ

第五種 農産物種子
 重量卅又ハ其端數每ニ 金壹錢

(附註)内地、韓國、清國(本邦郵便局所在地)間發着ノ通常郵便物ノ種類及料金ハ
 内地ト同一ナリ

◎市内特別郵便(四十二年十一月ヨリ實施)

- ▲有封同文書狀は重量四匁迄金壹錢五厘四匁以上ハ四匁迄毎に金壹錢を加ふ
 - ▲無封同文書狀は重量十匁迄金壹錢五厘十匁以上は十匁迄毎に金壹錢を加ふ
 - ▲第三種郵便物は重量二十匁迄金四厘二十匁以上は二十匁毎に金參厘を加ふ
 - ▲同時に三千一箇分以上を差出すときは三千一箇分よりは重量二十匁迄毎に金參厘
 - ▲第四種郵便物は重量三十匁迄金六厘三十匁以上は三十匁まで毎に金五厘を加ふ
 - ▲同時に三千一箇分以上を差出すときは三千一箇分よりは重量二十匁まで毎に金五厘
 - ▲低料取扱を受くべきものは
- 一 差出地と同一の郵便市内に配達するものたる事
 - 二 同時に百箇以上を差出し其の内容は何れも同一様のものたる事
 - 三 郵便物の面表に「市内特別」と表記する事

●小包郵便

●内地小包郵便料(一貫六百目迄)

同一便区内		(外區便郵一同)	
重	量	重	量
二	百匁迄	二	百匁迄
四	百匁迄	四	百匁迄
六	百匁迄	六	百匁迄
八	百匁迄	八	百匁迄
一貫	六百匁迄	一貫	六百匁迄
普	留	普	留
通	八	通	八
書	留	書	留
錢	錢	錢	錢
貳拾	錢	貳拾	錢
參拾	錢	參拾	錢
四拾	錢	四拾	錢
五拾	錢	五拾	錢
六拾	錢	六拾	錢
七拾	錢	七拾	錢
八拾	錢	八拾	錢
九拾	錢	九拾	錢
一貫	六百匁迄	一貫	六百匁迄
貳拾	錢	貳拾	錢
參拾	錢	參拾	錢
四拾	錢	四拾	錢
五拾	錢	五拾	錢
六拾	錢	六拾	錢
七拾	錢	七拾	錢
八拾	錢	八拾	錢
九拾	錢	九拾	錢
一貫	六百匁迄	一貫	六百匁迄

●内地、臺灣、樺太(本邦郵便局所在地)

相互間小包郵便料

二	百匁迄	貳拾	錢
四	百匁迄	參拾	錢
六	百匁迄	四拾	錢
八	百匁迄	五拾	錢
一貫	六百匁迄	六拾	錢
普	留	七拾	錢
通	八	八拾	錢
書	留	九拾	錢
留	錢	一貫	六百匁迄
貳拾	錢	貳拾	錢
參拾	錢	參拾	錢
四拾	錢	四拾	錢
五拾	錢	五拾	錢
六拾	錢	六拾	錢
七拾	錢	七拾	錢
八拾	錢	八拾	錢
九拾	錢	九拾	錢
一貫	六百匁迄	一貫	六百匁迄

●韓國、清國(本邦郵便局所在地)相互間小包

包料		代金引換	
重	量	書	留
二	百匁迄	參拾	錢
四	百匁迄	四拾	錢
六	百匁迄	五拾	錢
八	百匁迄	六拾	錢
一貫	六百匁迄	七拾	錢
普	留	八拾	錢
通	八	九拾	錢
書	留	一貫	六百匁迄
留	錢	貳拾	錢
錢	錢	參拾	錢
貳拾	錢	四拾	錢
參拾	錢	五拾	錢
四拾	錢	六拾	錢
五拾	錢	七拾	錢
六拾	錢	八拾	錢
七拾	錢	九拾	錢
八拾	錢	一貫	六百匁迄
九拾	錢	貳拾	錢
一貫	六百匁迄	參拾	錢
貳拾	錢	四拾	錢
參拾	錢	五拾	錢
四拾	錢	六拾	錢
五拾	錢	七拾	錢
六拾	錢	八拾	錢
七拾	錢	九拾	錢
八拾	錢	一貫	六百匁迄
九拾	錢	貳拾	錢
一貫	六百匁迄	參拾	錢

●郵便物容積及重量制限

○容積
 長 一尺三寸
 幅 八寸五分
 厚 五寸

○重量
 第三種郵便物 三百匁
 第五種郵便物 三百匁
 商品見本及雜形 二百匁
 廣告郵便物(一通ニ付) 二百匁

●小包郵便物容積及重量制限

○容積 長曲尺二尺 幅及厚各五寸以内
幅曲尺二尺 ノモノハ長三尺ヲ
厚曲尺二尺 限リ差出スヲ得

○重量 一貫六百匁

●書留郵便

通常郵便物書留料一個ニ付金七錢 ▲表記スベキ文字通常郵便物ハ「書留」小包郵便物ハ「書留小包」 ▲價格表記ト爲シタルモノハ書留トナスコトヲ得ス

●價格表記郵便

通貨、金銀、寶石、珠玉等ノ高價物件ハ必ス價格表記トナスヲ要シ其有價物件モ價格表記ト爲スヲ得 ▲留書トナシタル郵便物ハ價格表記ト爲スコトヲ得ス ▲表記料一個ニ付表記金額拾圓迄ハ金拾五錢拾圓以上ハ其超過シタル額ニ對シ拾圓迄毎ニ金五錢 ▲表記スヘキ文字「價格表記金何程」 ▲表記金額一個ニ付金千圓

●代金引換郵便

代金引換ト爲スヘキモノハ價格表記郵便物及書留小包郵便物ニ限ル到着局所ニ十日間留置代金ト引換ニ差出人ニ交付シ其取立テタル代金ヲ差出人ニ交付スルモノトス ▲引換料一口ニ付金五錢外ニ取立金送達料トシテ其引換金額拾圓迄ハ金五錢拾圓以上百圓迄ハ其超過シタル額ニ對シ拾圓迄毎ニ金四錢百圓以上千圓迄ハ其超過シタル額ニ對シ千圓迄毎ニ金參錢ヲ取立金交付ノ際徴收ス ▲表記スヘキ文字「代金引換金何程」 ▲引換金額制限一口ニ付金千圓

●現金取立郵便

現金取立ト爲スヘキモノハ代金受領證株式配當券、公債又ハ社債ノ利券保險掛金受領證ニシテ持參人ニ支拂ハルヘキモノニシテ該證券ノ金額ヲ取立テ差出人ニ交付ス

●別配達郵便

ルモノトス ▲取立料一口ニ付金五錢外ニ取立金送達料トシテ代金引換ト同一ノ割合ニ依ル料金ヲ取立金交付ノ際徴收ス ▲取立金額制限一口ニ付金千圓 ▲現金ノ取立ヲ爲ス郵便局所ハ爲替金居宅拂取扱局所ト同一トス

●留置郵便

別配達料一個ニ付陸上二里以内ハ金貳拾錢二里ヲ超過シタルトキハ一里迄毎ニ金拾五錢ヲ加フ、別配達料不明ノ場合ハ金貳拾錢以上ヲ前納スルトキハ尙別配達トシテ引受け其不足額ハ受取人ヨリ徴收ス、受取人之ヲ納付セサルトキハ差出人ヨリ徴收ス、解船料ハ受取人ヨリ徴收ス不納ノ時ハ差出人ヨリ徴收ス ▲表記スヘキ文字「別配達」「何局別配達」 ▲別配達ト爲スヘキモノハ書留又ハ價格表記ノ郵便物ニ限ル臺灣島内別配達料ハ一個ニ付市内ハ金拾錢市外ハ三里迄金六拾錢三里以上十八町マテ毎ニ金拾錢ヲ加フ但市外ノ里程判明セス悉皆前納シ得サルモ金六拾錢以上ヲ納付スルトキハ別配達トシテ取扱ヒ其不足額ハ受取人ヨリ徴收ス、受取人之ヲ納付セサルトキハ差出人ヨリ追徴ス、他ノ郵便區内ニ配達スルトキハ差出人指定ノ配達局ト名宛地トノ里程ニ應ニ市外別配達ト同一ノ料金ヲ徴收ス、解船料ハ市内市外ニ拘ハラズ別ニ其實費額ヲ受取人ヨリ徴收ス受取人之ヲ納付セサルトキハ差出人ヨリ徴收ス

●留置通知

▲留置通知ノモノハ通知料一個ニ付金參錢 ▲表記スヘキ文字「留置」「何局留置」「留置通知」留置期間三十日

●配達證明郵便

配達證明トナスヘキモノハ書留又ハ價格表記ノ郵便物ニ限ル、配達ヲ了シタルトキ該證明書ヲ差出人ニ送付ス ▲配達證明料一個ニ付金參錢 ▲表記スヘキ文字「配達

證明

●引受時刻證明郵便

引受時刻證明ト爲スヘキモノハ書留通常郵便物ニ限ル、引受時刻ヲ記入シタル受領證ヲ差出人ニ交付シ尙配達ラ了シタルトキハ其旨差出人ニ通知ス ▲引受時刻證明料一個ニ付金拾五錢 ▲表記スヘキ文字「引受時刻證明」

●約束郵便

約束郵便トナスヘキモノハ定期刊行物書籍印刷物ニシテ差出ノ際郵便切手ヲ貼用セズ期間ヲ定メ通貨ヲ以テ其料金ヲ後納スルモノナリ

●廣告郵便

廣告郵便ト爲スヘキモノハ受取人ヲ指定セサル廣告、引札等各種ノ印刷物ニシテ差出人指定ノ郵便局所ニテ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ配達スルモノナリ

●郵便私書函

私書函ヲ使用セントスルモノハ郵便局所ノ許可ヲ受ケ私書函ニ依リ料金完納ノ普通々常郵便物ヲ受取ルモノナリ但シ認可ヲ受クルトキハ或ル特殊取扱ノ郵便物モ共ニ受取ルコトヲ得

●郵便物名宛變更及取戻請求料

郵便物差立前ナルトキハ 金五錢
郵便ニ依ルモノハ 金八錢
郵便物差立後 電信ニ取戻請求ハ 金四拾錢
ナルトキハ 依ル 名宛變更ハ 金七拾錢

●代金引換郵便物ノ代金引換取消及金額變更料

郵便物差立前ナルトキハ 金五錢
郵便ニ依ルモノハ 金八錢
郵便物差立後 電信ニ取戻請求ハ 金四拾錢
ナルトキハ 依ル 金額變更ハ 金七拾錢

●内國電報

●通常電報料

種別	和文		歐文	
	基本(片假名十 五字以内)	累加(五字以内ナ 加フル毎ニ)	基本(五 語以内)	累加(一語ヲ加 フル毎ニ)
一〇區町村內發受ノモノ	拾錢	參錢	拾五錢	參錢
小笠原島、臺灣、樺太、其以外ノ本邦各地トノ間並小笠原島、臺灣、樺太相互間發受ノモノ	四拾錢	拾錢	五拾錢	拾錢
前二項以外ノモノ	貳拾錢	五錢	貳拾五錢	五錢

●至急電報料一通 (同文電報ニ關シ) 每ニ 官報ハ通常電報料ノ 二倍
テハ原信ノミ 三 私報ハ通常電報料ノ 四分ノ一

○照校料一通 同文電報ニ關シテハ原信ノミ 每ニ 通常電報料ノ 四分ノ一

○受信報知料 電報報知一通每ニ (和文ハ十五字ノ通常電報料ノ 金參錢
歐文ハ五語ノ通常電報料ノ 金參錢)

○追尾料 郵便報知一通每ニ 追尾一回每ニ 一通ニ付 原信ノ電報料ト同額

○再送料 再送一回每ニ 一通ニ付 原信ノ電報料ト同額

○同文料 原信ヲ除クノ外一通每ニ (和文ハ 金拾錢
歐文ハ 金拾錢)

●特別ノ電報料

○外國郵送料 但同文電報ニ關シテハ原信ヲ除クノ外一通每ニ 金貳拾錢

○時間外取扱料 但同文電報ニ關シテハ原信ヲ除クノ外一通每ニ 金貳拾錢

●電報受取證書料

○別使配達 著信局所ヨリ二里以内ハ 一通ニ付 金參 錢
トキハ一里以内毎ニ 一通ニ付 金貳 拾 錢
(注意)臺灣島内ニ於テ配達スル料金ハ本金額ノ二倍トス又樺太島内ニ於テハ別使配達ヲナサス

○別使料通 電報ニ依ルモノハ 一通ニ付 和文十五字ニ相當スル通常料金トス
知 郵便ニ依ルモノハ 一通ニ付 金參 錢
(注意)三里ヲ超ヘタル別使配達料ヲ受信人ヨリ徵收セシメス受信人ニ於テ納ムルトキ本通知ヲ要スルモノトス

○鳥嶼宛別使配達 (注意)配達實費本金額ニ超過シタルトキハ其不足額ヲ受信人ヨリ徵收ス 一通ニ付 金貳 拾 錢

○船配配達 一通ニ付 金貳 拾 錢
○書留郵便配達 一通ニ付 金七 錢

●電報閱覽料 一通ニ付 金參 錢

●電報正寫料 一通ニ付 和文ハ二百字以内毎ニ 金五 錢
歐文ハ五十語以内毎ニ 金拾 錢

●未送電報返還料 一通ニ付 金五 錢
證票一個ニ付 年額 金六 圓

●電報局渡料 但局渡證票ヲ亡失シ更ニ證票ヲ請求スルトキハ金貳拾錢ヲ納付スルモノトス 證票一個ニ付 年額 金六 圓

●略號登記料及配達先登記料 登記一個ニ付 年額 金拾 貳 圓
返信料前納證書使用期間 證書發行ノ日ヨリ 三十日以内

●電報配達料

●各種請求期間

○電報再送請求期間 著信ノ時ヨリ 七十二時間
○尋問電報發送請求期間 電報ヲ依リタル時ヨリ 以內
○電報字句改正及送達停止請求期間 電報ヲ依頼シタル時ヨリ 以內
○料金還付請求期間 料金納付ノ日ヨリ 六十日以内
無線電報ニハ海岸局又ハ船舶局ニ於テ送信又ハ受信ノ取扱ヲ爲ス毎ニ左ノ料金ヲ附課ス但シ無線電信ノミニ依リ傳送スルモノニ對シテハ他ノ電報料ヲ課セス

●無線電報料

○官報及私報 一海岸 和文 十五字以内 金貳 拾 錢
局料金 歐文 五語以内 金貳 拾 五 錢
一語ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ増ス
○新聞 二船舶局料金 同
電報 一海岸局料金五十字以内毎ニ 金貳 拾 錢
二船舶局料金 同

●新聞電報料 和文五十字以内毎ニ 内地相互間 金貳 拾 錢
小笠原島ニ往復スル新聞電報ハ之ヲ取扱ハス 内地、臺灣、樺太相互間 金四 拾 錢

●同文新聞電報料 原信ヲ除クノ外一通毎ニ原信料ノ半額トス 年額 金四百八拾圓

●豫約新聞電報料 一日發信 五百字迄 同 年額 金八百四拾圓
豫定字數 千字迄 同 金千貳百圓
和文 千五百字迄 同 金五 拾 錢

●新聞電報料金後納發券 五十葉綴 同 年額 金貳 拾 錢
二十葉綴 (乙) 金貳 拾 錢

● 船舶通報料

通過報 登記料ヲ納付シタル者ハ一年通ニ付額 金壹拾圓
 登記料ヲ納付セサル者ハ一年通ニ付額 金貳拾圓
 (注意) 前二項ノ料金ハ夜間通過ノ船舶ニ對シテハ二倍トス
 信號報 登記料又ハ郵便料
 電報料又ハ郵便料
 一年通ニ付額 金壹圓
 一年通ニ付額 金壹圓
 一年通ニ付額 金壹圓

● 氣象通知電報料

種別	符號		譯文	
	一箇月分	一通分	一箇月分	一通分
全國天氣豫報	參圓七拾五錢	拾五錢	五圓	貳拾錢
全國暴風警報	壹圓貳拾五錢	拾五錢	壹圓六拾五錢	貳拾錢
地方天氣豫報	貳圓五拾錢	拾錢	參圓貳拾五錢	拾參錢
地方暴風警報	壹圓	拾錢	壹圓貳拾錢	拾參錢
氣象實況報	參拾圓	壹圓貳拾錢	壹圓參拾錢	拾參錢

● 電報託送用機械(局内装置ノ分)維持料

電信機 一個ニ付年額 維持料金ハ左ノ期間ニ從ヒ每期ノ初月十日迄ニ納付スル
 金百六拾圓
 モノトス
 第一期 四月一日ヨリ六月三十日マテ
 第二期 七月一日ヨリ九月三十日マテ
 第三期 十月一日ヨリ十二月三十一日マテ
 第四期 一月一日ヨリ三月三十一日マテ

電話機 一個ニ付年額 金八拾圓

● 電話之部

● 加入登記料電話使用料名義書換料及電話番號簿掲載料

種別	加入		電話使用		名義書換料	電話番號簿掲載料
	單獨加入	共同線加入	單獨加入	共同線加入		
甲地	拾五圓	拾五圓	六拾六圓	四拾八圓	五圓	貳圓
乙地	拾圓	拾圓	五拾四圓	四拾貳圓	參圓	壹圓五拾錢
丙地	五圓	貳圓	四拾八圓	參拾六圓	貳圓	壹圓
丁地	五圓	貳圓	參拾六圓	參拾圓	貳圓	五拾錢

● 料金
 甲地 東京、大阪
 乙地 京都、横濱、神戸、名古屋、長崎、廣島

別種ノ地土ルス關

丙地
 須賀、新瀉、熊本、仙臺、青森、金澤、下關、函館、福岡、門司、小樽、岡山、横
 須賀、佐世保、福井、堺、前橋、四日市、桑名、小倉、吳、若松、甲府、大津、和
 歌山、宇都宮、高崎、岐阜、鹿兒島、靜岡、長岡、富山、津、高松、德島、長野、
 姫路、佐賀、久留米、松江、旭川、盛岡、秋田、高岡、山形、松山、高知、福島、
 松本、上田、山田、水戸、尾道、米澤、豐橋、奈良、濱田、大垣、岡崎、伏見、若
 田、鳥取、津山、弘前、大分、敦賀、米子、直江津、酒田、柏崎、鶴岡、釧路、高
 田、八王寺、新舞鶴、福知山、長濱、彦根、三條、大牟田、
 丁地
 一宮、明石、桐生、岩内、日光、足利、御影、室蘭、尼ヶ崎、宮津、池田

料用使加附

○特別加入
 (注意)町數ノ計算方ハ普通加入區域ヲ距離ノ短キモノニ依ル
 共同部分ノ線路ニ限リ共同負擔トス
 年額 特別加入區域内ノ町程一町毎ニ 金 貳 圓

○長距離電話
 年額一個毎ニ 金 六 圓

○卓上電話機
 普通電話機 年額一個毎ニ 金 拾 圓
 卓上電話機 年額一個毎ニ 金 貳 拾 圓

○増設機械
 受話器 年額一個毎ニ 金 八 圓
 電鈴 年額一個毎ニ 金 參 圓
 筒形又ハ時計形 年額一個毎ニ 金 參 圓

○官應用及私設電話機接續
 特別加入區域内ノ町程一町迄毎ニ 金 拾 圓

(注意)町數ノ計算方ハ特別加入區域内ニ於ケル新設電話線路ノ町程ト普通加入區域ヲ距離ノ最近道路ノ町程トヲ比較シ何レカ其ノ距離ノ短カキモノニ依ル、共同線加入ハ共同部分ノ線路ニ限リ共同負擔トス

●電話機械移轉料
 同一邸宅構内ノ移轉 金 貳 圓
 同一邸宅構内ニ於テ電鈴及附屬品ノミノ移轉 金 壹 圓
 他ノ邸宅構内ヘ移轉 金 拾 五 圓

●加入登記料、名義書換料、交換料及電話番號簿掲載料

話電設特

種別	加入登記料	名義書換料	交換料	電話番號簿掲載料
單獨加入	五圓	貳圓	貳拾四圓	年額一ヶ所毎ニ
共同線加入	五圓	貳圓	貳拾四圓	重複掲載他人名義掲載
連接加入	五圓	貳圓	拾八圓	五拾錢
			四圓	圓

●(特設電話) 附加交換料

○長距離電話 年額一個毎ニ 金 六 圓
 ○官應用及私設電話機接續 年額一個毎ニ 金 六 圓
 ○電話線路(水底線路ヲ除ク) 年額一回線里程一町マデ毎ニ 金 壹 圓
 ○普通電話機 年額一個毎ニ 金 七 圓
 ○卓上電話機 年額一個毎ニ 金 八 圓
 ○増設電鈴 年額一個毎ニ 金 壹 圓

●(特設電話) 維持料

○卓上電話機 年額一個毎ニ 金 拾 圓
 ○増設電鈴 年額一個毎ニ 金 壹 圓

手数料

○電信爲替通報及證書別配達料郵便別配達料ニ相當スル 金額
○爲替金居宅拂 受取人ノ居宅ニ於テ爲 請求料爲 通常爲替 金四 錢
替金ノ拂渡ヲナスモノ 付 替一口ニ 電信爲替 小爲替 金貳 錢

爲替證書有効期間

證書發行ノ日ヨリ

通常爲替 九 十日
電信爲替 九 十日
小爲替 六 十日

(注意)千島、琉球、小笠原島、伊豆諸島、臺灣、樺太及韓國鬱陵島ニ設置ノ局所ト取組ミタルモノハ百二十日トス
千島及樺太ニ設置ノ局所ト取組ミタル通常爲替證書及電信爲替證書ニ對シテハ 每年十二月一日ヨリ翌年四月三十日マデハ其有効期間ニ算入セス

高額爲替

一等郵便局長又ハ在外郵便局長ノ認可ヲ受ケ定期又ハ定期ニ一般規定ノ制限額ヨリ多額ノ金額ヲ通常爲替ニ依リ送付スルモノナリ
證書一枚制限ナシ
爲替料 一般規定ノ制限額百圓以上ノ爲替金ニ對シテハ拾圓マデヲ増ス毎ニ四錢ヲ加徴スルモノトス
認可失効ノ期間一ケ年間爲替振出ヲ爲サ、ルトキ

海外出稼人特別爲替

海外出稼人ヨリ本國へ送金ニ對シテ特別ノ取扱ヲ爲スモノニシテ 爲替證書一枚ノ金額制限ナシ
横濱正金銀行ニ於テ本人ニ代リ 爲替料 一般規定ノ制限額百圓以上ノ爲替金ニ對シテハ拾圓マテヲ増ス 振出ノ手續ヲ爲スモノトス 每ニ四錢ヲ加徴スルモノトス

爲替及取立金線引讓渡

郵便爲替證書及郵便取立金取立濟通知書ノ裏面ニ二ツノ平行線ヲ引キ之ヲ銀行ニ讓渡ス方法ニシテ特ニ讓受銀行ヲ指定セントスルトキハ更ニ其線内ニ銀行ノ名稱ヲ記載セラルヘシ然ルトキハ郵便局ニ於テ其銀行ニ對シ交換拂又ハ普通ノ方法ニ依リ現金ノ拂渡ヲ爲スモノトス

郵便貯金之部

貯金預入額制限

(イ)一度ノ預入額 金拾錢以上
(ロ)預入金總額 金千圓マデ
(注意) (ロ)ノ制限ヲ超過シタルトキハ制限以内ニ引直スカ或ハ公債證書ヲ購入スルモノトス

郵便切手貯金預入額制限

郵便局所ニテ郵便切手貯金臺紙(五厘、壹錢、貳錢)ヲ買受ケ其相當欄ニ臺紙ニ印刷シアル印面ト同一ノ郵便切手ヲ貼付シ全部貼リ詰メタル上貯金ニ預ケ入ルルモノトス但シ其印面金額ハ預入額ニ加算ス 一ケ月金壹 圓

貯金ニ預入シ得ヘキ證券及利札

各種國債 新瀉縣債 滋賀縣債 山梨縣債 岐阜縣債 福井縣債
石川縣債 富山縣債 鹿兒島縣債 東京市債 京都市債 大阪市債
横濱市債 神戸市債 長崎市債 廣島市債 高松市債
勸業債券(割増金附ノモノ共)貯金債券
(注) 勸業債券北海道殖産銀行債券
以上各種ノ債券及其利札ハ無記名ニシテ支拂開始セルモノニ限ル
郵便爲替證書(當該預入局所ニ於テ拂渡ヲ爲スヘキモノニ限ル)

出張取扱貯金

官衙、學校、工場其他多人數同時ニ貯金ヲ爲ス場所ニ郵便局員カ出張シテ貯金ノ取扱ヲ爲ス方法ニシテ此取扱ヲ受ケントスル者ハ豫メ出張取扱ヲ受ケタキ日時及場所ヲ定メ最寄郵便局へ申出テラルヘシ

集配人取集貯金

郵便局ノ設ケナキ村落ニテハ役場學校神社佛閣等豫メ定メタル場所ニ於テ郵便集配人カ貯金ノ取集メヲ爲スノ方法ナリ

● **規約貯金** 多人數申合セ漫リニ拂戻ヲ爲ササルコトヲ約束シテ貯金ノ預入ヲ爲スト
 キハ規約貯金トシテ特別ノ取扱ヲ爲シ預ケ人ヨリ拂戻ノ請求アルモ規約
 ニ定メタル約束ニ從ヒ拂戻承認ヲ得タルモノニアラサレハ拂戻ヲ爲ササ
 ルモトス

● **据置貯金** 一定ノ年限内拂戻ヲ爲ササル條件ヲ以テ貯金ノ預入ヲ爲スモノニシテ据
 置年限ハ最初預入ノ日ヨリ三ケ年乃至十ケ年内ニ於テ預ケ人之ヲ定ムル
 モノトス

● **共同貯金** 一人ノ總代人ヲ設ケ其名義ニテ銘々ガ預金ヲ爲スノ方法ニシテ總代人ト
 共同者トガ遠隔ノ土地ニ在ル時ニ便利ナルモノトス

● **海外貯金** 日本郵便局ノ設ケナキ外國ニ在留スル者カ外國ニ居ナカラ郵便貯金ノ預
 入ヲ爲スノ方法ニシテ預入ヲ爲サントスル者ハ適宜ノ用紙ニ本籍、現住
 所、職業、氏名及初度預ケ入金額ヲ記載シ調印ノ上之ヲ郵便貯金局ニ宛テ
 送付シ預入金ハ郵便爲替ニ依リ同局ニ送付スルモノトス

● **貯金利子** 利子ハ毎年三月三十一日ヲ區切り計算
 シテ元金ニ加フルモノトス
 年五分〇四毛

● **一部拂戻** (イ) 五拾錢以上ノ預金ヲ殘シ置クヘキコト
 (ロ) 拾錢未満ノ端數及未タ元金ニ加ヘサル利子ノ拂戻ヲ請求シ得サルコ
 制限

● **貯金即時** 貯金預ケ人ハ通帳ニ預金ノ記入ヲ爲シタル郵便局ニ其預金ノ即時拂戻ヲ請
 求スルコトヲ得又豫メ郵便貯金局又ハ同支局ニ於テ檢閱濟ノ證明ヲ受ケ
 置クトキハ其檢閱濟ノ貯金ニ付テハ何レノ郵便局ニテモ即時拂戻ノ請求ヲ
 爲シ得ルモノトス

● **即時拂金額制限** 一日金參拾圓以内 一ケ月總額百圓迄

● **特別即時** 貯金預ケ人郵便局ニ於テ特別即時拂戻ノ承認ヲ受ケ置クトキハ金額ニ制限
 拂戻 ナク何時ニテモ貯金ノ即時拂戻ヲ請求スルコトヲ得

● **局待拂** 拂戻金額ニ制限ナク又豫メ檢閱濟ノ證明ヲ受ケサルモ受持貯金局ニ屬ス
 ル貯金ヲ即時ニ拂戻シ得ル方法ニシテ現時ハ遞信省構内郵便局ニ限り之
 ヲ取扱フ

● **非常拂** 天災其他非常ノ場合ニ際シ其災害地ノ郵便局ニ於テ特別ノ取扱ヲ爲スモ
 ノニシテ拂戻金額及取扱時間ノ制限ナク又通帳印判等ヲ亡失シタル者ニ
 對シテハ無料電報ニテ郵便貯金局又ハ同支局ニ照會ヲ爲シタル上即時現
 金ヲ拂戻スモノトス

● **拂戻證書有効期間** 六十 日

● **亡失毀損汚損通帳ノ再渡通帳手数料** 金五 錢

● **有効期間經過又ハ亡失毀損汚損拂戻證書ノ再渡證書手数料** 金參 錢

● **郵便官署ニ於テ整理公債證書** 軍事公債證書 大日本帝國政府五分利公債證書
 テ購入保管ス 國庫債券 勸業債券(日本勸業銀行ニ於テ賣出中ノモノヲ含ム)
 特別大日本帝國政府五分利公債證書 貯蓄債券

● 證券ノ購入	額面金高	貳拾五圓迄	金拾 錢	以上百圓迄ヲ
● 入保管及	(イ) 國債債券	同	同	加フル毎ニ拾
● 賣却料金	(ロ) 勸業債券	貳拾圓券	金拾 錢	五錢ヲ加フ
	(ハ) 貯蓄債券	拾圓券	金拾 錢	金八 錢
			金五 錢	

●振替貯金
 ○注意
 (イ)加入者別名登記料
 (ロ)受拂金口座登記料
 (ハ)及(ニ)ノ
 場合除ク

振替貯金ノ制限
 一、口ニ付、金拾錢以上トシ、最高額ノ制限ナシ
 二、一枚ニ付、金千圓以内
 三、大阪支局當座勘定口ヘ振替ノ爲
 ニスル拂出ニ付テハ、金高ニ制限ナク、之カ請求ヲ爲シ得ルモノトス

(ハ)現金拂出料
 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 拾圓迄 五拾圓迄 百圓迄 貳百圓迄 參百圓迄 四百圓迄 五百圓迄 六百圓迄 八百圓迄 千圓迄
 金五錢 金拾錢 金拾五錢 金貳拾錢 金參拾錢 金四拾錢 金四拾五錢 金五拾錢
 口座脱退ノ場
 合ニ於ケル拂
 出高千圓ヲ超
 過スルトキハ
 其超過額ニ對
 シ、五百圓迄、
 ニ拾五錢ヲ加
 徴ス

●振替貯金ニ關スル各種料

(ニ)日本銀行又ハ同銀行大阪支店當座勘定
 振替ノ爲現金拂出料
 一、口ニ付、金貳錢
 (ホ)振替貯金ノ拂出又ハ振替取消通報料
 (ヘ)振替貯金ノ拂出停止又ハ其解除通報料
 (ト)振替貯金ノ拂出停止又ハ其解除通報料ニ付、電報ニ依ルモノハ、金參拾錢
 (チ)振替貯金ノ拂出停止又ハ其解除通報料ニ付、電報ニ依ルモノハ、金參拾錢
 (リ)振替貯金ノ拂出停止又ハ其解除通報料ニ付、電報ニ依ルモノハ、金參拾錢
 (ヌ)振替貯金ノ拂出停止又ハ其解除通報料ニ付、電報ニ依ルモノハ、金參拾錢
 ○注意
 國庫金受拂ノ爲ニスル口座ニ對シテ(ロ)及(ハ)ノ料金を徴收セサルモノトス

●振替貯金
 基本預金、壹圓未満ノ端數及國庫ノ計算ニ屬スル宮
 ノ利子
 署ノ口座ニ對シテハ、總テ利子ヲ附セサルモノトス
 年三分六厘

●振出證書
 郵便振替貯金拂出證書
 有効期間
 局待拂拂出書
 七 三 十 日

●拂出證書
 振替貯金拂出證書モ郵便爲替證書ノ例ニ依リ、其裏面ニ二ツノ平行線
 線引讓渡ヲ引キ之ヲ銀行ニ讓渡スコトヲ得ルモノトス

●脱退手續
 適宜ノ用紙ニ依リ脱退請求書ヲ作リ之ヲ郵便貯金局又ハ大阪同支局ニ
 送付スルトキハ、同局ニ於テ其口座ノ貯金ヲ清算シ、基本預金及貯金殘額
 ヲ請求人ニ拂戻スモノトス

●振替貯金
 普通拂出書用紙
 一冊(五十枚綴)ニ付 金拾錢
 局待拂出書用紙
 一冊(五十枚綴)ニ付 金拾五錢
 ○注意
 拂出書ハ、貯金局發行ノモノト同様ナル私製ノ用紙ヲ使用スルコ
 トヲ得

●各種貯金
 振替貯金ニ關スル各種料金中(ホ)(ト)(チ)(リ)ノ場合ハ、郵便切手ヲ以テ
 納付セシメ、其他ハ郵便貯金局又ハ大阪同支局ニ於テ當該口座ノ預ケ金ヨ
 リ差引徴收ス
 ●等徵收方
 振替貯金用紙代金振替貯金加入者名簿及別名登記料金ハ、當初加入ノ場合
 ヲ除クノ外、當該口座ノ設ケ金ヨリ差引徴收ス

●外國郵便規則

●外國行普通郵便料左の如し

○信書

○聯合端書

○各種印刷物

○業務用書類

○商品見本

以上十三匁三分毎に

●書留郵便料

●價格表記

○信書

以上四匁毎に

●表記料(保険料)

●記金額等に因り

●特殊取扱手数料左の如し

一 到達證又は踪跡取調

二 代金引換

三 別配達

四 名宛變更又は取戻し(外國へ差立後)郵便に據るもの

四匁毎に

往復

十三匁三分毎に

六十六匁五分迄

廿六匁六分迄

郵便物一個に付

四匁迄

金拾

金四

金八

金貳

金貳

金四

金貳

金拾

金貳

金拾

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

金五

金四

金貳

金拾

金貳

金貳

金貳

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

錢

電信に據るもの 私報電報相當料

●外國行普通郵便物の注意

一 韓國壹圓及清國中本邦郵便局所在地へ宛つるもの總て内國の規定に據るものとす

二 信書は寸尺重量何れも制限なし

三 郵便端書(内國用)は切手貳錢五厘を補貼して之を外國へ差出すことを得べし又私製端書も切手四錢を貼付せば之を使用することを得べきも其使用を許さざる國あれば三十二年二月遞信省告示第四十一號又は郵便局所に就き承合すべし

四 各種印刷物及業務用書類の寸尺重量制限は左の如し
一面の長さ(曲尺、以下皆同じ)一尺四寸八分五厘、重量五百卅三匁三分
但巻物體なるときは長さ二尺四寸七分強、直徑三寸三分迄は之を差出すことを得べし

五 商品見本の寸尺重量制限は左の如し
長さ九寸九分 幅六寸六分 厚三寸三分 重量九十三匁三分強
但巻物體なるときは長さ九寸九分直徑四寸九分強迄は之を差出すことを得べし

六 信書、郵便端書を除き他種のもの是在中品検査し易き様封緘せずして差出すべし又郵便料は未納にて差出すことを得ず

七 臨時に發行せられたる紀念郵便切手は之を外國郵便に使用することを得ず

八 價格表記郵便物の包装方に就ては綿密なる制規(三十五年十一月遞信省告示第六百七十四號)に従ふべきものなれば郵便局所に就き承合すべし

- 九 一度到達證を請求したる書留又は價格表記郵便物の差出人が再度到達證又は其踪跡取調を請求する時及普通郵便物の踪跡取調請求は無料とす
- 一〇 別配達及名宛變更又は取戻は普通郵便物に對しても之を請求することを得べし
- 一一 代金引替手数料は取立代金に對する爲替振出の際名宛國に於て其爲替金より控除さるるものとす
- 一二 外國へ差立前に係る郵便物の名宛變更又は取戻は總て内國の規定に據るものとす

●海外電報料

地名	一語料金	地名	一語料金	地名	一語料金
釜山	0.300	京城	0.300	仁川	0.300
上海	0.300	厦門	1.800	香港	1.200
福州	1.800	天津	1.000	北京	1.100
印度	2.200	交趾支那	1.900	シンガポール	2.200

●韓國釜山仁川京城に發着する和文電報片假名及數字共七字を以て一語とす
 差出人の宿所氏名を字數に算入し受取人住所氏名は字數に算入せず
 連記したる住所氏名及追尾電報に逐書したる住所は最初の一名若くは一住所のみ字數に算入せず

●警察犯處罰令

(明治四十一年九月二十九日)
 (内務省令第十六號)

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス

- 一 故ナク人ノ住居若ハ看守セサル邸宅、建造物及船舶内ニ潜伏シタル者
 - 二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者
 - 三 一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者
 - 四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス
- 一 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者
 - 二 乞丐ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
 - 三 濫ニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券等ヲ配付シタル者
 - 四 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益ノ分配若ハ金品ヲ強請シタル者
 - 五 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
 - 六 新聞紙雜誌、其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
 - 七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者
 - 八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者
 - 九 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
 - 十 自己占有ノ場所内ニ老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若ハ人ノ死屍、死

胎アルコトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セサル者

前項ノ死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタル者

十一 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ沉醉シテ徘徊シタル者

十二 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シタル者

十三 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危険ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ装置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者

十四 劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者

十五 雑沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯セス混雜ヲ増スノ行爲ヲナシタル者

十六 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虚報ヲナシタル者

十七 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲナシ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者

十八 病者ニ對シ禁厭祈禱、符呪等ヲナシ又ハ神符、神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケタル者

十九 濫ニ催眠術ヲ施シタル者

二十 官職、位記勳爵、學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾、徽章ヲ借用シ若ハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者

廿一 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲナシ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ肯セサル者

廿二 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路ニ障碍ヲナシタル者

廿三 河川、溝渠又ハ下水路ノ疏通ヲ妨クヘキ行爲ヲナシタル者

廿四 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者
廿五 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者
廿六 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚穢シ若ハ撤去シタル者
廿七 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯セスシテ其ノ現場ニ立入り若ハ其ノ場所ヨリ退去セス又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ拘ラス傍觀シテ之ニ應セサル者
廿八 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者
廿九 他人ノ田野、園圃ニ於テ菜菓ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者
三十 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲナシタル者
卅一 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者
卅二 他人ノ身體、物件又ハ之ニ害ヲ及ホスヘキ場所ニ對シ物件ヲ抛澆シ又ハ放射シタル者
卅三 神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚瀆シタル者
卅四 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者
卅五 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者
卅六 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者
卅七 濫ニ他人ノ繫キタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者

第三條

一 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖又ハ之レカ保存ヲ爲シタル者

二 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸程シ又ハ臀部、股部ヲ露ハシ其他醜態ヲ爲シタル者

- 三 街路ニ於テ尿尿ヲナシ又ハナサシメタル者
- 四 濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他劇發スヘキ者ヲ玩ヒタル者
- 五 家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ濫ニ火ヲ焚ク者
- 六 石炭其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者
- 七 開業ノ醫師、産婆故ナク病者又ハ妊婦、産婦ノ招キニ應セサル者
- 八 故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者
- 九 炮糞、洗滌、剝皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者
- 十 濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者
- 十一 監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者
- 十二 濫ニ犬其ノ他ノ獸類ヲ喉シ又ハ驚逸セシメタル者
- 十三 狂犬、猛獸等ノ繫鎖ヲ怠リ逸走セシメタル者
- 十四 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタル者
- 十五 濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚瀆シ若ハ之ニ貼紙ヲナシ又ハ他人ノ標札 招牌、賣貸家札其ノ他榜標ノ類ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタル者
- 十六 橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繫キタル者
- 十七 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入レタル者
- 第四條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタルモノハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

● 瀛車旅客注意心得

通行税心得 凡て鐵道乗客は毎回別記の割合を以て乗車賃の外に通行税を徴收せらるゝ故に本誌又は各停車場に掲示する各等級乗車賃の外に切符を買ふ毎に通行税を加算することを忘る可からず

急行列車 新橋神戸間及新橋下の關間に運轉の急行列車に乗車の場合は普通乗車賃の外急行列車券の購求を要するものとす

乗車券通用期間及途中下車驛 五十哩未満一日五十哩以上百哩未満二日百哩以上は百哩若くは其未滿を増す毎に一日を加ふるものとす途中下車驛に限り下車の上再び他の列車に乗繼ぐことを得るものとす

切符改缺及割増運賃心得 旅客は乗車の際所持の乗車券に改缺を受くべし(下車驛に下車する時亦同じ)乗車券を買受くる暇なく乗車し又は乗車券相當の車室より優等車に轉乘するときは係員に申告し證票を受取るべし。乗車券所持せず(係員の許諾を得ず乗越したる場合を含む以下同じ)又は無効の乗車券を以て乗車したる場合に於て其乗車等級不明なるときは該列車に於ける最優等の車室に乗車したるものと見做し運賃を計算す。乗車券所持せず又は無効の乗車券を以て乗車し若くは検査の際乗車券の呈示を拒み又は取集めの際之を渡さざるときは普通運賃の外之と同額の割増運賃

支拂ふべし係員に申告せずして優等車に轉乘したるときは其運賃の差額の外之と同額の割増運賃を支拂ふべし

前二項の場合に於ける割増運賃は乗車等級に應じ左の金額を以て限度とす一等金參圓二等金貳圓三等金壹圓乗車券を買受くる暇なく係員の許諾を得て乗車したるときは普通運賃の外更に貳拾錢の増拂を支拂ふべし但し増拂金が普通運賃額より多きときは普通運賃額を限度とす

旅客携帶品一時預入れの手續 三十斤以下 一口貳錢 三十斤以上百斤迄四錢 自轉車又は小兒車一口五錢 預り品は預け入の日より一ヶ月を限りとす紛失毀損に對する賠償額五拾圓以下とす 但し爆發又腐敗し易きもの他品を汚損する虞あるもの荷拵不全なるもの重量百斤以上のもの又は蕙包其他長大のもの等は預け入るゝを得ず預け品には荷主の宿所氏名を証明したる札を付け置くべし

旅客携帶無賃手荷物制限 一等百斤 二等六十斤 三等三十斤とす以上重量を越すとすは超過斤數に對し相當賃金を徴收す手荷物として托贈に應ずべき物品は旅行用必要の物品に限り是れが托贈に應ず但し旅行用必要の物品と雖も其係員が荷造不完全か手荷物の性質以外の物と認むる時は是れが托送を拒絶さるゝ事あるべし

●小荷物運賃表

哩數	斤一	斤二	斤三	斤四	斤五	斤六	斤七	斤八	斤九	斤十	迄斤二十	迄斤四十	迄斤六十	迄斤八十	迄斤十二
五十滿	七	七	七	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一五	一八	一九	二〇	二二
百哩未滿	七	七	七	七	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一六	一八	一九	二〇	二二
百五十滿	七	七	七	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一五	一八	一九	二〇	二二
二百滿	七	七	七	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一五	一八	一九	二〇	二二
三百滿	七	七	七	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一五	一八	一九	二〇	二二
四百滿	七	七	七	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一五	一八	一九	二〇	二二
五百滿	七	七	七	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一五	一八	一九	二〇	二二
七百滿	七	七	七	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一五	一八	一九	二〇	二二
七百上	八	八	八	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一六	一九	二〇	二二	二四

本表の運賃は一箇毎に之を計算するものとす

●馬車自働車運賃

馬車	一哩ニ付 最低運賃 金貳拾錢	自働車 金拾五錢	一哩ニ付 最低運賃 金參圓
人力車	金參錢	自轉車、小兒車 金貳錢	最低運賃 金參圓
	金六拾錢	商品運搬車	金四拾錢

● 通行税

一	二百哩又ハ二 百海裡以上	二百哩又ハ二 百海裡未滿	百哩又ハ百 海裡未滿	五十哩又ハ 五十哩未滿
二	五拾錢	四拾錢	貳拾錢	五拾錢
三	貳拾五錢	貳拾錢	拾錢	參錢
等	四錢	參錢	貳錢	壹錢

● 急行列車券

(一) 新橋下關間運轉する急行車に乗車するものは乗車券の外に更に左記料金の急行列車券を購求するを要す但四年未滿の小兒は無料四年以上十二年未滿は半額なり

(二) 急行列車券は中途の驛に下車したるときは前途無効とす

(三) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(四) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(五) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(六) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(七) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(八) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(九) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(十) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(十一) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(十二) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(十三) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(十四) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(十五) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(十六) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(十七) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(十八) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(十九) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(二十) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(二十一) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(二十二) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(二十三) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(二十四) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(二十五) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(二十六) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(二十七) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(二十八) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(二十九) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(三十) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(三十一) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(三十二) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(三十三) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(三十四) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(三十五) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(三十六) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(三十七) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(三十八) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(三十九) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(四十) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(四十一) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(四十二) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(四十三) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(四十四) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(四十五) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(四十六) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(四十七) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(四十八) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(四十九) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(五十) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(五十一) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(五十二) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(五十三) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(五十四) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(五十五) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(五十六) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(五十七) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(五十八) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(五十九) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(六十) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(六十一) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(六十二) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(六十三) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(六十四) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(六十五) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(六十六) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(六十七) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(六十八) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(六十九) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(七十) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(七十一) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(七十二) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(七十三) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(七十四) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(七十五) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(七十六) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(七十七) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(七十八) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(七十九) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(八十) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(八十一) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(八十二) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(八十三) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(八十四) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(八十五) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(八十六) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(八十七) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(八十八) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(八十九) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(九十) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(九十一) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(九十二) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(九十三) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(九十四) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(九十五) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(九十六) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(九十七) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(九十八) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(九十九) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

(一百) 急行列車券は途中の驛に下車したるときは前途無効とす

● 行商人呼賣人携帶商品運賃表

哩數	重量廿五斤未滿	重量廿五斤以上五十斤未滿	重量五十斤以上
廿五哩未滿	拾錢	貳拾錢	參拾錢
廿五哩以上	拾五錢	參拾錢	四拾五錢
五十哩マデ			

● 各國貨幣及度量衡比較表

國象合	利吉英	國	幣	尺	度	重	量	斗	量
ミル	フアーシング	圓拾錢厘	一〇	ライオン	十町百十間丈尺分厘	百十斤百十匁分厘毛	ギル	石斗升合勺才札	七五八
セント	ベンニー	圓拾錢厘	一〇	インチ	八三	七五七	クオールト	三〇三二	
ダイト	シルリシグ	圓拾錢厘	一〇	フット	一〇〇	七五七	クオールト	六〇六五	
ドル	シム	圓拾錢厘	一〇	ヤード	三〇〇	七五七	クオールト	二四二六〇	
ラム	ホンド	圓拾錢厘	一〇	ポンド	一六五七	七五七	クオールト	四八五二〇	
グ	ホンド	圓拾錢厘	一〇	グランド	一〇〇〇二八四	七五七	クオールト	一九四〇八三	
イ	グ	圓拾錢厘	一〇	マイル	一四〇四三〇一三〇	七五七	クオールト	一五五二六六五	
二〇〇〇〇〇〇									
同									
上									
同									
上									
同									
上									

支那	西魯普	利地塊	佛蘭	亞西露
カン(厘) メー(分) テール(兩) 一五四〇〇	グロセン ターレル フレンジック 八五〇〇	フロリ シカ 三七八二〇〇	フラン 三九六	コベック グレン 一五五 イム 一五四 アル 一五四
アント(厘) グイット(分) 一二四三	リニ アス メル 二二八〇〇	フート ノルト 一三二〇四五〇〇	メ キ 三三〇〇〇〇	サ アル 七〇五 セ 九四八〇
リヤン(兩) カシチ(斤) ル(担) 一六三四三三餘	ボ エ ラ 五〇一五八七八六	ク ロ ボ 一五〇二九七	キ ヘ テ 二六六六六	フ ブ 四三九〇四二五
	メ セ リ 三二二〇〇	モ メ イ 三二二〇〇	ヘ テ リ 五五四三五	カ ウ ウ 一五五〇二餘

●印紙税法摘要

●金高五圓以上の證書を作成する時は其の印紙を貼用すべし

價格	印紙	價格	印紙	價格	印紙
五圓以上	壹圓	四圓迄	貳圓	六圓迄	參圓
貳圓	四錢	百圓迄	五錢	百貳拾圓迄	六錢
百四拾圓迄	七錢	百六拾圓迄	八錢	百八拾圓迄	九錢
貳百圓迄	拾參錢	貳百四拾圓迄	拾壹錢	貳百四拾圓迄	拾貳錢
貳百六拾圓迄	拾六錢	參百圓迄	拾四錢	參百圓迄	拾五錢
參百四拾圓迄	拾九錢	參百六拾圓迄	拾七錢	參百六拾圓迄	拾八錢
四百圓迄	貳拾貳錢	四百四拾圓迄	拾九錢	四百四拾圓迄	貳拾壹錢
五百圓迄	貳拾五錢	五百四拾圓迄	貳拾六錢	五百四拾圓迄	貳拾貳錢
五百六拾圓迄	貳拾八錢	五百八拾圓迄	貳拾七錢	五百八拾圓迄	貳拾三錢
六百圓迄	參拾壹錢	六百四拾圓迄	參拾貳錢	六百四拾圓迄	參拾四錢
六百八拾圓迄	參拾四錢	七百圓迄	參拾五錢	七百圓迄	參拾五錢
七百四拾圓迄	參拾七錢	七百六拾圓迄	參拾六錢	七百六拾圓迄	參拾六錢
八百圓迄	四拾錢	八百四拾圓迄	參拾八錢	八百四拾圓迄	參拾九錢
八百六拾圓迄	四拾參錢	八百八拾圓迄	四拾壹錢	八百八拾圓迄	四拾貳錢
九百圓迄	四拾六錢	九百四拾圓迄	四拾四錢	九百四拾圓迄	四拾三錢
九百六拾圓迄	四拾八錢		四拾七錢		四拾八錢

九百八拾圓迄	四拾九錢	千圓迄	五拾錢
以上貳拾圓迄を増す毎に壹錢を加わ貼用すべし貼用税五拾圓に至て止むべし			
●約束手形は一通毎に左の割合を以て印紙税を納むるものとす			
金高千圓以下	印紙税 五錢	金高五千圓以下	印紙税 拾錢
金高壹萬圓以下	貳拾錢	金高貳萬圓以下	五拾錢
金高參萬圓以下	全	金高五萬圓以下	全
金高拾萬圓以下	全	金高拾萬圓以上	全
●左に掲ぐる證書帳簿に關しては證書は一通毎に帳簿は一冊一年以内の附込に對し下に定むる所の印紙税を納むるものとす			
一委任狀	印紙税 貳錢	一爲替手形	印紙税 參錢
一銀行預金證書	全	一船荷證券	全
一運送貨物引換證	全	一倉荷預證券	全
一倉荷質入全證券	全	一保險證券	全
一株券	全	一債券	全
一株式申込證	全	一地上權永小作權地	全
一使用貸借賃借雇傭寄託	全	一役權に關する證書	全
一定期金に關する契約證書	全	一定款及組合契約書	全
一權利の變更に關する證書	全	一追認承認に關する證書	全
一物品切手	全	一賣買仕切書	全
一送狀	全	一受取書	全
一金高記載なき證書	全	一擔保品差入證書擔保品預證書	全

一通帳 全 參錢 一判取帳 全 廿五錢

●民事及行政訴訟用印紙

(特別税法に依る増徴額を合算す)

●民事訴訟用印紙貼用高	訴訟物價格拾圓迄	貳拾五錢	訴訟物價格拾圓迄	四拾錢
全	貳拾圓迄	八拾錢	全	壹圓八拾錢
全	七拾圓迄	貳圓五拾錢	全	參圓五拾錢
全	貳百五拾圓迄	七圓五拾錢	全	拾貳圓
全	七百五拾圓迄	拾五圓	全	拾八圓
全	貳千五百圓迄	貳拾五圓	全	參拾圓
五千圓以上は千圓に達する毎に參圓を加ふ○財産權上の請求に非ざる訴訟に付ては其訴訟物の價格を百圓と看做して印紙を貼用すべし財産權上の請求に非ざる訴訟に由て生ずる財産上の訴訟と併合するときは其多額なる一方の訴訟物の價格に依る○控訴狀は前記貼用高の半額、又上告狀は倍額を増貼するを要す				
●同支拂命令申請				
訴訟物の價額拾圓までは貳拾錢、拾圓以上は貳拾錢の外に前記貼用高の半額と貳拾錢との差額を増徴すべし○差額は訴が民事訴訟法第三九〇條の規定に依り區裁判所に繫屬する場合又は同法第三九一條第二項の規定に依り地方裁判所に訴を起す場合の訴訟に付貼用すべき印紙の額に通算す				

●壹圓の印紙を貼用する者
 一、抗告 二、故障 三、證據調の申立 四、假差押假處分の申請 五、判決の送達を申立 六、執行力ある正本を求むるの申立 但此正本數通を求むるときは其一通毎に五拾錢の割合を以て印紙を貼用すべし
 答辯其他前記以外の申立及申請には貳拾五錢の印紙を貼用するを要す
 ●行政訴訟用印紙
 訴狀七圓○故障、證據調の申立、判決の送達を求むる申立壹圓○期日の變更、辯論の延期又は辯論期日指定の申立、縦參加の申請、忌避の申請、費用額確定の申請四拾五錢、○上記以外の申立又は申請貳拾五錢

●人事の諸届（概略）

●婚姻の届 夫の本籍地又ハ所在地の戸籍吏に差出すを要す
 入夫婚姻及び婿養子縁組なるときは妻の本籍地又所在地に於て届出づべし
 ●出生の届 子の出生したるときは十日以内に出生地又は父母の本籍地若くは寄留地の戸籍吏に届出づるを要す
 ●死亡の届 死亡者ありたるときは五日以内に死亡地又死亡者の本籍地若くは寄留地の戸籍吏に届出づるを要す
 ●戸籍に關する届 本籍を轉ずるときは戸主より左の諸件を具す轉籍地の戸籍吏に届出づるを要す
 (一) 轉籍者の氏名、出生の年月日及職業

(二) 原籍地及轉籍地 但届書は正副二本を要す
 戸籍吏の管轄地内に於て本籍を變更せんとするときは戸主より原籍地及び新本籍地を具して其旨を戸籍吏に届出づるを要す

●諸税法

(諸税中に特別とあるは非常特別税額なり)

●地 租
 百分の二個半
 ▲非常特別税として左の通り増税
 ○市街宅地 地價 百分の十七、五 ○郡村宅地 地價 百分の五、五
 ○其他の土地 全 百分の三箇
 ●有租地種類
 ○第一類 田畑 郡村宅地 市街宅地 鹽田 鑛泉地
 ○第二類 池沼 山林 牧場 原野 雜種地
 ●所得税
 ●所得税は左の稅率に依り之を賦課す
 第一種 法人の所得 千分の二十五
 ▲改正非常特別税
 (甲)株主廿一人以上又は株主及社員の数二十一人以上を以て組織したる株式会社合資會社
 (乙)其他の法人
 所得稅法に依る稅額十五割

五千圓未滿	全所得税法に依る税額八割	壹萬圓未滿	所得税法に依る税額九割
壹萬五千圓未滿	全	貳萬圓未滿	全
參萬圓未滿	全	五萬圓未滿	全
拾萬圓未滿	全	拾萬圓以上	全
第二種	此の法律施行地に於て支拂を爲す公債社債の利子		千分の二十
第三種	前各種に屬せざる所得		

▲所得本税

拾萬圓以上	千分の五十五	▲改正特別税	本税額の 二十七割
五萬圓以上	千分の五十		二十四割
參萬圓以上	千分の四十五		二十一割
貳萬圓以上	千分の四十		十九割
壹萬五千圓以上	千分の三十五		十七割
壹萬圓以上	千分の三十		十五割
五千圓以上	千分の二十五		十四割
參千圓以上	千分の二十		十三割
貳千圓以上	千分の十七		十三割
千圓以上	千分の十五		十一割
五百圓以上	千分の十二		十一割
參百圓以上	千分の十		十割

戸主及其の同居家族の所得は第三種に限り之を合算し其の總額に依り本條の税率を定む戸主と別居する家族二人以上同居するときは亦同じ

●營業税法摘要

●營業税は左の課税標準及税率に依り毎年之を賦課するものとす

▲特別税 營業税法に依る税額 十五割

業名	課税標準	税率
----	------	----

物品販賣業 賣上金額 卸賣は萬分の五 小賣は 萬分の十五
 建物賃貸價格 千分の四十 從業者 一人毎に 金壹圓

但一箇年の賣上金額千圓未滿の者には營業税を課せず

銀行業 資本金額 千分の二 但金銀及物品賃貸付業にして資
 保險業 建物賃貸價格 千分の四十 本金額五百圓未滿の者には營
 金錢貸附業 從業者 一人毎に金壹圓 業税を課せず
 物品賃附業 從業者 一人毎に金壹圓 建物賃貸價格 千分の二十

倉庫業 資本金額 一人毎に金壹圓 建物賃貸價格 千分の四十
 從業者 一人毎に金壹圓 勞役者一人毎に 金參拾錢

製造業 資本金額 千分の一 勞役者一人毎に 金參拾錢
 印刷業 從業者 一人毎に金壹圓

但製造業にして資本金額五百圓未滿のもの又は職工勞役者を通じて二人以上使用せざる者、及印刷寫真業にして職工雇人を通じて二人以上使用せざる者は營業税を課せず

運送業、運河業、棧橋業、資本金額 千分の二半
但運送業にして雇人二人以上使用せざる者は營業税を課せず

船渠業、船舶碇繋場業、貨物陸揚場業
從業者 一人毎に金壹圓
但請負金額一個年千圓未満の者には營業税を課せず

土木請負業 請負金額 千分の二
勞力請負業 從業者 一人毎に金壹圓
但請負金額一個年千圓未満の者には營業税を課せず

席貸業 建物賃貸價格 千分の六十
但席貸業にして建物賃貸價格五拾圓未満の者には營業税を課せず
又料理店業とは雇人三人以上を使用して客室を設けて飲食物を販賣する者とす

料理店業 從業者 一人毎に金壹圓
旅人宿業 建物賃貸價格 千分の四十
但本税を課すべき旅人宿業は雇人三人以上を使用するものとす
但木錢宿には營業税を課せず

公なる周旋業 報酬金額 百圓毎に金壹圓
代辨業、仲立 從業者 一人毎に金壹圓
業、仲買業 從業者 一人毎に金壹圓

●狩獵免許税

●此の税法に依り納務義務を有する營業者は毎年一月三十日まで業名及課税標準を詳記し政府に届出づるものとす但新に開業したるものは其際本條の届出を爲すべし

●毛織物及石油消費税
一等 所得稅百圓以上 地租五百圓以上若は營業稅百五拾圓以上を納むる者又は其の家族 金貳拾圓 ▲特別稅貳拾圓
二等 所得稅參圓以上 地租參拾圓以上若は營業稅貳拾圓以上を納むる者又は其の家族 金拾圓 ▲特別稅金貳拾圓
三等 一等 二等以外の者 金貳圓 ▲特別稅金五圓
●免狀の有効期限は十月十五日より翌年四月十五日までとす

○毛織物 價 格 百分の十五
○石 油 每ガロン 金參錢貳厘
○此他の織物 價 格 百分の十

●相續税

●家督相續 稅 率
課稅價格 五千圓以下 千分の十二
相續人が被相續人の家族たる直系卑屬なるとき
相續人が被相續人の指定したる者、民法第九百八十一條に依り選定せられたる者、被相續人の家族たる直系尊族又は入夫なる時
相續人が民法第九百八十五條に依り選定せられたる者
千分の十五
千分の二十

五千圓以上	千分の十五	千分の十七	千分の二十五
壹萬圓以上	千分の十七	千分の二十	千分の三十
貳萬圓以上	千分の二十	千分の二十五	千分の三十五
參萬圓以上	千分の二十五	千分の三十	千分の四十
四萬圓以上	千分の三十	千分の三十五	千分の四十五
五萬圓以上	千分の三十五	千分の四十	千分の五十
七萬圓以上	千分の四十	千分の四十五	千分の五十五
拾萬圓を超ゆる金	千分の五を加ふ	千分の五を加ふ	千分の五を加ふ
額は五萬圓毎に			

(百萬圓に至て止む)

●特許法摘要

- 左に掲ぐる發明は特許を受くることを得ず
 - 一 飲食物、嗜好物
 - 二 醫藥又は其調合法
 - 三 秩序又は風俗を紊る虞あるもの
 - 四 特許出願前公に知られ又公に用ゐられたるもの、但し試験の爲め二年以内公に知られたるものは此限にあらす

- 特許年限は十五年とし原簿登録の日より起算す
- 特許は制限を付し若くは付せずして讓渡し共有と爲し又は質權の目的と爲すことを得
- 特許を受けんとする者は一發明毎に發明の明細書及び必要の圖面を添へ特許局長に出願すべし特許局長は出願者に對し必要と認むるときは雛形若くは見本の提出を命ぜらる
- 特許を出願したるときは特許局審査官其發明を審査す
- 審査官に於て特許を與ふべきものと査定したるときは特許局長は特許原簿に登録し特許證を下附す、特許證には特許局長之に署名し明細書及び必要の圖面を添付す
- 特許證主は特許料として各特許に付毎年金拾圓を納むべし
- 前項特許料は三年毎に金五圓を増すものとす
- 特許證主追加特許を受けたるときは追加特許料として一時に金貳拾圓を納むべし

●意匠法摘要

- 左に掲ぐる意匠は登録を受くることを得ず
 - 一 菊花御紋章と同一若くは類似の形狀模様を有するもの
 - 二 秩序又は風俗を紊るの虞あるもの
 - 三 意匠登録出願前公に知られ又は公に用ゐられたるもの若くは之と類似するもの

- の、但し自己の登録意匠と類似するものは此限にあらず
- 意匠専用の年限は十年とし原簿登録の日より起算す但し類似意匠専用年限は原意匠の有効年限に伴ふ
- 意匠の専用は農商務大臣の定むる類別に従ひ出願人の指定したる物品に限る
- 意匠専用権は制限を付し若くは付せずして譲渡し若くは共有と爲し又は質権の目的と爲すことを得
- 意匠の登録を受けんとする者は一意匠毎に其意匠を應用すべき物品を明記し雛形、見本若くは圖面を添へ特許局長に出願すべし
- 意匠登録證主は意匠料として各意匠に付第一年より第三年まで毎年金參圓、第四年より第六年までは毎年金五圓、第七年より第十年までは毎年金七圓を納むべし
- 類似意匠の登録を受けたるときは各類似意匠に付一時に金參圓を納むべし

● 商標法摘要

- 文字、圖形又は記號して左の場合に該當するものは商標の登録を受くることを得ず
 - 一 菊花御紋章と同一若くは類似の圖形を有するもの
 - 二 國旗、軍旗、勳章又は外國の國旗と同一若くは類似のもの
 - 三 秩序又は風俗を紊り若くは世人を欺瞞する虞あるもの

- 四 他人の登録商標又は其登録失効後一年經過せざるもの
- 五 此法律施行前より他に使用者ある商標と同一若くは類似のもの
- 六 商品の普通名稱、産地を表彰するもの又は其品位、品質、形狀を商業上慣用の文字、圖形若くは記號により表彰するもの及び普通に使用せらるゝ氏名、商號、會社名若くは組合名を普通の書體に依り記載するもの
- 七 欄、地紋其他特別著明の外観なきもの
- 商標専用の年限は二十年とし原簿登録の日より起算す
- 商標専用年限満了の後其商標を續用せんとする者は更に其登録を受くることを得
- 商標の専用は農商務大臣の定むる類別に従ひ出願人の指定したる商品に限る
- 登録商標主其營業を譲渡し又は他人と其營業を共にする場合に限り其商標を譲渡し若くは共有と爲すことを得
- 商標の登録を受けんとする者は一商標毎に其商標を付すべき商品を明記し見本を添へ特許局長に出願すべし
- 商標の登録を受くる者は一商標に付商品一類毎に商標料金參拾圓を納むべし續用の登録に付ても亦同じ

● 實用新案法摘要

- 左の各號に該當せざるものは新規なるものと看做す
 - 一 登録出願前同一又は類似の物品に關し帝國內に於て公に用ゐられたるもの又は之に類似するもの
 - 二 登録出願前同一又は類似の物品に關し容易に應用することを得べき程度に於て公刊物に記載せられたる者又は之に類似するもの
- 左に掲ぐる實用新案は之を登録せず
 - 一 菊花御紋章又は之に類似するもの
 - 二 秩序若くは風俗を紊り又は衛生を害するの虞あるもの
- 實用新案權の存續期間は三ヶ年とす
- 前項の期間は三ヶ年之を延長することを不得
- 實用新案權は移轉又は質入することを得
- 實用新案の登録を受けんとする者は一實用新案に付一物品毎に願書に圖面を添へ特許局長に差出すべし
- 實用新案の登録を請求する者は一實用新案に付一物品毎に登録料金拾五圓を納むべし其存續期間の延長を請求する者は金參拾圓を納むべし

●滿二十歲徵兵ニ當ルモノ

(自明治四十三年分) 至 同四十七年分)

明治四十三年	明治廿三年一月一日生迄	明治四十四年	明治廿四年一月一日生迄
明治四十五年	明治廿五年一月一日生迄	明治四十六年	明治廿六年一月一日生迄
明治四十七年	明治廿七年一月一日生迄		

●滿十七歲國民兵ニ當ルモノ

(自明治四十三年分) 至 同四十七年分)

明治四十三年	明治廿五年一月一日生迄	明治四十四年	明治廿六年一月一日生迄
明治四十五年	明治廿七年一月一日生迄	明治四十六年	明治廿八年一月一日生迄
明治四十七年	明治廿九年一月一日生迄		

●利息制限法摘要

○利息ノ二種
 契約上ノ利息 (人民相互ノ契約ヲ以テ定ムル所ノ利息ナリ)
 法律上ノ利息 (法律規定ヨリ生スル所ノ利息ナリ所謂法定ノ利息是ナリ)

○制限

契約上ノ利息 元金百圓以下

〔一ケ年ニ付百分ノ二十(二割)以下

同百圓以上千圓以下 〔一ケ年ニ付百分ノ十五(一割五分)以下

同千圓以上 〔一ケ年ニ付百分ノ十二(一割二分)以下

〔注意〕〔法律上ノ利息ハ法律ガ見テ以テ適當トシテ定ムル所ノモノナルガ故ニ

制限ナシ

制限超過ノ制裁

一 右ノ制限ヲ超ユルモノハ裁判上無効ノモノトシ各制限迄引直サシム

二 違約ノ場合ヲ見越シテ償金ヲ約スルトモ實際ノ損害ニ比シテ不當ナル時ハ裁判官其見込ニヨリテ相當ノ減少ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

●登録税法摘要

(特別税法ニ依ル増徴額ヲ合算ス)

○不動産に關する登記を受くるは如左

- 一 法定ノ家督相続ニ因ル所有權ノ取得 不動産價格 千分ノ五
- 二 第一號以外ノ家督相続又ハ遺産相続ニ因ル所有權ノ取得 不動産價格 千分ノ一五
- 三 遺言贈與其他無償名義ニ因ル所有權ノ取得 不動産價格 千分ノ六〇
- 四 第一號乃至第三號以外ノ原因ニ因ル所有權ノ取得 不動産價格 千分ノ卅五

五 從來保有セル所有權ノ保存 不動産價格 千分ノ五

六 共有物ノ分割 分割ニ因リテ受クル 不動産ノ價格 千分ノ五

七 永代ノ地上權取得 不動産價格 千分ノ廿五

八 地上權永小作權ノ取得存續期間十年未滿 不動産價格 千分ノ二

存續期間二十年未滿 不動産價格 千分ノ三

存續期間三十年未滿 不動産價格 千分ノ四

存續期間三十年以上 不動産價格 千分ノ五

存續期間ノ定メナキモノ 不動産價格 千分ノ五

但シ權利移轉ニ因ル場合ニ於テハ既ニ經過シタル期間ヲ存續期間ヨリ控除シ

其殘期ヲ以テ存續期間ト看做シ登録稅ヲ計算ス

九 賃借權取得存續期間十年未滿 不動産價格 千分ノ一

存續期間十年以上 不動産價格 千分ノ二

存續期間ノ定メナキモノ 不動産價格 千分ノ一

但シ權利移轉ニ因ル場合ニ於テハ既ニ經過シタル期間ヲ存續期間ヨリ控除シ

其殘期ヲ以テ存續期間ト看做シ登録稅ヲ計算ス

一〇 地役權ノ取得 要役地價格 千分ノ一

一一 華族世襲財産ノ創設 不動産價格 千分ノ二十五

- 一二 先取特權ノ保存又ハ取得 債權金額又ハ不動産工事費用豫算金額千分ノ六
但シ債權金額ナキトキ又ハ先取特權ノ目的タルモノ、價格ガ債權金額ヨリ
高キトキハ先取特權ノ目的タルモノ、價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 一三 質權、抵當權ノ取得 債權金額 千分ノ六
但シ債權金額ナキトキ又ハ質權抵當權ノ目的タルモノ、價格ガ債權金額ヨ
リ寡キトキハ質權、抵當權ノ目的タルモノ、價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 一四 競賣、強制管理ノ申立 債權金額 千分ノ六
但シ競賣若クハ強制管理ニ付スベキモノ、價格ガ債權金額ヨリ寡キトキハ
其物ノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 一五 假差押、假處分 債權金額 十分ノ四
但シ假差押、假處分ニ付スヘキモノ、價格ガ債權金額ヨリ高キトキハ其物
ノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 一六 抵當アル債權ノ差押 債權金額 千分ノ六
但シ差押ニ付スヘキモノ、價格ガ債權金額ヨリ寡キトキハ其物ノ價格ヲ以
テ債權金額ト看做ス
- 一七 相續財産ノ分離所有權ニテハ 不動産價格 千分ノ六
所有權以外ノ權利ニ付テハ 不動産價格 千分ノ一

○船舶にする登關記を受くるときは左の如し

- 一八 請求又ハ申立ニ因リ抹消セラレタル登記 不動産每一個 金貳拾錢
 - 一九 假登記 不動産每一個 金貳拾錢
 - 二〇 豫告登記 不動産每一個 金拾錢
 - 二一 附記登記 但シ一件ニ付稅額金參拾錢ヲ超ユルトキハ參拾錢トス
不動産每一個 金拾錢
 - 二二 登記ノ更正、變更又ハ抹消 但シ一件ニ付稅額金稅拾錢ヲ超ユルトキハ參拾錢トス
不動産每一個 金拾錢
- 船舶にする登關記を受くるときは左の如し
- 一 法定ノ家督相續ニ因ル所有權ノ取得 船舶價格 千分ノ三
 - 二 第一號以外ノ家督相續又ハ遺産相續ニ因ル
所有權ノ取得 船舶價格 千分ノ六
 - 三 遺言言、贈與其他無償名義ニ因ル所有權ノ
取得 船舶價格 千分ノ五十
 - 四 第一號乃至第三號以外ノ原因ニ因ル所有權
ノ取得 船舶價格 千分ノ廿五
 - 五 從來保有セル所有權ノ保存 船舶價格 千分ノ三
 - 六 賃借權ノ取得 船舶價格 千分ノ一

- 存續期間十年以上
船舶價格 千分ノ二
- 存續期間ノ定メナキモノ
船舶價格 千分ノ一
- 但シ債權移轉ニ因ル場合ニ於テハ既ニ經過シタル存續期間ヨリ控除シ其殘期ヲ以テ存續期間ト看做シ登録稅ヲ計算ス
- 七 質權抵當權ノ取得
債權金額 千分ノ六
但シ債權金額ナキトキ又ハ質權抵當權ノ目的タルモノ、價格ガ債權金額ヨリ寡キトキハ質權、抵當權ノ目的タルモノ、價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 八 競賣ノ申立
債權金額 千分ノ六
但シ競賣ニ付スヘキモノ、價格ガ債權金額ヨリ寡ナキ時ハ其物ノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 九 假差押及假處分
債權金額 千分ノ四
但シ假差押假處分ニ付スヘキモノ、價格ガ債權金額ヨリ寡キトキハ其物ノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 一〇 抵當アル債權ノ差押
債權金額 千分ノ六
但シ差押ニ付スヘキモノ、價格ガ債權金額ヨリ寡キトキハ其物ノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 一一 請求又ハ申立ニ因リ抹消セラレタル登記ノ回復
船舶每一箇 金貳拾錢

- 一二 假登記
船舶每一箇 金貳拾錢
- 一三 豫告登記
船舶每一箇 金貳拾錢
- 一四 附記登記
船舶每一箇 金拾錢
- 一五 但一件ニ付稅額金參拾錢ヲ超ユルトキハ參拾錢トス
船舶每一箇 金拾錢
- 但一件ニ付稅額金參拾錢ヲ超ユルトキハ抹消
船舶每一箇 金拾錢
- 但一件ニ付稅額金參拾錢ヲ超ユルトキハ金參拾錢トス

○課稅免除のものは左の如し

- 一 政府自己ノ登記
- 二 府縣郡市町村其他公共團體ニ於テ公用ニ供スル不動産ノ登記
- 三 公園、社寺、堂宇ノ敷地、墳墓ニ係ル登記
- 四 明治六年第十八號府告地所質入書入規則、同八年第四百四十八號府告建物質入書入規則ノ公證ヲ經タル證書面ノ權利ニ付テ債權者ヨリ申請スル登記

● 年齢早見表

說明
上部ハ年號及年數ニシテ其右方ノ數字ハ明治四十三年ヨリ溯リテ數ヘタルモノナリ例ヘバ明治初年生ナレバ四十三ニシテ辰歲ナリ生レシ歲ト當年ノ歲ヲ除キ滿年算月表ト對照增加シテ何年何ヶ月ト數フベシ

三月生	二月生	一月生	算月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年
三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年
四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年
五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年
六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年
七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年
八月	九月	十月	十一月	十二月	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年
九月	十月	十一月	十二月	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年
十月	十一月	十二月	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年
十一月	十二月	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年
十二月	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年
滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年
滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年	滿一年

● 滿年求月表

(上は生れ月にて右は當年の月なり其の求めんとする月を對照して滿年月を得へし)

卅七	廿七	十七	七	元治	安政	弘化	五	七	十一	文化	甲
辰七	午七	申七	戌七	子七	寅七	辰七	午七	申七	戌七	子七	乙
卅八	廿八	十八	八	慶應	二	二	六	八	十二	二	丙
巳六	未六	酉六	亥六	丑六	卯六	巳六	未六	酉六	亥六	丑六	丁
卅九	廿九	十九	九	二	三	三	七	九	十三	三	戊
午五	申五	戌五	子五	寅五	辰五	午五	申五	戌五	子五	寅五	己
四十	三十	二十	十	三	四	四	八	十	十四	四	庚
未四	酉四	亥四	丑四	卯四	巳四	未四	酉四	亥四	丑四	卯四	辛
卅一	卅一	廿一	十一	明治	五	嘉永	九	十一	文政	五	壬
申三	戌三	子三	寅三	辰三	午三	申三	戌三	子三	寅三	辰三	癸
卅二	卅二	廿二	十二	二	六	二	十	十二	二	六	甲
酉二	亥二	丑二	卯二	巳二	未二	酉二	亥二	丑二	卯二	巳二	乙
卅三	卅三	廿三	十三	三	萬延	三	十一	天保	三	七	丙
戌一	子一	寅一	辰一	午一	申一	戌一	子一	寅一	辰一	午一	丁
卅四	卅四	廿四	十四	四	文久	四	十二	二	四	八	戊
丑一	卯一	巳一	未一	酉一	亥一	丑一	卯一	巳一	未一	酉一	己
卅五	卅五	廿五	十五	五	二	五	十三	三	五	九	庚
寅九	辰九	午九	申九	戌九	子九	寅九	辰九	午九	申九	戌九	辛
卅六	卅六	廿六	十六	六	三	六	十四	四	六	十	壬
卯八	巳八	未八	酉八	亥八	丑八	卯八	巳八	未八	酉八	亥八	癸

實業家座右之銘

◎實業家座右之銘

成功家の金言集

我れを助くる者は我れなり

西洋の格言

汝の事業を愛する事汝の戀人を思ふが如くせよ

米國の富豪カーネギー氏の成功金言

(一) 青年にして實業に従事せんと欲せば先づ志を高處に立て而して凶行は必ず最下級の地位より始めよ

(二) 勞苦を厭ふなく忠實に働け而して主家の利害を以て自己の利害と爲せ

(三) 青年の最も警戒すべきは飲酒投機及び他人の負債に裏書することは是れなり此三者は苟も忽諸に附する勿れ

(四) 支出は必ず収入以内にあるべし

(五) 其命せられたる職務よりも今少し多くの事を爲さざる可からず則ち職務以外に於て更に餘力を用ゐよ

(六) 成功の途は四方明け放しなり故に全能力全精神を發揮して其従ふ所の事業に傾注せば必ず成功せん

安田家の雇人への四訓

(一) 主家に忠實なる事
(三) 何事も身分相應を貴び

藤田傳三郎氏の成功主義

「不急不休」の四字に盡くべし彼れ決して成功を急かさりし而して少しも休まざりし而して終りに急ぎて休みたる者よりも早く且つ大に成功せり

大國屋の營業方針

早寝早起して衛生を守り正直にして御客様に親切を盡くし家業に勉強して賣買共に口錢を薄くし年毎に商ひ高の嵩むるを希ふて御客様の御便利を計り時間を惜みて空談を省き速に實業に就くやう心掛くべし實に時間は金錢よりも尊し我が生命と心得て無益の時間を消費せず言語文章も飾りを用ひず殊に商用の手紙は読み易く分り易く用向きの足るを專一と心掛くべし

勞働は神聖なり

人に貴賤なし職なきを以て賤となす職を爲さざるものは常に罪を爲すものなり職業は獨り生活のため

勤儉は最後の勝利者なり

早起の功德貳拾ヶ條

大隈伯之格言
松本重太郎之格言

(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(十)

- (一) 早起は克己の精神を養成し
- (二) 早起は決斷の勇氣を養成し
- (三) 早起は精勤の習慣を養成し
- (四) 早起は秩序の習慣を養成し
- (五) 早起は節儉の習慣を養成し
- (六) 早起は敏捷の習慣を養成し
- (七) 早起は終日仕事に追はれず
- (八) 早起は機會を捉ふることを敏なり
- (九) 早起は常に他の機先を制し
- (十) 早起は清新の腦力を活用し

雨宮敬次郎氏の成功談

實業界の大風云はれし雨宮敬次郎氏にしてなほ此談あり

依頼心といふものは人間に取つて是れほど悪いものはない依頼心があつては何事も發達は出來ぬ我れが若い時分によく阿爺が云はれたことがある世の中には恩人を作るは金を借るゝな之れは誰でも口では云ふけれども誰も彼も行つては居らぬ居らぬと云ふものは最初足を踏出す時に金は借る事の出來ないものと思つてやればよいが困つたら

(十一)(十二)(十三)(十四)(十五)(十六)(十七)(十八)(十九)(二十)

- (十一) 早起は最も集中力を養成し
- (十二) 早起は萬身の英氣を發揮し
- (十三) 早起は計畫を妨害せられず
- (十四) 早起は無限の愉快を感じ
- (十五) 早起は無限の希望を生じ
- (十六) 早起は身軀を強健ならしむ
- (十七) 早起は人を安眠せしむ
- (十八) 早起は自然の定めし法則なり
- (十九) 早起は成功者の一特色なり
- (二十) 朝寢は失敗者の一特色なり

彼處へ往つて借りて來やうと云ふ依頼心を起すからうこで一生涯發達は出來ぬのだ金は腕から出るものである他人は力にならぬものであると斯う思つてやれば車曳にならずに濟む金を貸せといふことを云はない以上は何處へ往つても同等の交際が出來れば自然金儲も出來るものだ乞食をして身代を拵へたものもなければ泥棒して藏を建てた者もないぢやないか何でも自分で働かなければいかぬ

如何なる事に於ても全力を注ぐ人となれ讀書の時には仕事の時にも遊戯の時にも

(カーチー)

故古川市兵衛氏の成功要

「運根鈍」彼れ平生人に語つて曰く人間は運根鈍の三ヶ條を具へて始めて成功すべき者なりと此三つは彼れの成功の原因にして運に至らば如何ともすべからずと雖も鈍と根との二つは彼れの實に至らざるなきを力めつゝある者なり運は天命なり鈍は利口ふらぬ事なり根は根氣なり精力なり之れ人生に對する彼れの教訓彼れの信仰彼れの理想彼れの哲學なり

戀愛の弱點觀

(丁抹の諺)

(二)(一) 戀の初めは蜜よりも甘し然れども其終りは膽汁よりも苦し
戀愛は人を盲目にす斯かる故に戀愛にかゝれる者は屢々過失に陥るなり

(三) 戀は時を消却し時は又意を消却す

(四) 戀愛の遺産は後悔なり

(五) 貧と戀とは如何に隠せばとて穂に現はるゝものぞ

事業家として缺ぐべからざる性格

スタンダード石油會社の重役會で揚言して曰く「事業家としては必らず該博深遠の學識あるを要せず唯々堅忍なるべく又自重すべく思慮を散せずして周密を期し勢力を惜まずして討查を遂げ放資に惑はずして決斷をなし急がずして而して休まざるを要す其一旦策を決するや勇往邁進水火を踏むも敢て辭せず恰も猫の鼠を喰ふが如く血と肉と骨とを併せて悉く之を嚼り且つ食ひ盡さずんば已まざる底の勇氣なかるべからず」と是れ蓋し同會社の事業の方針を代表したる簡潔至妙の言なるべし

汝苟も最後の成功を得るに至らば汝の外に汝を嘲るものなし

(ヘマーソン)

こんな人は必ず失敗す

左の四篇は何れも日常普通の事なれども能く熟讀玩味一々之を實行せば必ず成功の人となるべきこと信じて疑はざるなり

(一) 机の上を亂雜に取亂し置く青年あり或は手紙或は雜誌或は反古或は帳簿入雜り入亂れて一物を取出すにも必ず多少の考ひと手数を要するが如くこんな人は必ず失

(二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十)

敗す

日常の執務に於て今一の仕事に取かゝると見れば其結着のつかぬ中に又の他の仕事に移りゆきこんな人は必ず失敗す

今日爲すべきことを何の故障もなきに唯面倒なりと云ふ極めて馬鹿らしき理由にて翌日に延す人ありこんな人は必ず失敗し

是は小事なり是は何時にても咄嗟に處理し得べしと思ひて咄嗟に處理し得べきに咄嗟に處理せずこんな人は必ず失敗す

面倒なる仕事手数のかゝる用事と見る時は成るべく之を後廻しにする者ありこんな人は必ず失敗す

回答を要すべき書信を受取り直ちに回答を發するを得べき場合にも兎や角と返信を延す人ありこんな人は必ず失敗す

冬の寢床に暖逸を貪りてモ一五分モ一十分と空しく時計の移るを眺めて床はなれ悪しき人ありこんな人は必ず失敗す

水浴を始めては忽ち又やめる人あり日記を附け始めては忽ち又やめる人あり小便帳を附け始めては又やめる人ありこんな人は必ず失敗す

働く時と遊ぶ時の分界甚だ明瞭ならざる人ありこんな人は必ず失敗す

人より何か依頼を受けたる時確然と實行の見込も付かざるに如何にかなるならん

といふ極めて漠然なる考へを以て無責任なる安請合を爲す者ありこんな人は必ず失敗す

青年にして言語の露骨なる者あり風采頗る粗野なる者ありこんな人は必ず失敗す

たとへ金錢を浪費するにあらざるも多額の費用を要せざるものと見る時は必要品にあらざるもの即ち無くとも辛抱の出来る物品を思慮もなく買ひ去る者ありこんな人は必ず失敗す

一步成功すれば一步其幸福に浴せんとすこんな人は必ず失敗す

こんな店員は決して立身せず

巻烟草を口に咬いて仕事する店員は決して立身せず

得意先に使して用事の後又は待たせらるゝ間に於て用向き以外の餘計なレシャベリをなす店員は決して立身せず

同じ様なる事に就て同じ様なる事を幾たびも注意さるゝ店員は決して立身せず

呼はれても返事をしかぬる店員は決して立身せず (以下畧す)

こんな主人は決して成功せず

他人に對してはさまで無愛想とも見へざるに店員の前にては殊更に苦き顔してにやりともせざる主人ありこんな主人は決して成功せず

何の考もなく見付け次第氣つき次第極く瑣細の事までも叱り付け叱り廻る主人あり

(二) (一) (四)(三) (二)(一) (三) (三)(二)

(三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一)

りこんな主人は決して成功せず
 下級店員の建策を頭より馬鹿にして之に注意を拂はざる主人ありこんな主人は決して成功せず
 何か事務上の事に關して自ら過ちしことを發見しながら決して之を取消さざる主人ありこんな主人は決して成功せず
 店員より相談又は建議を受けたる時「まあ考へて置かう」の御定まり文句にて其儘忘れ去る主人ありこんな主人は決して成功せず
 衆人の前にて店員を面責する主人ありこんな主人は決して成功せず
 店員の行爲に關して心の中には感心しながら口に出してはめざる主人ありこんな主人は決して成功せず
 己が店員の面前にて他店の店員に關する事をほめりやす主人ありこんな主人は決して成功せず
 己が心の中に何か面白からざることある時は不機嫌のあり／＼と顔に現れて罪なき店員にまで當り散らす主人ありこんな主人は決して成功せず
 店員に對し極めて野卑無禮の言語を放つ主人ありこんな主人は決して成功せず
 店員に向ひ小言をいひながら己れ自らは其小言をいひたる事を行ひつゝある主人ありこんな主人は決して成功せず

(十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五)

店員に過失あるを見ては唯がみ／＼怒鳴るのみにて戒め誨るといふ事を爲さざる主人ありこんな主人は決して成功せず
 店員の行爲を常に悪意に解釋する主人ありこんな主人は決して成功せず
 同じ店員に對し片引きの處置する主人ありこんな主人は決して成功せず
 前觸ればかり功くして少しも實行せざる主人ありこんな主人は決して成功せず
 世は如斯き青年を要求す
 用事を命せられたる時微笑を以て之を迎ふる青年を要求す
 何日見ても身邊に遷延腐敗せる仕事なき青年を要求す
 机の引出しに塵芥反古をため置かざる青年を要求す
 何事にも仕事を指先のみに一任せざる青年を要求す
 仕事を受取りたる時空しく之を眺めて時を移さぬ青年を要求す
 如何なる場合にも雑談の發言者とならざる青年を要求す
 手の責任に屬する事はなるべく口に手傳はしめざる青年を要求す
 過失を其儘秘密の籠に仕舞込まざる青年を要求す
 出勤には處女の如く退出には脱兎の如くならざる青年を要求す
 主人巡視の時と同一の態度を以て仕事する青年を要求す
 利益多き儲け話を聽きたがらざる青年を要求す

(三) 成功の觀念を以て起き成功の觀念を以て寝める青年を要求す

悔んでかへらざるは死と借金なりとは萬古磨すべからざるの金言なり

事業失敗者に対する訓言七則

- (一) 如何なる事業も時に失敗なきにあらず又意外の迫害に遭ふとなきにあらず一時の障害のために失望落膽して再起の勇氣なきものは眞の事業家にあらず
- (二) 一たび失敗せば其原因を探究して之れが排除に全力を注ぎ自ら非なりと悔ゆることあらば男らしく改むべし是れ眞の大丈夫の事業家なり
- (三) 事業のために頭を下ぐるは耻辱にあらず「商賈に負けろ」とは千古の名言己れの事業を再興せしめんが爲めたとへ他人に屈することあるも精神だに高潔ならば決して耻辱にあらず
- (四) 商戦はなほ干戈の如し衆寡敵せざるが或は戦畧過つて退却せざる可からざる時は退却するも亦已むを得ざるなり一時退却するも捲土重來の餘地あるに拘らず好んで全滅するが如きは暴虎馮河の勇のみ全軍を纏めて隊伍整々能く退却を完ふせば寧ろ名將と謂ふべし突貫のみが必ずしも勇將にあらず最後の勝利が大眼目なり况んや商戦に於てれや唯だ勿ね返す力が何處迄も必要のみ故に失敗に際して一時退却

却するが如きは決して耻辱にあらず

(五) 耻とは不正不義を爲すたる場合を云ふ公明正大の手段によりて事業を經營して失敗するも心中俯仰天地に愧ぢざれば耻辱にあらず寧ろ名譽の失敗なり

(六) 失敗に際して尙ほ舊態を維持せんとす之を縮少又は組織を變更するを耻辱と思ふは虚榮心に囚はれたるものなり虚榮心は身を亡はすの害毒にして千百の失敗は却て之れより生ず

(七) 失敗に際して頭腦を冷靜にし從來の態度を一變して尺蠖の屈するを示すは則ち他日伸びんが爲めにして眞の大人物大度量を示す所以なり斯くしても敵も終に味方となり同情を一身に吸集するに至るべし

悲惨は人を王成する唯一の動機なり

シヨンドノーの墓碑銘

商界に立たん欲する青年への遺世訓

- 労働は吾人の生活に缺ぐべからざる要件の一なることを記憶せよ
- 時は金なり一瞬一秒と雖も無益に費さずして之を利用せよ
- 己れの欲する所之を人に施せ
- 今日爲す得ることは決して明日に延ばし勿れ
- 自己の所有にあらざるものを強めて貪り求むる勿れ

- 如何に瑣細の事物と雖も注意を拂ふの價値なしと思惟する勿れ
- 支出をして収入に超へしむる勿れ
- 費す勿れ唯々生産せよ
- 嚴格なる秩序もて一生の行動を支配せしめよ
- 能はむ限り多大の善事を生涯に爲さむことを力めよ
- 逸樂を避けて唯々正廉に節働に生活せよ
- 而して汝が息の絶むまで續けよ

ロスチャヤルド氏の確言

- (一) 汝の事務は其細目に至る迄精しく検査せよ
- 凡て敏捷に働け
- 充分に考慮を環すべし而かも考案なりたる上は猶豫なく決斷せよ
- 手強く困難に堪える事を要す
- 人生の競争場裡に於ては須く勇敢なるべし
- 神聖なる者として汝の潔白を保つべし
- 商賣上には斷じて虚言を爲す勿れ
- 無用の交際を爲す勿れ
- 汝の人物を實際以上に装ふべからず
- (二)
- (三)
- (四)
- (五)
- (六)
- (七)
- (八)
- (九)

(十)(九)(八)(七)(六)(五)(四)(三)(二)(一)

- (十) 負債は迅速に仕末すべし
- (九) 汝の時を巧みに用ゐよ
- (八) 何人に應接するも丁寧なるべし
- (七) 如何なる時にも失望落膽は無用なり
- (六) 僥倖をあてにすべからず
- (五) 斯くして精々勉強せよ然らば汝は必ず成功すべし

當今青年の通弊

當今青年の通弊先づ面倒を厭ふにあり極めて瑣細なる事も彼等は非常に面倒なるもの如く思惟し成るべく之を避け之を延ばし又は之を他人にぬすくる附けんとす而して其遁るべからざるを見るも猶且敏速に處理することを爲さずたとへ手を下すも其仕振りを見れば如何にも太儀らしく如何に面倒らしく宛ながら病める者の仕事に對するに似たり世に成功する青年の少き所以一は茲に在り

- 面倒と思ふが故に面倒なり
- 面倒には不愉快附き纏ふ
- 面倒は精力を消耗す
- 面倒を厭ふに至る病源
- 身軀の不健康は其一なり

意志の薄弱は其二なり

少年時代に於ける習慣は其三

面倒を厭ふの青年は如何なる事業に従事するも決して成功する能はざると同時に面倒を厭はざるの青年は如何なる主人の下に立つても必ず其寵用する所とならん

世の中は苦もなきものを我と吾が

樂をもとめて苦みそする

怠惰者を誅す

成功すべき主人の心得

(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)

- (一) 成功すべき主人は責を己に引く
- (二) 成功すべき主人は雇人を大切にす
- (三) 成功すべき主人は雇人の利害を自己の利害とす
- (四) 成功すべき主人は能く雇人の長所を見る
- (五) 成功すべき主人は雇人に信頼するの誠實を示す
- (六) 成功すべき主人は常に雇人をして欣々然たらしむ
- (七) 成功すべき主人は先づ褒めて後諭す
- (八) 成功すべき主人は雇人よりも多く勤勉す

商家青年禁令一束

(米國成功雜誌)

(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(十)(十一)(十二)(十三)(十四)(十五)(十六)

- (一) 煙草を喫する勿れ
 - (二) 雑談に耽る事勿れ
 - (三) 客に失禮する事勿れ
 - (四) 客の衣服につきて兎角言ふべからず
 - (五) 下品なる言葉を遣ふべからず
 - (六) 客が商品を検査する時能く／＼氣を附けて注意すべし
 - (七) 最も安直の物を最初に見せる事勿れ
 - (八) 鉛筆又は鉄を互に貸借すべからず
 - (九) 一分間たりとも汝の受取帳を失ふ事なかれ
 - (十) 賣上仕切書は一つ書にし字體も明瞭にせざるべからず
 - (十一) 協働の必要を思ひゆめにも朋輩を妬み不和を生する勿れ
 - (十二) 業務時間中に新聞等を讀み手紙等を書くなかれ
 - (十三) 常に忠實なる心を有しお目先忠義を働くべからず
 - (十四) 誤りたる自尊心の爲に正直なる労働を卑しむ勿れ
 - (十五) 余はかゝる仕事の爲に雇はれたるに非ずと思ふ事勿れ
 - (十六) 忠實、才幹、勇氣、忍耐、主義、以外に於て昇給を望むべからず
- 憤怒は短時間の發狂なり。憤怒ほど不經濟なる者なし

短氣を直す法

「短氣は損氣」とは善く言つたもので昔から此短氣のために身を誤つた者は殆んど數へ切れない程ある僕の知つて居る或る會社の社長も非常に短氣な性分で其ため時々とりかへしのつかない失策をやることがあるが或る時僕に向つて「我が輩も短氣のためには始終失敗をやるがどうも性分だから仕方がない」といふから「仕方がないことがあるもんですか僕の云ふことを御聴きになれば一ヶ月立たない内に立派に直つてしまふ」といふと笑談にして相手にしない「物は試めしだやつて御覽なさい先づ速記者を一人雇つて置いて腹の立つた時にはサンザツバラ怒鳴り散してそれを速記させる二三時間たつてから其速記を讀んでみるといふ風に一ヶ月も御續けなされば如何に短氣な御性分でも屹度直つてしまいます」といふと「こいつは面白い一つやつて見やう」と云ふので早速始められたが僕の豫言果して違はず今では丸で生れ變つたやうに寛大の君子人となられた短氣な諸君はやつて御覽なさいわざ／＼速記者を雇ふにも及ばぬ自分で筆記すればよい

負けたりと我より弱きと思ふなよ

忍ぶ心の強き故なり

成功的性質と失敗的性質の比較

凡る世上の人如何なる智者も如何なる愚者も如何なる富者も如何なる貧者も此日一人として成功を望まぬ者はない之を望みつゝ失敗する者の多くして成功者の少ないは如何なる理由に因るか是れは充分成功の諸性質に注意せず知らず／＼失敗的性質を養つて居たからである其諸性質は何であらうか今左に示したる表を見て自己の失敗的性質を知り之を成功的性質と變じ往く人があらば其人の益計るべからず

成功的性質此諸點を用ゐよ										失敗的性質此諸點を去れ													
健康	正直	慈愛	虛弱	虛偽	憎惡	健康	正直	慈愛	虛弱	虛偽	憎惡	健康	正直	慈愛	虛弱	虛偽	憎惡	健康	正直	慈愛	虛弱	虛偽	憎惡
自制	忍耐	寛容	怒易き	不耐	不寛容	自制	忍耐	寛容	怒易き	不耐	不寛容	自制	忍耐	寛容	怒易き	不耐	不寛容	自制	忍耐	寛容	怒易き	不耐	不寛容
快活	安心	希望	憂鬱	不安	不希望	快活	安心	希望	憂鬱	不安	不希望	快活	安心	希望	憂鬱	不安	不希望	快活	安心	希望	憂鬱	不安	不希望
自尊	勇氣	決斷	自棄	恐怖	因循	自尊	勇氣	決斷	自棄	恐怖	因循	自尊	勇氣	決斷	自棄	恐怖	因循	自尊	勇氣	決斷	自棄	恐怖	因循
目的	惜陰	元氣	無目的	時間を惜ま	無元氣	目的	惜陰	元氣	無目的	時間を惜ま	無元氣	目的	惜陰	元氣	無目的	時間を惜ま	無元氣	目的	惜陰	元氣	無目的	時間を惜ま	無元氣
常識	勵行	企圖	空想	緩慢	無計畫	常識	勵行	企圖	空想	緩慢	無計畫	常識	勵行	企圖	空想	緩慢	無計畫	常識	勵行	企圖	空想	緩慢	無計畫
熱心	一心不亂	精勵	冷淡	放心	怠惰	熱心	一心不亂	精勵	冷淡	放心	怠惰	熱心	一心不亂	精勵	冷淡	放心	怠惰	熱心	一心不亂	精勵	冷淡	放心	怠惰
固執力	剛毅	周到	變心	屈從	粗滯	固執力	剛毅	周到	變心	屈從	粗滯	固執力	剛毅	周到	變心	屈從	粗滯	固執力	剛毅	周到	變心	屈從	粗滯
清潔	組織的	守時間	不清潔	亂雜	延滯	清潔	組織的	守時間	不清潔	亂雜	延滯	清潔	組織的	守時間	不清潔	亂雜	延滯	清潔	組織的	守時間	不清潔	亂雜	延滯
判斷	禮儀	宏量	輕卒	粗野	狹量	判斷	禮儀	宏量	輕卒	粗野	狹量	判斷	禮儀	宏量	輕卒	粗野	狹量	判斷	禮儀	宏量	輕卒	粗野	狹量

夜遊びや朝寝晝寝に遊山すき

引込 思案油断大敵

失敗者を誅す

最大の小言集

(一)(二)(三)(四)(五)(六)(六)(七)(八)(九)(十)(十一)

小事に細心なれ且つ忠實なれ
 熱心なれ、正直なれ、摯實なれ、純潔なれ
 不良の友に交る勿れ、不正の書を近く勿れ
 最大の成功は高尚なる品性に在るを銘記せよ
 主家の利害を以て自己の利害となせ
 時計を眺めて休憩退出の時間を數ふる勿れ
 朝は人に先つて出勤せよ午後は人に後れて退出せよ
 先づ己れの義務を知れ
 結果如何を顧慮せずして其義務を盡せ
 天日地に落つるも正道を離るゝ勿れ
 悪疫よりも悪習慣を恐れよ
 後半生の禍福は前半生の習慣如何に基するを忘るゝ勿れ

(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(十)(十一)(十二)(十三)(十四)(十五)(十六)(十七)(十八)(十九)(二十)

教育如何に拘らす最下級より始めよ
 節儉と勤勉と事物に注意深き言語動作の都雅なる習慣は幸福なり
 困難來らば之を迎へて教師とせよ
 今日爲すべき用事を明日に延ばす勿れ
 多少に拘らず収入以内に生活せよ
 小成に安すること勿れ
 義務以上の義務を爲すべく心懸けよ
 報酬以上の勤務を爲せ
 怒る勿れ嘔舌る勿れ、禮容を失ふ勿れ
 勤勞せよ決して倦怠する勿れ
 自己を信せよ自己の將來を信せよ決して沮喪する勿れ
 絶へず修養せよ明日は今日よりも進歩せよ
 金錢を賤む勿れ唯品性は金錢よりも更に貴きを知れ

職業撰定十二則

成るべく多く就業し得べきもの
 商賣敵を招かざるもの
 資本回収速かなるもの

(一)(二)(三)(四)(五)(六)

販賣に便利なるもの
 監督に困難せざるもの
 需用者の廣大なるもの

(七) 原料供給に近きもの
(八) 風土境遇に適するもの
(九) 風俗健康に害なきもの
其他例外は左の如し

(十) 職業智識を得易きもの
(十一) 變動の多からざるもの
(十二) 諸關係の備り居るもの

- 一 特種の技倆を有するもの
- 一 特種の事情を有するもの
- 一 特種の歴史を有するもの

色慾を戒むる法

人生中最も強き慾は色慾なり人の身を誤り名を汚し業を廢し産を破り失敗墮落するは十中八九皆此慾より起る刑に觸れ罪を犯すもの多く是れに由る健康を害し疾病を醸し壽命を縮むるも亦多く之に關す故に人の最も戒むべきは色慾にあり之に次くものを酒とす道歌に

恐るべし色と酒との淵に身を

こづむと知つてはまるものなり

鬼よりもなをれそろしや世の中に

色と酒とを恐れざる人

されば色と酒は地震よりも火事よりも戦争よりも疾病よりも猶は恐るべきものなり然るに世間にては疾病を豫防することのみに汲々として疾病に數倍せる色慾の害に對して豫防することの却て冷淡なるは奇怪千萬といはざるべからず之を豫防するの第一は克己なり自己の意力を以て其慾を制止する法なり若し克己を實行せんと欲せば成るべく四圍の誘惑となるものを遠げざるべからず之と同時に良心を喚起する方法を用ひざるべからず利害得失を自覺せしむる方便取らざるべからず

失敗の教訓

(一) 家庭教育より受けたる失敗
(二) 朋友撰擇を忽にしたる
(三) 處世方針を定めざる
(四) 世間を丸呑みにしたる
(五) 修養を等閑に附したる

(六) 飲酒の惡風に感染せし
(七) 金錢問題に淡泊なりし
(八) 結婚を輕卒にしたる
(九) 社交に冷淡なりし
(十) 失敗を恢復せんとして焦慮りし

油斷なく勉強すれば景氣よし

怠るものは何日も不景氣

實業家たらんと欲する青年の規箴

(一) 苟も實業に志すものは一日も早く實際の活世界に一身を投せざるべからず

- (二) 最初は俸給の低きを云ふべからず宜しく下級から實力に仕上げることを期せざるべからず
- (三) 如何なる仕事にても命せられたることは満點に果すの覺悟なかるべからず其仕事に満點なれば上のものはほつて置くものにあらず
- (四) 頭を低ふせよ非凡の人は兎も角常人は謙遜ならざるべからず况んや商人たるに於てをや
- (五) 計算的の仕事をやがるべからず此頭腦なれば實業家としてはゼロなるべし何となれば先方は計數的を以て臨むに拘らず此方のみ非計數的にして何ぞ勝を商戦に利することを得んや
- (六) 人間の機能は概して微細の上に表現するものなり受付としても満點の受付と零點の受付とは應接の態度と言語に徴し日常目睹實驗しつゝある所ならずや
- (七) 忠實なる勤務をなし居れば當に其店に於て重寶がらるゝのみならず他店よりも陽に陰に聘せんとするものあるに至る人間かくならざるべからず
- (八) 尤も如何なる場合に於ても融通の利く人間となるの心得なかるべからず萬一の事一たび自己の椅子を罷められスツカリ駄目の人間となるものあり其邊平素より注意なかるべからず
- (九) 世には十分の才幹を抱けるの人にして一寸の踏外しにて社會との縁遠くなれる人

(十) 尠からず此の如き人は徒らに理想高く調子を誤りたるに外ならざるべし
 要するに自分の過去の信條とせるものは力行主義なり即ち一つの或る事を委ねらるれば極力其事に従ふにあり個人として見るも社會として見るも將た國家として見るも働かざるべからざるは今日の時運にあらずや空論何の益もなし唯仕事をするにあるのみ單に一身より考ふるも力行主義にて遣り上げたるものは格別間違ひなかるべし

我が運命を知るの法

過去は未來の父母なり

我が未來の運命は我が過去の行ひを父母として生まるゝものなりされば未來の運命を知らんとするには我が過去の行ひ如何をば顧みるにありさらば我が過去の行ひは我が未來の運命をば明らかに豫言すべしこれ我が運命を知るに最も確實なる法ならずやこれ米國哲學博士ジョン・ラスター氏の言なり

田舎商人發展策

雜誌太平洋所載の一節

鐵道の開通が驛宿場など云ふ小都會に大打撃を與へたる例は全國到處に見たる例なるが近頃は山陰北陸の小都會が困難中なりと云ふ播磨の飾磨郡が田舎ながらも輸出向のタオル製織の日本一の本場なるが如くせめて小都會の一部なりとも何等かの産業的特色を以て立ち工夫なきものにや宿屋料理屋女郎屋の類を以て立ちより外に妙案なしとは餘りに廿世紀を馬鹿にしたる話なり氣概ある地方の先覺者は緊揮一番國家千萬

年の長計より然るべき卒先指導獎勵の工夫ありたし

處世の最大貴重品

品性の光 眞勇十箇條

- (一) 改むべきを知つて改めざる
 - (二) 絶つべき人と絶たざる
 - (三) 爲すべきことを爲さざる
 - (四) 拂ふべき金を拂はざる
 - (五) 自家の貧を貧として形はず
 - (六) 不知を不知と明言能はざる
 - (七) 所信を明言し能はざる
 - (八) 意見衝突の場合
 - (九) 約を履み難きを知りつゝ拒み能はざるなり
 - (十) 訪問の主客共に怯懦なるあり
- 人の人たるものは富貴なるが故にあらす樞要の地位にあるが爲めにあらす個人に備へたる品性にあるのみ品性は學者の専有物にあらす富豪の特有品にあらす善美偉大なる徳性を具へたるものは何等の費用を要せずして之を備ふるを得べし人をして重からしめ人をして光彩を放たしむるものは唯品性あるのみ若し夫れ才藝秀絶、資財豊富輕爽肥馬何等の不自由なき人も品性の備はらざるあらば彼は人にあらす「人間の名を冠せる動物」のみ品性ある人は其光輝を四方に發射して人格の高尙品位の優婉善く萬人をして驚仰せしむ品性の修養は一生の業にあらす百代萬世に通すべき大問題なり

格言集

- 廣く讀み廣く聽き廣く觀よ敢て深きを要せず
- 進まざるは則ち退くなり競争を常務とせよ

- 過去に慮り現在に働き未來に樂む
- 賣人とならずして買人の心に成つて物を賣れ又品物を賣らざれば親切を賣れ
- 無用の物を買へば必ず入用の物を賣るの日至らん
- 一を聞て十を知るは易く十を聞て一を行ふは難し
- 樂は苦の種苦は樂の種
- 功の成るは成るの日に成るにあらす禍の作るは作るの日に作るにあらす因て來る所なり

雲伯石財產家姓名錄

東伯郡之部

赤崎町	下北條	淺津村	倉吉町	上北條	宇野村	安田村	西郷村	倉吉町	西郷村	東郷村	米子糀町	波ヶ崎村	彦名村	觀音寺村
佐伯友光	田江泰造	本多岩藏	小川貞四郎	山本市藏	尾崎義信	河本長兵衛	涌島猪藏	桑田藤十郎	涌島長十郎	市橋龜藏	田村源太郎	莊司榮	油木茂三郎	高田淺藏

矢送村	社崎村	赤崎町	下北條	福米村	倉吉町	下北條	八橋宿	小嶋村	橋津村	倉吉町	北谷村	長瀬宿	灘手村	下伊勢	上北條	倉吉町
牧野虎吉	田中喜一郎	松本武次郎	日置定藏	杉本善六	桑田國藏	日置象藏	中井義真	中井喜七郎	中原孝太	三島林吉	西谷金藏	椿岩吉	吉田庄三郎	倉光必朋	伊東彌壽九郎	桑田勝平

日野郡之部

上伊勢村	八橋村	以西村	灘手村	上中山	西郷村
村岡萬喜藏	榎田萬藏	川上清太郎	隅利八郎	山内芳三郎	涌島延藏

宮内村	霞村	阿毘綠村	根雨村
入澤格治	久代善作	木下彦四郎	近藤喜八郎

西伯郡之部 壹萬圓以下

米子町

○四千圓以上壹萬圓以下

法勝寺町	内町	道笑町	法勝寺町	尾高町	全	紺屋町
野波令藏	後藤快五郎	平野鶴太郎	石賀善五郎	坂口豊藏	稻田秀太郎	船越熊次郎

法勝寺町 糸井重平

糀町 小坂市太郎

○貳千圓以上四千圓以下

博勞町	紺屋町	尾高町	全	灘	日野町	法勝寺町	紺屋町
天滿德次郎	砂田竹太郎	村上常三	坂江マツノ	津田宗一郎	杵村直三郎	湯原平八郎	松浦常太郎

糀町 森久太郎

岩倉町 長田吉太郎

糀町 龜屋定右衛門

博勞町 黒田德三郎

立町 船越市藏

博勞町 名島庄三郎

道笑町 益尾傳三郎

全 松村吉太郎

法勝寺町 田中庄次郎

○壹千圓以上貳千圓以下

内町	中村藤吉	旗ヶ崎油木ハル彦	名井川久藏
勝田町	吉田徳重郎	彦名村	崎津村
糶町	神庭政七	○四千圓以上壹萬圓以下	○千圓以上貳千圓以下
東倉吉町	末好和三	彦名佐藤幸太郎	大崎宮本源四郎
勝田町	森尾甚太郎	○貳千圓以上四千圓以下	全小笹清一郎
日野町	大塚誠太郎	彦名湯淺秀一郎	渡
糶町	九重谷岩太郎	湯淺秀太郎	○千圓以上貳千圓以下
大工町	隠岐村初太郎	○千圓以上貳千圓以下	渡
灘町	松下虎次郎	彦名兒島茂三郎	全信田益三郎
西町	小原延衛	田口倉重	全松本久太郎
茶町	綿邊幸四郎	大上伴六	全角本秀松
道笑町	名島辰三郎	高瀬伴四郎	全松本喜八郎
法勝寺町	倉敷岩太郎	和田徳一郎	外
四日市町	井田虎次郎	石谷虎四郎	○貳千圓以上四千圓以下
日野町	天野芳太郎	湯淺榮太郎	外
住吉村		畑中光三	○千圓以上貳千圓以下
○千圓以上貳千圓以下		松本勝太郎	外
			江古徳勇太郎
			足立長重

全境	濱田嘉三郎	高松村阿部藤吉	大篠津安田長藏
境	○四千圓以上壹萬圓以下	全南光藏	○千圓以上
境	町山本熊吉	全阿部泰次郎	全本池喜八
境	○貳千圓以上四千圓以下	○千圓以上	全安田信藏
境	町足立民一郎	高松阿部榮藏	全本池重雄
全境	堀萬三郎	中濱村	和田村
境	○千圓以上貳千圓以下	○千圓以上	○千圓以上
境	町栢木節雄	佐斐神長山善完	和田大倉齡造
全境	里見權平	小篠津永見林三郎	富益村
上道村		新屋敷米谷勘太郎	○四千圓以上
○貳千圓以上四千圓以下		佐斐神長田貞祿	富益長谷川忠六
上道村	門永榮太郎	小篠津角惣四	○貳千圓以上
○千圓以上貳千圓以下		大篠津村	○千圓以上
上道村	稻賀龍二	永見徳一郎	長谷川長次郎
餘子村		○貳千圓以上	夜見村
○四千圓以上			○貳千圓以上

古市湖 敬造	奈喜良 岩佐久四郎	宗像 大西恒一郎	長田 鹿野熊太郎	奧谷 佐藤藤八	吉谷 龜尾定太郎	宗像 太田治八郎	全 沼田貞一郎	陰田 遠藤忠三郎	日原 齋藤柳藏	全 佐川貞一郎	石井 齊木甚藏	美吉 竹內定重	天津村	●四千圓以上	福成 龜尾覺次郎	●貳千圓以上
阿賀 景山勘太郎	福成 佐伯忠三郎	●千圓以上	清水川 大塚鹿次郎	全 莊倉光三郎	境村 渡邊善十郎	阿賀 景山宇三郎	全 秦政三郎	全 莊司精知	福成 野口房次郎	全 龜尾健造	全 龜尾安太郎	境村 仲田吉次郎	阿賀 小森角太郎	全 秦增太郎	福成 植田周三郎	全 森岡萬次郎
全 龜尾彌三郎	阿賀 吉岡増太郎	全 米田直太郎	全 恩田國次郎	大國村	●貳千圓以上	原村 吉村藤吉郎	全 後藤貞四郎	全 猪小路船越英一	北 猪小路伴藤初太郎	猪小路 瀨尾定次郎	●千圓以上	原村 生田文一郎	猪小路 佐野政太郎	全 前田儀一郎	全 瀨崎又次郎	全 屋前田百藏

鍋倉山岡近藏	猪小路潮新太郎	紺屋影本種太郎	西村吉持清藏	全 吉持房太郎	全 持田常太郎	全 前田甚太郎	原村 吉畑清太郎	全 吉村甚五郎	全 吉畑直市	法勝寺村	●四千圓以上	法勝寺宿 奈喜良シカ	落 合千代清藏	法勝寺宿 小林文三郎	●貳千圓以上	落 合千代榮太郎
馬佐良船田清吉	馬場高木善市	●千圓以上	法勝寺宿 白石彌市	全 木山米次郎	全 長古曳市藏	福賴 細田文太郎	全 龜澤榮太郎	全 相中為三郎	全 内田長作	鳴部 内田邦治	全 内田立敬	德長 磯田儀市	上長田東長田村	●貳千圓以上	東 上生田啓三郎	
東 上生田幸太郎	全 塚田正次郎	中 谷前田國三郎	下 中谷山根金三郎	●千圓以上	八 金井上好太郎	下 中谷足立勘七	全 牛谷文次郎	全 竹板井喜一郎	全 持田嘉一郎	八 金幅田伊三郎	東 上金細田長太郎	下 中谷秦野熊太郎	中 村組藤秀四郎	上 中谷細田義十郎	●四千圓以上	賀野村

●四千圓以上	淀江町 泉頭宇三郎	全	國頭房太郎	全	中西又一郎	全	吹野三右衛門	全	真田弘毅	全	吹野儀三郎	全	吹野鐵四郎	全	池口久次郎	●貳千圓以上	倉光又十	全	須山伊平	●千圓以上	國頭正太郎	精明寺	大谷林三郎	吹野作次郎			
●四千圓以上	國頭七太郎	全	吹野清平	全	吉岡源三郎	全	淀江吹野儀翁	●四千圓以上	大仙村	●四千圓以上	赤松椎木多四郎	●貳千圓以上	赤村杉谷善三郎	平	赤松伊澤福逸	飯	赤松伊澤福逸	●千圓以上	飯	飯	飯	飯	飯	飯	宮		
●四千圓以上	建部吉三郎	全	赤松池本豐藏	全	豐房松本熊藏	●四千圓以上	清原山昌造	全	所子美甘勇吉	全	清原片山彦次郎	全	末吉林原儀太郎	●貳千圓以上	神原大塚民三郎	唐	神原大塚民三郎	●千圓以上	唐	唐	唐	唐	唐	唐	唐	末	
●千圓以上	真島清藏	全	門前林原太四郎	●千圓以上	名和荒松勝太郎	全	加茂荒松勝太郎	全	真島只市	全	松田清四郎	●四千圓以上	御來屋町	●四千圓以上	御來屋町	全	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町

●千圓以上	所子門脇軋一郎	清	原片山虎吉	唐	王小原政四郎	所	子山根常太郎	全	大原萬藏	全	門脇健吉	末	吉中上熊次郎	平	木願成寺	唐	王小原卯七郎	全	畑中榮藏	國	信神宮寺	野	田片山淺次郎	庄內村	●四千圓以上	押	平中原幸次郎	富	長杉原美郷		
●貳千圓以上	杉原平太郎	大塚勝部松藏	●千圓以上	杉原元四郎	富	長杉原岩次郎	全	杉原岩次郎	全	平谷野柳治	全	船越秀三郎	富	長國谷力ヨ	古	御堂船越彌三吉	大	塚遠藤房吉	富	長國谷吉藏	全	富長為太	全	桑本文一郎	●貳千圓以上	加	茂真島為三郎	名和村	●貳千圓以上	茂真島為三郎	
●千圓以上	真島清藏	●千圓以上	名和荒松勝太郎	全	加茂荒松勝太郎	全	真島只市	全	松田清四郎	●四千圓以上	御來屋町	●四千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町
●千圓以上	真島清藏	●千圓以上	名和荒松勝太郎	全	加茂荒松勝太郎	全	真島只市	全	松田清四郎	●四千圓以上	御來屋町	●四千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町	●千圓以上	御來屋町

●四千圓以上	豐 成上村源九郎	光 德法恩寺	豐 成長原熊次郎
東 坪木下鶴吉	●貳千圓以上	逢坂村	殿河内野間直三郎
西 坪鷺見夕三	住 吉豐嶋岩太郎	●貳千圓以上	鹽津高見傳太郎
●貳千圓以上	●四千圓以上	東伯郡之部壹萬圓以下	下中山村
全 成林原忠市	鹽津高見彦四郎	田 中手島熊藏	●千圓以上
小 竹二宮吉太郎	全 鹿嶋藤藏	下 甲渡部忠吉	●千圓以上
●千圓以上	●千圓以上	赤 坂野間壽藏	●千圓以上
豐 成近藤作次郎	高橋福留虎吉	下 甲小谷常吉	●千圓以上
小 竹中下善九郎	松河原井上鐵次郎	全 野間儀三郎	●千圓以上
倉 谷林原伊勢松	下 市磯井千賀次郎	田 中真山米吉	●千圓以上
西 坪國本庄太郎	松河原遠藤岩太郎	湖 音寺井上啓藏	●千圓以上
全 鷺見康重	殿河内野間龜吉	赤 坂富岡真三郎	●千圓以上
豐 成上村茂九郎	高橋福留ヒメ	下 甲田中萬四郎	●千圓以上
全 成林原靖	福留清四郎	全 安樂寺	●千圓以上
小 竹國本作太郎			

上中山村	●四千圓以上	羽田井德永真藏	石井垣松信福吉	東 積當別當豐四郎	●貳千圓以上	尾 津河本榮次郎	●四千圓以上	太一垣船越龜吉
●四千圓以上	●四千圓以上	●貳千圓以上	●千圓以上	●千圓以上	●千圓以上	●千圓以上	●千圓以上	●千圓以上
東 積當別當藤吉	東 積當別當藤吉	東 積當別當藤吉	東 積當別當藤吉	東 積當別當藤吉	東 積當別當藤吉	東 積當別當藤吉	東 積當別當藤吉	東 積當別當藤吉
全 小谷幸次郎	全 小谷幸次郎	全 小谷幸次郎	全 小谷幸次郎	全 小谷幸次郎	全 小谷幸次郎	全 小谷幸次郎	全 小谷幸次郎	全 小谷幸次郎
羽田井池信新九郎	羽田井池信新九郎	羽田井池信新九郎	羽田井池信新九郎	羽田井池信新九郎	羽田井池信新九郎	羽田井池信新九郎	羽田井池信新九郎	羽田井池信新九郎
八 重峯地友藏	八 重峯地友藏	八 重峯地友藏	八 重峯地友藏	八 重峯地友藏	八 重峯地友藏	八 重峯地友藏	八 重峯地友藏	八 重峯地友藏
全 尾古末次郎	全 尾古末次郎	全 尾古末次郎	全 尾古末次郎	全 尾古末次郎	全 尾古末次郎	全 尾古末次郎	全 尾古末次郎	全 尾古末次郎
全 山崎初次郎	全 山崎初次郎	全 山崎初次郎	全 山崎初次郎	全 山崎初次郎	全 山崎初次郎	全 山崎初次郎	全 山崎初次郎	全 山崎初次郎
東 積田內常吉	東 積田內常吉	東 積田內常吉	東 積田內常吉	東 積田內常吉	東 積田內常吉	東 積田內常吉	東 積田內常吉	東 積田內常吉
退休寺太田虎吉	退休寺太田虎吉	退休寺太田虎吉	退休寺太田虎吉	退休寺太田虎吉	退休寺太田虎吉	退休寺太田虎吉	退休寺太田虎吉	退休寺太田虎吉
石井垣岩本龜藏	安田村	●貳千圓以上	●千圓以上	●千圓以上	●千圓以上	●千圓以上	●千圓以上	●千圓以上
尾 津石賀安藏	尾 津石賀安藏	尾 津石賀安藏	尾 津石賀安藏	尾 津石賀安藏	尾 津石賀安藏	尾 津石賀安藏	尾 津石賀安藏	尾 津石賀安藏
全 津河本久次郎	全 津河本久次郎	全 津河本久次郎	全 津河本久次郎	全 津河本久次郎	全 津河本久次郎	全 津河本久次郎	全 津河本久次郎	全 津河本久次郎
全 真山力造	全 真山力造	全 真山力造	全 真山力造	全 真山力造	全 真山力造	全 真山力造	全 真山力造	全 真山力造
湯 坂秦野兵吉	湯 坂秦野兵吉	湯 坂秦野兵吉	湯 坂秦野兵吉	湯 坂秦野兵吉	湯 坂秦野兵吉	湯 坂秦野兵吉	湯 坂秦野兵吉	湯 坂秦野兵吉
八 幡田中市太郎	八 幡田中市太郎	八 幡田中市太郎	八 幡田中市太郎	八 幡田中市太郎	八 幡田中市太郎	八 幡田中市太郎	八 幡田中市太郎	八 幡田中市太郎
全 永田為吉	全 永田為吉	全 永田為吉	全 永田為吉	全 永田為吉	全 永田為吉	全 永田為吉	全 永田為吉	全 永田為吉
全 村豐島伊勢松	全 村豐島伊勢松	全 村豐島伊勢松	全 村豐島伊勢松	全 村豐島伊勢松	全 村豐島伊勢松	全 村豐島伊勢松	全 村豐島伊勢松	全 村豐島伊勢松
全 真山新太郎	全 真山新太郎	全 真山新太郎	全 真山新太郎	全 真山新太郎	全 真山新太郎	全 真山新太郎	全 真山新太郎	全 真山新太郎
八 幡大石恒吉	八 幡大石恒吉	八 幡大石恒吉	八 幡大石恒吉	八 幡大石恒吉	八 幡大石恒吉	八 幡大石恒吉	八 幡大石恒吉	八 幡大石恒吉
全 津西田為吉	全 津西田為吉	全 津西田為吉	全 津西田為吉	全 津西田為吉	全 津西田為吉	全 津西田為吉	全 津西田為吉	全 津西田為吉
全 川田万吉	全 川田万吉	全 川田万吉	全 川田万吉	全 川田万吉	全 川田万吉	全 川田万吉	全 川田万吉	全 川田万吉

竹 ●千圓以上 內村田啓吉	大 父小椋岩吉	高 岡高力源九郎	竹 內谷口重雄	全 中井長次郎	赤 赤崎町	●四千圓以上 赤崎宿伊藤幸十郎	全 浦邊角平	全 酒林伊太郎	全 伊藤貞淳	●貳千圓以上 鹽谷長一	全 佐伯勇次郎	全 門脇秀敦	全 松本元吉	
●千圓以上 別所椎木治平	赤崎宿上林千次郎	別所入江彌三郎	赤崎宿三谷常藏	全 渡茂吉	全 島田平次郎	別所入江藤藏	八橋宿中井靜雄	●四千圓以上 中井敬賢	全 山本庄平	全 小谷貴照	全 村桑本有常	●千圓以上		
八橋宿中井國太郎	今田梅吉	牧田鐵吉	藤井永吉郎	全 佐々木覺次郎	全 原民藏	全 體去寺	九 尾杉本治三郎	全 秋山判平	笠 見橋谷保次郎	下鄉村	●四千圓以上 下大江岡田榮次郎	●貳千圓以上 三保川本辰太郎	杉 下岩本文次郎	光 好杉島長藏

鋤 村野口安太郎	●千圓以上 藤山下慶次郎	大 江入座源四郎	下 大江松本文次郎	三 保家森伊八	光 好杉島善吉	三 保川上直藏	全 陰山彌三吉	上鄉村	●貳千圓以上 山田橫山長吉	全 平野久太郎	福 永倉本宇三郎	●千圓以上	野 田源內傳十郎	公 文渡邊新藏
福 永倉本利吉	山 田平野權吉	公 文渡邊權次郎	古布庄村部內	●四千圓以上 三本杉村部內	別 宮杉山長三郎	●貳千圓以上 法 萬小畑長松	宮 場池口常次郎	法 萬信田石次郎	全 橫山利平	古 長馬淵政次郎	●千圓以上	宮 場池口政藏	法 場池口萬吉	宮 場池口萬吉
杉 地山本善四郎	伊勢崎村	逢東村部內	●四千圓以上 下伊勢倉光一郎	全 倉光六平	槻 下谷岡重四郎	上伊勢池本正知	●貳千圓以上 逢 東松本藤藏	槻 下盛山善三郎	●千圓以上	槻 下盛山常吉	金 屋三島藤三郎	逢 東田中儀三郎	金 市吉田常藏	金 市吉田常藏

全	楓	下	大西孝吉	全	福本源藏	全	龜谷福田榮次郎	
全	由良村	谷岡次三郎	全	由良宿井川角次郎	全	西高尾杉谷常三郎	全	東高尾村岡嘉吉
由良宿	齊尾專勝	妻	波吉田榮藏	全	佐伯貞藏	全	灘手村	
妻	波福本定三郎	大	谷天野定三郎	妻	松本源十郎	全	四千圓以上	
全	松井喜平	妻	米田豐次郎	全	津原河本佐藏	尾	原瀨尾喜平	
由良宿	竹歲喜平	全	松本安吉	全	尾原瀨尾喜平	別	所吉里吉三郎	
全	道祖尾仙吉	全	由良宿桑本嘉七郎	全	別所吉里吉三郎	全	貳千圓以上	
全	遠藤元右衛門	全	杉谷五百藏	全	谷村明里長造	全	尾原井上新三郎	
全	竹歲儀三郎	全	谷口芳次郎	全	別所吉田德三郎	全	尾原井上新三郎	
全	桑本蒼生藏	全	齊尾德次郎	全	別所吉田中梅吉	全	尾原井上新三郎	
全	大西菊松	全	榮村	全	別所吉田中梅吉	全	尾原井上新三郎	
千圓以上	大西菊松	全	龜谷遠藤太喜雄	全	尾原井上新三郎	全	尾原井上新三郎	
大	谷梅津庄吉	全	貳千圓以上	全	尾原井上新三郎	全	尾原井上新三郎	
由良宿	川口荒吉	全	貳千圓以上	全	尾原井上新三郎	全	尾原井上新三郎	
妻	波岡田角藏	全	上種平信政平	全	尾原井上新三郎	全	尾原井上新三郎	

北	面	隅	竹藏	北	面	山	幸次郎	北	面	山	幸次郎
全	神	松田周次郎	全	神	松田周次郎	全	神	松田周次郎	全	神	松田周次郎
全	永井時太郎	全	永井時太郎	全	永井時太郎	全	永井時太郎	全	永井時太郎		
全	伊藤得十郎	全	伊藤得十郎	全	伊藤得十郎	全	伊藤得十郎	全	伊藤得十郎		
別	所	松井吉藏	別	所	松井吉藏	別	所	松井吉藏			
全	松井元次郎	全	松井元次郎	全	松井元次郎	全	松井元次郎	全	松井元次郎		
谷	村	長柄榮三壽郎	谷	村	長柄榮三壽郎	谷	村	長柄榮三壽郎			
北	面	田中千次郎	北	面	田中千次郎	北	面	田中千次郎			
上	神	田中兼藏	上	神	田中兼藏	上	神	田中兼藏			
北	面	山口幸次郎	北	面	山口幸次郎	北	面	山口幸次郎			
全	瑞穂村	部内	全	瑞穂村	部内	全	瑞穂村	部内			
全	常盤村	部内	全	常盤村	部内	全	常盤村	部内			
四千圓以上	常盤村	部内	四千圓以上	常盤村	部内	四千圓以上	常盤村	部内			
瀨	戶	武信慶輝	瀨	戶	武信慶輝	瀨	戶	武信慶輝			
島	村	飯田常次郎	島	村	飯田常次郎	島	村	飯田常次郎			
瀨	戶	武信健二	瀨	戶	武信健二	瀨	戶	武信健二			
全	島	秋山榮次郎	全	島	秋山榮次郎	全	島	秋山榮次郎			
全	村	福光熊吉	全	村	福光熊吉	全	村	福光熊吉			
全	福	光啓次郎	全	福	光啓次郎	全	福	光啓次郎			
全	波	河野龜藏	全	波	河野龜藏	全	波	河野龜藏			
全	島	里田熊幸吉	全	島	里田熊幸吉	全	島	里田熊幸吉			
全	村	日置秀藏	全	村	日置秀藏	全	村	日置秀藏			
全	神	小矢野虎藏	全	神	小矢野虎藏	全	神	小矢野虎藏			
全	島	里田熊幸吉	全	島	里田熊幸吉	全	島	里田熊幸吉			
全	村	日置秀藏	全	村	日置秀藏	全	村	日置秀藏			
全	神	小矢野虎藏	全	神	小矢野虎藏	全	神	小矢野虎藏			
全	島	里田熊幸吉	全	島	里田熊幸吉	全	島	里田熊幸吉			
全	村	日置秀藏	全	村	日置秀藏	全	村	日置秀藏			
全	神	小矢野虎藏	全	神	小矢野虎藏	全	神	小矢野虎藏			

土	下岩田傳藏	●千圓以上	島村日置嘉右衛門	北尾宮本忠吉	曲村河本貞藏	土下岸田賢	弓原濱本金三郎	全岩垣ナ力	下神田江賢藏	松神樋鈴德次郎	曲村山本治良平	松神根鈴吉十郎	全佐伯二郎	全花本誠一	●四千圓以上	中北條村	國坂齊尾政十郎
全	前田新藏	●二千圓以上	江北磯江瀧藏	國坂前田岩藏	江加藤廉藏	全生田武八藏	全加藤岩藏	全富成好藏	全加藤市四郎	全富盛與平	江坂前田仲藏	江北引田半平	●千圓以上	坂前田宇藏	全向井權九郎	江米本政次郎	全引田藤十郎
全	小原りき	●二千圓以上	江坂井上貴藏	全北松本彌太郎	全池田辰藏	全中村久藏	國坂野島安五郎	●二千圓以上	大塚仲倉保平	新田磯江熊太郎	下古川西谷清次郎	穴窪池田庄藏	●千圓以上	井手畑松本岩吉	小田山本馬藏	穴窪神宮才平	下古川明里德治

中	江北風國藏	●四千圓以上	西町金田彌三郎	鍛冶戸島益藏	魚町高塚武平	研屋津和野儀藏	●二千圓以上	福吉安田繁五郎	西仲町深谷トク	西町小松龜次郎	福吉船木甚兵衛	岩倉山千賀藏	西町龜井甚三郎	
東	中原儀三郎	●千圓以上	河原高田ノブ	港町名越寅藏	全倉垣猪藏	福吉齊木太三郎	西町安藤惣平	●四千圓以上	秋喜桑名清太郎	不入岡山本又五郎	福光河本定吉	横田小田太一郎	黒見西村善吉	國分寺小谷直吉
全	山本常藏	●千圓以上	不入岡河本清五郎	國分寺小谷貞次郎	和田定光寺	大谷谷口清四郎	和田深田政好	●四千圓以上	大谷藤井馬吉	不入岡岡本儀平	横田矢城嘉造	福米村東志村	●四千圓以上	上福田藤本源四郎

上淺津南萬吉	下淺津米增新六	全尾崎池藏	橋津村	●貳千圓以上	橋津市川益藏	全讚岐喜平	●千圓以上	全福永民三郎	全戶崎哲太郎	全獎惠社	久津賀村泊村	三橋村部內	●貳千圓以上	園村渡部源太郎	石脇田中榮十郎	小濱賀須井長平
●千圓以上	原村陶山榮吉	全長紋治	全藤井平太郎	全谷山本常三	石脇田中源松	小濱賀須井善次郎	泊村三枝禮二	日野郡之部壹萬圓以下	●貳千圓以上	船越八橋藤三郎	船池永井寬一郎	全越影山金次郎	全影山松太郎	二部宿足羽章今	三部宿森田房太郎	
二部宿西村熊次郎	●千圓以上	二部宿中島虎次郡	全足羽富隆	燒杉田邊增藏	畑池白根松太郎	全福居松原勝三郎	全野口岩次郎	二部宿南葉爲三郎	全伴達久次郎	畑江土井竹次郎	●千圓以上	●四千圓以上	●四千圓以上	福長柴田多三郎	全柴田鶴次郎	

中畑矢田貝清吉	●千圓以上	黑坂宿稻田市藏	福長尾平嘉太郎	印賀村部內	菅澤村部內	●貳千圓以上	印賀宿青砥實太郎	段塚吉十郎	青戸治一	●千圓以上	菅澤宮本喜一郎	全福田彦太郎	印賀宿段塚德三郎	室谷貝谷要太郎	菅澤梅林啓一郎	印賀宿青砥吉壽郎
室谷古都常太郎	●四千圓以上	阿毘緣村	●四千圓以上	阿毘緣矢吹輝太郎	●貳千圓以上	全木下治作	全木村利八	全福馬健藏	全山城廣藏	山上村	●四千圓以上	笠木妹尾正治	●貳千圓以上	福壽實古都勝藏	茶屋村上利太郎	笠木池田謙逸
●千圓以上	福壽實坪倉彌太郎	茶屋高木實三郎	笠木吉川伊四郎	茶屋白根金太郎	多里村	●千圓以上	多里宿鈴木嚴壽郎	湯河坪倉富三郎	全舟越淺太郎	宮內村霞村	●四千圓以上	川上入澤直治	●貳千圓以上	霞村久代平八郎	矢戸入澤武治	霞村泉喜平

霞村久城榮吉	神福伊田喜八郎	全渡村安井村部内
矢戸田中儀太郎	●千圓以上	松浦久三郎
●千圓以上	宮内倉光千代太	●貳千圓以上
三榮井川次平	全福塚増田政市	舟場佐々木槌三郎
霞村山形爲次郎	石見村福成村部内	●千圓以上
全久代重三郎	●貳千圓以上	野田金田卯平
矢戸入澤茂三治	下石見高橋龜太郎	本郷川上久吉
全榮三森伊三郎	花口新田竹太郎	舟場三好庄太郎
全井川チカ	●千圓以上	全津地山田竹次郎
霞村佐城太五郎	中石見中村松太郎	全藤原貞一郎
全足羽信一	三吉伊田直七	根雨村部内
矢戸矢村時治	神戸上伊田丑太郎	●四千圓以上
全田中秀太郎	下石見丸山臺太郎	根雨宿近藤千八郎
●貳千圓以上	全田淵清重	高尾鷺見忠太郎
福塚兒玉治三郎	神戸上福田龜次郎	
	下石見相見勝男	

●貳千圓以上	根雨宿飛田孫慶	俵野加藤熊藏	貝田遠藤治三郎
全	板井原宿平岡幸三郎	●四千圓以上	全杉谷加藤直重
根雨宿近藤雄四郎	●千圓以上	江尾宿川上貞重	貝田森田平一郎
全	音田シウ	佐川下村平作	全溝口村榮村
全	枝原藤吉	江尾宿田中與一郎	●四千圓以上
●千圓以上	松田藏三郎	米澤村	溝口宿野坂金次郎
全	勝瀬修一郎	●貳千圓以上	●貳千圓以上
全	近藤房吉	下蚊屋大岩八郎	全野坂定次郎
全	松田儀三郎	美田遠藤金十郎	全篠原平次郎
全	川上虎藏	宮市河上貞藏	●千圓以上
●千圓以上	神奈川村	下蚊屋大岩房太郎	岩立田淵平吉
洲河崎佐々木貞十郎	●千圓以上	宮市河上類藏	全森田定次郎
武庫井上卯太郎		美用下垣竹次郎	白水松原金次郎
			溝口宿秋田喜八郎

谷川光木雄治	大内松原卯三郎	清原井澤林三郎
金屋谷船越菊次郎	吉原砂口益太	九山本田力藏
溝口宿深田金治	大坂林原又五郎	須村松本直一郎
大江矢田貝友藏	●千圓以上	久古林原米太郎
根雨原香田米市	大河原千藤甚三郎	●千圓以上
旭村	大内松本榮重	口別所大前熊次郎
●四千圓以上	大瀧伊藤貞一郎	真野真野貞四郎
宇代山中トヨ	大河原吉川政太郎	清原井上仙三郎
●貳千圓以上	大坂益田梅次郎	大原野口芳藏
莊村幅田藤三郎	大瀧木村喜祖次郎	
全森田喜一郎	吉谷本庄米次郎	
●千圓以上	吉原砂口条次郎	
宇代篠原啓次郎	大瀧木村延十郎	
全山中鹿三郎	日吉村部内	
金澤村部内	吉壽村部内	
●貳千圓以上		

出雲國地價壹萬圓以上所有者人名

松江市	白瀉本町	佐藤喜八郎	久木村	江角柳四郎
	堅町	岡崎運兵衛	出東村	江角千代次郎
	白瀉本町	森脇甚右衛門	今市町	遠藤嘉右衛門
	全魚町	三嶋佐次右衛門	出東村	錦織榮四郎
	堅町	大嶋新四郎	大津村	山田鉄藏
	末次本町	織原万次郎	平田町	木佐徳三郎
	東茶	桑原羊次郎	知井宮村	山木種助
	白瀉魚町	古津元市	平田町	山口寛淳
	天神町	福村彌一郎	出東村	植田元吉郎
	白瀉本町	尾原佐七	鹽冶村	布野虎之助
簸川郡			杵築町	大村貞藏
	知井宮村		平田町	手錢百三郎
	稗原村		直江村	石橋孫八
			平田町	土江福十
			杵築町	大谷彌吉
			出東村	和田定右衛門
			出東村	勝部本右衛門

●四千圓以上	上東川津 井上長次郎	全	安部門次郎	菅田 山本壽良造	
全	野津浩 莖	●千圓以上	安部佐太郎	西川津 高橋徳次郎	
西川津 奥田甚五郎	全	西川津 野津峯太郎	菅田 小林長太郎	全	上東川津 矢野磯之助
池田吉次郎	●貳千圓以上	上東川津 野津源太郎	全	西川津 小林藏市	
●貳千圓以上	下東川津 奥村新三郎	西川津 久保田專七	全	上東川津 山崎熊太郎	
全	西川津 奥名四郎市郎	仙田清次	菅田 松浦クヲ	西川津 足立甚太郎	
全	船木捨市	奥野捨次郎	持田村	全	持田村
全	池田常太郎	井上徳次郎	●四千圓以上	全	持田村
全	高橋儀三郎	下東川津 和田正之助	菅田 齋藤源之助	全	菅田 齋藤源之助
全	仙田爲太郎	西川津 久保田徳壽	西川津 石橋金太郎	全	西川津 石橋金太郎
下東川津 平江清之助	全	菅田 近藤喜太郎	●貳千圓以上	全	●貳千圓以上
上東川津 野津捨次郎	全	上東川津 安部善太郎	坂本 小草吉左衛門	全	東持田 安達友五郎
西川津 金津榮一	菅田 野津忠助	野津忠助	東持田 安達友五郎	全	野津惣兵衛
全	安達儀太郎	菅田 吉岡菊之助	全	全	細田熊太郎
上東川津 安部彌太郎	西川津 池田雄悦	久保田猶市	全	全	

全	野津善藏	川原 片崎熊吉	春日 松本傳右衛門
福原 福田百太郎	西持田 野津忠一郎	全	春日 野津安太郎
全	野津喜代太郎	全	比津 引野庚恭
坂本 野津秀次郎	全	全	全
●千圓以上	東持田 佐々木捨次郎	全	全
東持田 安達甚太郎	坂本 小草甚之助	全	全
西持田 石橋壽一郎	全	全	全
全	西持田 山本市郎	全	全
東持田 渡部熊次郎	西持田 三代茂次郎	全	全
川原 西村林太郎	法吉村	全	全
福原 福田又右衛門	●四千圓以上	全	全
全	比津 横井啓之助	全	全
東持田 岩成金之助	比津 横井辨之助	全	全
全	黑田 彌一郎	全	全
東持田 小林萬次郎	黑田 和田豊太郎	全	全
全	●貳千圓以上	全	全
西持田 小林夫一郎	法吉原 藤太郎	全	全
全	●千圓以上	全	全
西持田 石橋與一郎	法吉原 藤太郎	全	全
全	●千圓以上	全	全
石橋源之助	●千圓以上	全	全

東長江 曳野六之助	古志 長野虎次郎	西長江 石塚清太郎	東長江 中島龜之助	全 曳野三左衛門	西長江 中倉忠輔	濱佐陀 加藤熊太郎	全 井原梶右衛門	東長江 曳野忠左衛門	全 南波喜三右衛門	西谷 中倉熊次郎	古曾志 松尾兼次郎	濱佐陀 竹内常次郎	西長江 柳浦權市	秋鹿村	●四千圓以上	大垣 加藤豐十郎
●貳千圓以上	秋鹿 小笠原佐太郎	大垣 清水彦助	岡本 白石岩市	●千圓以上	大垣 加藤猶一郎	全 家原暉男	岡本 松崎信市	全 松崎棟市	全 奥原清次郎	大垣 小山善松	秋鹿 鹿田中柳市	全 小笠原嘉太郎	全 小笠原民之助	岡本 清水清次郎	全 奥原米之助	大垣 加藤盛一
全 奥原覺太郎	岡本 飯庭林之助	秋鹿 吉岡傳兵衛	全 石倉耕一	大野村	●四千圓以上	大野上分 香川善九郎	●千圓以上	大野下分 兼折彌太郎	全 岩成市太郎	全 岩成久太郎	全 岩成和太郎	全 岩成京之助	全 木村千代一	伊野村	●四千圓以上	美野 池尻與吉郎

●貳千圓以上	地合 佐藤源次郎	野郷 岩成イマ	●千圓以上	全 岩成才三郎	美野 常松百太郎	全 池尻壽一郎	伊野 多久和亮八郎	美野 常松藤次郎	野郷 山崎傳市	全 岩成房之助	美野 多久和柳八郎	全 岩成忠次郎	野郷 山崎庄之助	美野 岩成富太郎	大庭村	●四千圓以上
大庭 荒川徳一郎	山代 長澤敏太郎	佐草 渡部源次郎	大庭 廣江新次郎	●貳千圓以上	佐草 高木萬次郎	大庭 廣江勝之助	全 廣江傳次郎	山代 渡部彌太郎	全 松浦孝一	大庭 金築十太郎	平原 三島祖一郎	●千圓以上	全 村上千市	大庭 荒川米市	佐草 周藤龜次郎	平原 三島伊之助
全 三島儀一郎	大庭 勝部林太郎	大庭 荒川辨太郎	佐草 目次松五郎	全 石倉本太郎	山代 梅原與太郎	大庭 三島兼太郎	大庭 福島慶藏	高梨新右衛門	吉原菊次郎	山代 水野善太郎	平原 三島一太郎	大庭 今井虎藏	山代 角米市	全 北垣義太郎	佐草 目次藤太郎	大庭 荒川菊市

大	草三島松太郎	東津田	立脇啓一郎	竹	矢太田嘉太郎
佐	草引野夫右衛門	全	小村米太郎	全	菅井辰太郎
大	草三島清太郎	全	矢野岩次郎	矢	菅井市次郎
大	庭松浦淺市	古志原	田久和金三郎	全	花井理太郎
	津田村	東津田	柏井和三郎	全	松浦庫太郎
	●四千圓以上	竹	竹矢村	全	岸本幸助
	●貳千圓以上	竹	●貳千圓以上	竹	青砥慶三郎
全	倉輔莊三郎	馬	矢島谷恒之助	竹	小川嘉太郎
東津田	富谷カ子	八	飯塚棟太郎	竹	小川長太郎
全	拍井倉之助	全	與倉喜代子	玉	安達寛造
●千圓以上		全	杉村源次郎	林	●四千圓以上
古志原	柏井貞次郎	全	與倉敷太郎	林	●貳千圓以上
東津田	矢野臺次郎	竹	矢中村千五郎	全	松浦儀一郎
全	田中彦太郎	八	●千圓以上	玉	●貳千圓以上
古志原	門脇良之助	矢	幡廣江米太郎	林	造長谷川定十
全	原儀一郎	矢	田諏訪柳太郎	林	吉木榮太郎

全	湯原兵市	大	谷戸谷金六	福	富船木松次郎
全	福間太市	林	渡部榮太郎	乃	木野津半左衛門
全	本多清朝	全	渡部平太郎	福	●千圓以上
全	吉野儀一郎	全	仲田貞次郎	乃	富坂本英一
全	松浦龜次郎	玉	造仲田貞次郎	乃	木石倉辰太郎
布志名	船木健右衛門	林	福間吉助	全	大野歡次郎
大	坂根善右衛門	大	糸原文之助	全	安達友太郎
●千圓以上		全	犬山傳太郎	全	神庭虎之助
全	山本新太郎	全	伊藤柳三郎	全	廣津龜次郎
布志名	船木淺太郎	全	山本清藏	全	野津龜太郎
大	城代新四郎	林	松浦平次郎	福	富船木朝一
全	山本嘉忠	全	本多ヤスノ	乃	木小立文平
湯	町長谷川庄左衛門	全	永原助五郎	全	廣江傳次郎
全	小西重右衛門	全	坂本萬太郎	全	廣江梅太郎
林	松浦岩太郎	乃	●貳千圓以上	乃	白目次彦太郎
全	渡部由太郎	乃	●貳千圓以上	乃	白目次彦太郎
全	戸谷ヨシ	乃	白目次彦助	乃	木佐野文修

白 石 本常國太郎	古 浦濱崎茂八郎	新 庄内田新太郎
佐々布三島萬太郎	本 庄村	本 庄田村虎之助
●貳千圓以上	●四千圓以上	新 庄井上覺三郎
宮 内 安達佐太郎	別 所中村富太郎	別 所中村猪太郎
●千圓以上	全 庄山内幸七	本 庄宮崎
本 郷 平塚爲八郎	●貳千圓以上	長 海油谷權十郎
宮 内 安達清市	新 庄和田榮太郎	全 能海清太郎
本 郷 森脇忠一郎	別 所三原勝助	野 原松本清助
全 安達宏	本 庄平野房太郎	別 所月坂忠藏
全 中島謹藏	別 所松本甚市	全 石川松之助
全 濱岡豐藏	新 庄木村英次郎	本 庄松本捨次郎
宮 内 安達團治	●千圓以上	全 今村和十
惠 曇 村	本 庄多久萬太郎	御 津 小笹壽一郎
●貳千圓以上	野 原能海熊太郎	●貳千圓以上
江 角 青山善太郎	本 庄三代福市	御 津 田中傳左衛門
●千圓以上	野 原宮本薰義	●千圓以上

平野捨藏	全 野波村	片 江寺本昌福
中村傳四郎	●千圓以上	●貳千圓以上
田中虎之助	多 古朝田彌太郎	諸 喰松下與兵衛
田中淺次郎	全 小川猶十郎	片 江宮崎傳左衛門
大 蘆村	千 酌村	●千圓以上
●貳千圓以上	●四千圓以上	七 類森脇清太郎
大 蘆 高井政之助	北 浦澁谷茂	諸 喰石倉忠八郎
全 小谷留太郎	全 中谷元次郎	美保關村
全 石川龜太郎	●貳千圓以上	●四千圓以上
全 田中庄右衛門	笠 浦山本久藏	美保關 三代久三郎
全 田中源太郎	●千圓以上	森 山村
全 高井藏四郎	千 酌大西晋市	●千圓以上
加 賀 村	全 大西久七	下 宇部尾仁宮佐市
●貳千圓以上	全 大西榮市	森 山 佐々木岩松
加 賀 小須賀榮久	●四千圓以上	下 宇部尾渡部臺之助
●千圓以上	片 江村	森 山 永田龜三益
		全 太田武四郎

二子村

●四千圓以上
二子安部真雄

●貳千圓以上
龜尾門脇雅恒

江島松本虎藏

寺津安部貞太郎

●千圓以上
龜尾柏木悅太郎

馬渡渡部市太郎

波入村

●貳千圓以上
入江竹谷俊一

●千圓以上
波入安部本一郎

入江吉岡秀太郎

波入門脇孫三郎

入江竹谷寬三郎

●四千圓以上
松江分佐藤球三郎

南田勝田孫太郎

新材木金澤傳十郎

天神河內忠助

白瀉本町田中助次郎

全森脇儀兵衛

西茶清原宗太郎

天神山內佐助

白瀉魚町森脇佐平

白瀉本町持田保一郎

八軒屋深津助次郎

和多見古浦壽助

雜賀淺島隆造

母衣宮本忠助

雜賀青山大造

白瀉本町高見兵助

末次魚町西尾松太郎

末次本町西代喜太郎

雜賀荒木忠太郎

●貳千圓以上
石橋片奇儀助

內中原勝郎健之助

天神太田藤藏

全森脇松四郎

橫濱佐川文之助

松江分增田祐七

未次山本權七

殿町古井善之助

北堀泉得一郎

灘町長谷川四郎右衛門

白瀉本町岡本久助

全林豐次郎
灘町林傳次郎
橫濱廣瀨長之助
石橋上田藤兵衛
天神木村重右衛門
末次本町森山祥藏
末次和田久之助
天神中島虎之助
松江分北川伴市
中原內村定太郎
石橋森山勇助
全原田和十
和多見福島卯市
白瀉本町大瀧兵三郎
全圍山喜三右衛門
末次貴谷源次郎
南田布施鉞太郎

末次本町坂垣億之助
白瀉本町山久瀨儀三郎
天神平石傳之助
●千圓以上
奧谷日野清衛
北田林原武雄
南田福井順藏
殿町木谷萬之助
末次本町長岡榮太郎
堅町松井茂助
西茶清原菅太郎
外中原松本ヤス
雜賀長田惣太郎
天神川岡清助
松江分三谷長允
石橋勝田恒三郎
新材木落合八郎兵衛

堅町大島豐次郎
末次本町山口卯兵衛
中原太田林市
末次本町布野重右衛門
雜賀長瀬トク
全橋本虎一郎
南田野津忠五郎
片原清田ヨシ
末次本町清水啓次郎
鍛冶小林茂三郎
石橋片寄瀧之助
天神熊野喜平
母衣草光萬平
末次本町中西熊三郎
天神森谷榮助
新材木松本林左衛門
元材木渡部善太郎

未次魚町 米田仙次郎
 石橋 上田眞之助
 新材木 山田榮太郎
 和多見 瀧川福之助
 天神 神田新市
 白濁魚町 武田常助
 西茶 佐々木義三郎
 堅町 中島喜古衛門
 南田 安部ヨ子
 堀布施 樫富

簸川郡之部

壹萬圓以下

今市町

●四千圓以上

石田 善市
 米原 穂助
 兒玉 繁市
 森山 嘉太郎
 廣戸松右衛門
 高橋 猪三郎
 内藤 龜三郎
 山田金石衛門

竹原 源市

●貳千圓以上

下部善右衛門
 樋野 熊吉
 遮藤 和助
 武田 基
 武永 貞助
 足立太右衛門
 樋野 徳助
 板垣 柳四郎
 石橋太右衛門
 兒玉 龜吉

兒玉 信助

●千圓以上

米原 忠四郎
 原 由太郎
 直良 義四郎
 來間 喜惣次
 飯塚 夕ヶ
 佐藤 文造
 井上藤右衛門
 伊藤野右衛門
 小林 仁哉
 板垣 定次郎

中井 善次郎

森脇 源太郎
 竹内 才之助
 錦 織 宗
 板倉 清太郎
 古川 富次郎
 足立 乙市
 讚岐 茂太郎
 足立勘左衛門
 廣原 茂市
 朝山 村
 ●四千圓以上

●千圓以上	勝部 金一郎 吉田 清次郎 吉田 傳五郎	●千圓以上	金築 忠義 兒玉 源次郎 牛尾 運平	●四千圓以上	原田 京藏 出西 寺	●千圓以上	保科 又一郎 樋野 伊三郎 鬼村 慶三郎 保科 三四郎 青木 幸藏 池田 吉兵衛 小村 清助 青木 冊三郎 本 誓 寺 矢野 豊市 常松五右衛門 島田 長太郎 福島 幸平 多々納久次郎 小村 孫一郎 多々納與四郎 神門 久助		
●四千圓以上	江角 常太郎 松田 小太郎 落合 新市 奥井 末吉 今岡 官一郎 吾郷 圓次郎 成相 圓藏 今岡 廣兵衛	●千圓以上	小豆澤 太助 水上 彌市 周藤 善七 牛尾 龜太郎 西尾 林三郎 高橋 久次郎 永島 千助 永瀨 龜市	●貳千圓以上	池田 武五郎 多々納佐一郎 多々納又一郎 常松 因信 陰山 虎次郎 多根 金五郎 多々納善次郎 樋野 常太郎 小林 爲七郎	●千圓以上	飯塚 龜太郎 後藤 庄次郎 十 樂 寺	●貳千圓以上	飯塚 榮之助
●貳千圓以上	稗原 村 多々納已一郎	●千圓以上	上津 村 上 乘 寺	●千圓以上	飯塚 龜太郎	●貳千圓以上	嘉本 雄四郎		

池田 豐三郎 三加茂 善市 西 雲 寺 莊 原 村 ●四千圓以上 昌子 亮一 須田 辰平 小村 小一郎 ●貳千圓以上 高橋 林助 和田守龜太郎 高橋 德藏 須田 立助 高橋甚右衛門 昌子 繁太郎 深田 啓七 中間 瀧藏	●千圓以上 森脇 佐六 石川 春三郎 吉 成 寺 富岡 岩四郎 建部 爲次郎 黒田 與太郎 池田 福次郎 高橋 トヲ 和田 守久次 和田守伊太郎 錦織 銀藏 昌子 佐五郎 出川 民三郎 白根 龍一郎 伊藤 爲太郎 原 爲之助	●四千圓以上 出 東 村 持田 辰次郎 高橋 儀太郎 植田 武兵衛 大谷 忠造 江角 仙七 ●貳千圓以上 今岡 新三郎 勝部 本太郎 古川 嘉一郎 勝部 嘉八郎 植田 茂太郎	高橋 忠助 内藤 庄之助 池田 宇太郎 白根 彌太郎 西 彌太郎 森山 万之助 須田 猪治郎 足立 常太郎 石原 平三郎 錦織 梢之助 大森 平三郎 三宅 甚太郎 高橋 藤太郎 福間 愛次郎 周藤 秋三郎 ●千圓以上 錦織 常太郎 矢野爲左衛門 持田 忠太郎 松本 丈太郎 奥村 利一郎
---	--	---	---

大森 龜太郎 長岡 兼太郎 瀬崎 ッタ 錦織 芳太郎 勝部 嘉一郎 中濱 柳藏 足立 爲助 飯塚 林藏 杉谷 柳之助 石原 豊太郎 飯塚 惣藏 伊藤 春三郎 新田 章八 江角 清五郎 錦織 茂太郎 井上 嘉太郎 森脇 豊七	久 木 村 ●四千圓以上 江角 増太郎 多久田藏一郎 勝部 才太郎 玉本 藤一郎 三代 萬次郎 安食甚左衛門 常陸權左衛門 岡 權 市 ●貳千圓以上 江角 勝太郎 江角 岩四郎 玉木 豊次郎 尾原 福次郎 朽木 常三郎 江角 常市	●千圓以上 勝部 勝太郎 高田 恒造 朽木 榮四郎 江角 文之助 玉木 元太郎 嘉藤 壽一郎 遠藤 傳一郎 勝部 儀四郎 三代祐左衛門 星野 米次郎 江角 幸之助 金築 瀬一郎 山根 茂三郎 高田利左衛門 小豆澤 豊市 三島 伊藏	直 江 村 ●四千圓以上 江角 豊太郎 西谷 龜吉 勝部 熊市 尾原長右衛門 三村 榮次郎 兒玉 虎市 竹下 庄太郎 安食 慶之助 森山 馬次郎 勝部 馬次郎 ●貳千圓以上 陰山 虎次郎 江角 源太郎 江角 久吉 高橋 慶太郎 有田 虎次郎
---	---	---	---

<p>●千圓以上</p> <p>玉田 踏雄 伊藤 彌太郎 山根 鹿之助 東 白 寺 佐藤 虎市 水 幾三郎 錦織 房次郎 水 儀之助 伊波野村 ●四千圓以上 松原 權次郎 ●貳千圓以上 新田 圓次郎 津田一右衛門 狩野 友之助 片寄久右衛門</p>	<p>原 長之助 庄司 米太郎 伊藤 柳市 新田 豐三郎 内藤運左衛門 ●千圓以上 三代 忠之助 片寄 房市 山田 千四郎 内田 新兵衛 赤木平右衛門 山根 柳四郎 内藤 政市 佐藤 政四郎 嘉藤 吉次郎 延 福 寺 内藤 善四郎</p>	<p>富田 寺 錦織 文五郎 永見 梅太郎 青木 貞藏 狩野 幾平 平田町 ●四千圓以上 常松 清之助 小村 庄五郎 飯塚 庫一郎 持田 榮太郎 玉木 源市郎 常松 藤三郎 ●貳千圓以上 木佐 新助 渡部 嘉三郎 長崎 英次郎</p>	<p>加藤 萬次郎 大東 村次郎 伊藤 房市 石橋 豐平 湯淺 房市 木佐 平四郎 中島 利太郎 ●千圓以上 松浦 平太 原 徹 堂 大谷 石之助 高橋 虎太郎 佐々木壽太郎 坂本 常八 濱 權次郎 植野 直之助 高松 政藏</p>
--	---	---	--

<p>木佐 徳兵衛 石原傳右衛門 大島 庄八 持田 嘉市 西村 善太郎 三島 瀧之助 田中 勝三郎 加藤 金兵衛 小村 文太郎 田中 傳市 三原 祐五郎 西尾 重藏 灘 分 村 ●四千圓以上 大谷 善太郎 土江 幾太 ●貳千圓以上</p>	<p>久家 利三郎 山本 米次郎 高見 顯之助 遠藤 増之助 岡 傳太郎 久家 關次郎 土江 夫次郎 福岡 金次郎 久家 榮四郎 福岡 淺太郎 小村 新藏 吉田 唯八郎 土江 敬次郎 榎野和三兵衛 多久和幸一郎 渡部 豐藏</p>	<p>吉田 茂八郎 久家 紋太郎 松浦 權之助 福田 禎一郎 土江 勘助 馬場 瀧次郎 森脇 捨市郎 中島 森之助 中島 虎次郎 常松 藤市郎 東 村 ●四千圓以上 吾郷得右衛門 一 畑 寺 角 覺次郎 ●貳千圓以上 飯塚 祖傳</p>	<p>梶谷 正一 秋國 久太郎 福田 要太郎 坂本 繁太郎 梶谷 玄之助 ●千圓以上 勝田 軍太郎 長崎 慶市 梶谷 文太郎 吾郷 權吉 出川 善次郎 橋本 猪四郎 小村 善次郎 吾郷 茂八郎 坂本 甚藏 吉直 新之助 田中 一兵衛</p>
---	---	--	--

田中 庫三郎	榎山 村	福田善右衛門	山根 長藏
坂本 源藏	●貳千圓以上	福田 蓮之助	常松 善藏
福田 富太郎	吾郷 岩一郎	原 運三郎	長岡 儀三郎
福田 菊次郎	長岡佐三兵衛	福田 源之助	福田 元次郎
梶谷 忠市	●千圓以上	西尾 藤朝	恩田 喜市
坂本 岩五郎	坂本 喜八郎	常松 助五郎	遠藤 龜太郎
角 猪一郎	金折 増藏	福田助三郎	岡 佐一郎
飯塚 百太郎	田中 和太郎	岡 勇二	村田 藤一郎
吾郷 新太郎	落合 嘉之助	祝松 賢之進	西田 村
長崎 新市	飯塚 倉三郎	大塚 太三郎	●貳千圓以上
福田 秀太郎	松本 熊次郎	●千圓以上	河瀬夫右衛門
田中 庫三郎	佐田尾新三郎	西尾勘右衛門	●千圓以上
角 和一郡	松本 龜丸	三島 坂次郎	高橋 熊太郎
佐香 村	多寶 寺	土江 覺太郎	川瀬 米太郎
●千圓以上	大慶 寺	河原 柳太郎	山根忠右衛門
立石覺右衛門	久多美村	原 休左衛門	足立 茂一郎
服部 榮次郎	●四千圓以上	伊藤 虎太郎	加納 コト

長廻 儀之助	●四千圓以上	三代 鹿三郎	木佐 兵三郎
綿貫 倉市	水 時三郎	細木 仲太郎	黒崎 増藏
福田柳右衛門	細木 久太郎	木佐五郎右衛門	高橋 喜三郎
有田 嘉次郎	安食 壽之助	高橋 淺之助	木佐 秋豊
内田 本之助	黒崎 定市	繁澤 源之助	三代 六三郎
●部 源次郎	●貳千圓以上	玉木清左衛門	森山 豊次郎
伊跡見嘉五右衛門	三代 恒芳	小川 米太郎	鳴戸 熊市
高橋 甚之助	黒崎 猪次郎	玉木 權四郎	桑原 嘉次郎
綿貫 寛市	今井 龜一郎	安食 壽一郎	●貳千圓以上
足立 市之助	飯塚文左衛門	余築 佐一郎	●四千圓以上
北 濱 村	●千圓以上	若木 貞	園山 傳重郎
●貳千圓以上	森山 巳之助	大福 虎市	●貳千圓以上
福田 大次郎	木佐 房之助	三島 房之助	園山 善之助
●千圓以上	三代 愛藏	多久和為四郎	福代 轍造
小林 新市	三代 豊太郎	東 禪 寺	福島 丹次郎
山根 尚吉郎	高橋 善七	木佐覺左衛門	園山 彌兵衛
國 富 村	三島 龜三郎	多久和文次郎	福島 幾之助

<p>●千圓以上</p> <p>三代 奧三郎 福田 作之助 中島 政太郎 靈雲 寺 新宮 權太郎 原 久太郎 福代 德三郎 金森 利平 新宮 善郎 園山 三保市 福代 好次郎 新宮 嘉五郎 園山 文五郎 園山 友市 富田 重郎 川跡 村</p>	<p>●四千圓以上</p> <p>小村 幾四郎 ●貳千圓以上 得能 傳藏 濱崎 新太郎 伊藤勘左衛門 鐘築 愛三郎 小村 新之助 足立 團次郎 白枝 米藏 片寄 隆次郎 ●千圓以上 足立 善太郎 佐藤 忠四郎 伊藤 令次郎 田中 惣一郎 鎌田 榮吉</p>	<p>●四千圓以上</p> <p>吉田 金次郎 大錦 佐加 岡 伊八 矢田 權十 山本 清三郎 多福 寺 黒目 和市 森山 捨之助 大錦 茂七 長崎 寛市 万福 寺 鶴原 藏市 黒目 廣助 西尾 郡一 多々納百太郎 大津 村 ●四千圓以上</p>	<p>●貳千圓以上</p> <p>江田 喜太郎 山田 甚七 四方田市之助 森田 傳四郎 田部 種次郎 ●千圓以上 大瀧祖右衛門 木村 甚太郎 森脇 忠太郎 永瀬 柳一郎 中村 喜兵衛 ●千圓以上 森廣 源太郎 青木 與三郎 大瀧與一右衛門 吾郷 勘七 江田 八助</p>
---	---	---	---

<p>竹田 甚之助 山崎 爲三郎 福田 卯太郎 井上 忠助 切川 ヲシ 四 纏 村 ●四千圓以上 萬代 貞藏 萬代 熊之助 濱村千代之助 原 富次郎 ●貳千圓以上 日野 熊之助 山代源右衛門 鎌田 傳藏 太田 玄太郎 鎌田 源四郎</p>	<p>岡 仲市 太田 要太郎 ●千圓以上 鎌田清左衛門 嘉田 捨吉 鎌田 清吉 萬代千代之助 嘉儀 文次郎 黒目 友助 山田 新次郎 河原 彌市 佐野 市太郎 柳樂 助市 北村 増助 岡 金次郎 園山 爲藏 觀音 寺</p>	<p>岡 藤之助 土江 權三郎 砂勝 寺 萬代 友市 三木吉左衛門 北村 金三郎 黒田 虎市 中島 藤三郎 日下 廣市 三木 龜之助 萬代 藤次郎 堀江 愿 西村 萬藏 日野 妹之助 土江 周市 岡本 藤十 持田 四郎次</p>	<p>矢田 信太郎 岡 虎市 嘉田 八ナ 高濱 村 ●四千圓以上 太田 清三郎 細木 又兵衛 柳樂 覺市 ●貳千圓以上 福代 善次郎 花田七右衛門 矢野 德之助 井上 啓助 太田 茂登 加納 猪一郎 岡 捨五郎 原 熊市</p>
---	--	--	--

三島 久太郎	宮本 忠之助	錦織 次太郎	足立 源三郎
山崎 啓助	並河 虎太郎	遙 堪村	伊藤 熊市
宮本 勘三郎	柳樂 藤次郎	●四千圓以上	福成 政藏
宮本 彦之助	極樂 寺	勝部 義兵衛	足立 勘左衛門
花田 啓太郎	落合 金次郎	古川 政市	鰐 淵 村
岸 團右衛門	倉橋 定三郎	●貳千圓以上	飯島 與九郎
●千圓以上	宮本 保市	永岡次郎兵衛	●四千圓以上
片寄 虎藏	岸 猪一郎	伊藤 源市	鰐 淵 寺
古山 藤四郎	柳樂 政之助	●千圓以上	●貳千圓以上
伊藤 長助	富田 佐重	小川 貞三郎	高橋 甚吉
福代 廣助	倉橋 佐太郎	馬庭 謙隆	●千圓以上
花田 市郎右衛門	山崎 善太郎	浦部 義一郎	荒木 彦兵衛
遠藤 幸重	宮本 要之助	高橋 吉助	錦織 壽一郎
柳樂 虎之助	古山 源三郎	森山 四郎	荒木 泰心
福代 京藏	佐藤宜右衛門	錦織 善十	福代 平五郎
佐藤 善太郎	周藤 伊三郎	周藤 丈之助	鵜 鷺 村
倉橋 又之助	新田 助四郎	古川 貞次郎	

●四千圓以上	田中 文三郎	廣瀬 快阿	●千圓以上	內藤伊左衛門	●千圓以上	會田 勝藏
●貳千圓以上	田中 喜三郎	藤井 爲市	野波 十藏	伊藤 儀三郎	●千圓以上	中山 一郎
●千圓以上	樋野 勘太郎	永見 彌平	永見 彌平	佐草 千尋	●千圓以上	池田 覺三郎
田中 良三郎	田中 丈助	石飛 武市	石田忠右衛門	藤井 四郎右衛門	吉廻 榮太郎	森脇 伴三郎
田中 丈助	星野 卷藏	岩石三郎兵衛	杵 築 町	森 龜市	西村 喜之助	森脇 兵之助
祝 清太郎	●四千圓以上	森田善左衛門	●四千圓以上	森山德右衛門	北島 富孝	伊藤 與一郎
田中 富五郎	杵 築 村	千家 尊福	岡垣 昌忠	赤木 コヲ	●四千圓以上	荒茅 村
樋野 惣四郎	●四千圓以上	西田 美津雄	●貳千圓以上	荒木 村	●四千圓以上	會田治右衛門
●貳千圓以上	藤井又右衛門	堀江 啓三郎	落合 秀次郎	●四千圓以上	原 又右衛門	會田 貞三郎
永見 源太郎				●貳千圓以上	荒木 村	進藤 源市
					●四千圓以上	川上 勘太郎
						川上 常吉
						會田 捨市

●千圓以上

大國 多
岡田 賢藏
大國茂右衛門
會田 捨太郎
川上 仙太郎
會田 百四郎
大國 七之助
會田 喜兵衛
園 村

●千圓以上

渡部 惣次郎
梶谷種右衛門
布野 金助
鹽野 延之助
石飛 幸重
鹽野 官之助
加地 甚之助
正木 千代市
波部 琢郎
西濱 村

園山 伊平

三原 綾右衛門
三原 莊太郎
三原 猶左衛門
原九郎右衛門
三原 千之助
千圓以上
福間 權六
福間 勇三郎
三原 泰吉
今岡 多八
原 九平
三原 良夫
神 西村
四千圓以上
小村 藤三郎
貳千圓以上

●千圓以上

今岡 福次郎
米山 壽太郎
江角 久藏
糸賀 重太郎
糸賀 夫三郎
江角 武之助
柘植 岩三郎
千圓以上
武田 守成
伊藤 善三郎
磯田 岩次郎
柘植 彦太
長庭 榮三郎
江角 忠三郎
米山 虎三郎
江角 新藏
濱村 貞之助

米村 岩市
布野 久太郎
大國 友市

●四千圓以上

知井宮村
山本 善太郎
山本 伊三郎
梶谷精左衛門
山本 豐七
淺津運左衛門
高橋 豐四郎
山本 條一郎
山本 和次郎
千圓以上
原 岩市
勝部 正四郎

山本 幾十郎
山本 嘉一郎
加藤 要太郎
矢野 善太郎
江角 源太郎
伊藤 仙太郎
勝部 幸太郎
木代 熊太郎
杉原 吉之助
高松 村

●四千圓以上

馬庭 金助
矢田 義一郎
馬庭 菊助
竹田 熊市
瀨島 清市

●貳千圓以上

日下 龜三郎
尾添 福市
三成 熊三郎
吉田 龜三郎
吉田 與一郎
日下 政藏
板垣 要太郎
高橋 利助
千圓以上
手錢 利次郎
尾添 儀一郎
天野 七下
角 森友市
岸 嘉一郎
松原 善次郎
安井 庄太郎
神田 助太郎

櫻内 儀太郎
宅和 熊市
尾添 岩市
神田 順市
北村 龜次郎
岸 房市
渡部 久助
妹尾 虎之助
石橋 金次郎
馬庭 植太郎
寺本 佐太郎
神田 儀助
本 住 寺
神田 平太郎
寺本 市藏
尾添 茂五郎
森山 藤之助

相圓寺 朝倉 令之丞 寺本 榮太 元井 豐 日野 善七 矢田 傳藏 加藤 倉十 北村 啓之助 安田 利太郎 馬庭 忠太郎 竹田 富太郎 願 樂 寺 高橋七右衛門 尾添 文太郎 小林 松三郎 奧井長右衛門 高橋 貞藏	杉原 金之助 神田 豐市 馬庭 仙四郎 矢田 丈一郎 安田 利市 打田 新太郎 鹽 冶 村 四千圓以上 板倉 七次郎 坂本 恒四郎 吾郷 信吉 布野傳右衛門 成相 活郎 神 門 寺 貳千圓以上 坂本 繁縫 森山 白十郎	秦 益男 加茂 豐七 淨 音 寺 宍道 恒助 吾郷 清太郎 妙 傳 寺 岸 貞三郎 伊藤 捨四郎 加茂 藤吉 布野 武四郎 坂本 廣次郎 柘植 善助 板倉 紋三郎 吾郷 庄五郎 坂本 和市 宍道 賢太郎 福田 傳太郎	佐藤 豐市 岸 次一郎 加藤 傳之助 宍道 勝三郎 小林 甚太郎 石川 百次郎 佐藤 榮之助 布野 文之助 日野 榮之助 原田 十三郎 柘植 榮吉 吾郷 豐市 布 智 村 四千圓以上 神田 藏太郎 高見 臺次郎 神田益右衛門
---	---	--	--

は七〇

貳千圓以上 新藤 久次郎 神田 コッ 高見 磯次郎 神田 柳太郎 小村 善太郎 妙 蓮 寺 千圓以上 小村 ヨシ 小村 柳助 高見 源藏 齊藤 大十郎 小林 熊藏 古志 村 四千圓以上 石橋長右衛門 石橋喜右衛門	貳千圓以上 加藤 惣太郎 加藤 圓藏 小國 熊藏 千圓以上 伊藤 岩助 石橋 義之助 伊藤 寅市 伊藤 本三郎 横木 喜之助 原田松右衛門 伊藤 儀市 伊藤 清次郎 石橋 運市 小玉 愛藏 小根 豐太郎 伊藤 喜一郎	乙 立 村 貳千圓以上 岩崎 武七 千圓以上 鎌田 吉之助 今岡 靜枝 岩崎 貞三郎 山口 村 貳千圓以上 能美 午吉 大谷 貫一 千圓以上 松本 關藏 中山 定之進 窪 田 村 四千圓以上 三島 健之助 貳千圓以上	高見 甚次郎 園山 勝之助 園山 與吉 三島 和市 小玉 虎三郎 和田 嘉太郎 江南 村 四千圓以上 中尾 愛藏 今岡 常次郎 貳千圓以上 本田 忠次郎 立花 利三郎 今岡 榮次郎 中尾 虎太郎 千圓以上 江角 榮次郎
--	--	---	---

は七一

● 千圓以上 鹿田 大助	● 千圓以上 加田 龜五郎	● 千圓以上 持田 嘉太郎	● 千圓以上 久村 守之助	● 千圓以上 五十殿長之助	● 千圓以上 板根 友市	● 千圓以上 吉田 清四郎	● 千圓以上 神田 太藏	● 千圓以上 江角 勝太郎	● 千圓以上 片伊勢榮五郎	● 千圓以上 今若 久助	● 千圓以上 今岡 榮四郎	● 千圓以上 森山 清之助
● 千圓以上 鹿田 大助	● 千圓以上 加田 龜五郎	● 千圓以上 持田 嘉太郎	● 千圓以上 久村 守之助	● 千圓以上 五十殿長之助	● 千圓以上 板根 友市	● 千圓以上 吉田 清四郎	● 千圓以上 神田 太藏	● 千圓以上 江角 勝太郎	● 千圓以上 片伊勢榮五郎	● 千圓以上 今若 久助	● 千圓以上 今岡 榮四郎	● 千圓以上 森山 清之助
● 千圓以上 鹿田 大助	● 千圓以上 加田 龜五郎	● 千圓以上 持田 嘉太郎	● 千圓以上 久村 守之助	● 千圓以上 五十殿長之助	● 千圓以上 板根 友市	● 千圓以上 吉田 清四郎	● 千圓以上 神田 太藏	● 千圓以上 江角 勝太郎	● 千圓以上 片伊勢榮五郎	● 千圓以上 今若 久助	● 千圓以上 今岡 榮四郎	● 千圓以上 森山 清之助
● 千圓以上 鹿田 大助	● 千圓以上 加田 龜五郎	● 千圓以上 持田 嘉太郎	● 千圓以上 久村 守之助	● 千圓以上 五十殿長之助	● 千圓以上 板根 友市	● 千圓以上 吉田 清四郎	● 千圓以上 神田 太藏	● 千圓以上 江角 勝太郎	● 千圓以上 片伊勢榮五郎	● 千圓以上 今若 久助	● 千圓以上 今岡 榮四郎	● 千圓以上 森山 清之助

● 千圓以上 原 市郎兵衛	● 千圓以上 西村 太一郎	● 千圓以上 野々村 健次郎	● 千圓以上 木村 豐次郎	● 千圓以上 門脇 伴吉	● 千圓以上 武田 萬之助	● 千圓以上 上代 金之助	● 千圓以上 武田 萬之助	● 千圓以上 上代 金之助	● 千圓以上 門脇 伴吉	● 千圓以上 木村 豐次郎	● 千圓以上 野々村 健次郎	● 千圓以上 西村 太一郎	● 千圓以上 原 市郎兵衛
● 千圓以上 原 市郎兵衛	● 千圓以上 西村 太一郎	● 千圓以上 野々村 健次郎	● 千圓以上 木村 豐次郎	● 千圓以上 門脇 伴吉	● 千圓以上 武田 萬之助	● 千圓以上 上代 金之助	● 千圓以上 武田 萬之助	● 千圓以上 上代 金之助	● 千圓以上 門脇 伴吉	● 千圓以上 木村 豐次郎	● 千圓以上 野々村 健次郎	● 千圓以上 西村 太一郎	● 千圓以上 原 市郎兵衛
● 千圓以上 原 市郎兵衛	● 千圓以上 西村 太一郎	● 千圓以上 野々村 健次郎	● 千圓以上 木村 豐次郎	● 千圓以上 門脇 伴吉	● 千圓以上 武田 萬之助	● 千圓以上 上代 金之助	● 千圓以上 武田 萬之助	● 千圓以上 上代 金之助	● 千圓以上 門脇 伴吉	● 千圓以上 木村 豐次郎	● 千圓以上 野々村 健次郎	● 千圓以上 西村 太一郎	● 千圓以上 原 市郎兵衛
● 千圓以上 原 市郎兵衛	● 千圓以上 西村 太一郎	● 千圓以上 野々村 健次郎	● 千圓以上 木村 豐次郎	● 千圓以上 門脇 伴吉	● 千圓以上 武田 萬之助	● 千圓以上 上代 金之助	● 千圓以上 武田 萬之助	● 千圓以上 上代 金之助	● 千圓以上 門脇 伴吉	● 千圓以上 木村 豐次郎	● 千圓以上 野々村 健次郎	● 千圓以上 西村 太一郎	● 千圓以上 原 市郎兵衛

小川 忠太郎
加茂村
●四千圓以上

佐藤 伊太郎
黒田 市郎右衛門
黒田 ラン

●貳千圓以上
竹内 信次郎
内田 壽平
黒田 興吉
松浦 龜吉

田中 文太郎
佐藤 仙三郎
坪倉 利一郎
長谷 平三郎
成相 富太郎
石原 勝三郎

石原 武助
内田 半十
●千圓以上
加藤 勘太郎
秦 熊太郎
足立 圓之助

井田 兼太郎
錦織 甚之助
佐藤 萬市
持田 林三郎
長尾 乙次郎
坪内 倉吉

●四千圓以上
土江 常三郎
屋裏 村
今岡 壽三郎
永瀬 喜三右衛門

●貳千圓以上

平井 久太郎
平井 理之助
渡部 丈藏
永瀬 泰藏
錦織 章

●千圓以上
大塚太郎兵衛
原 義信
保科 伊太郎
原田 彌三右衛門
内藤 熊藏
内藤 マサ
神原 村

●四千圓以上
速水 和五郎
多々納久次郎
多々納啓次郎

●貳千圓以上
勝部 卯太郎
日野 吉藏
保科 元貞
船木 與次郎
梅 仙三郎

●千圓以上
山田 佐太郎
中林 祐之助
速水 由太郎
稻田 嘉吉
奈良井 豊藏
多々納 傳市
多々納 藤之助
星野淺左衛門
多々納 臺藏
佐藤六郎兵衛

錦織 眞十郎
飛田 福市
持田 喜一郎
斐 伊村

●四千圓以上
河口 謙三郎

●貳千圓以上
佐藤 茂直
細木 嘉一郎

●千圓以上
福間 傳十郎
川角 福四郎
北川 千座
高橋 又四郎
上杉 得之助
山根 爲之助
深田 辰三郎

藤原 連市
木次町
●四千圓以上
小西 忠一郎
柳原 藏三郎
木村 久次郎

●貳千圓以上
福間 徳裕
松田長右衛門
菅原 誓
浪花 直三郎
細木 助四郎
岩佐與次兵衛

●千圓以上
洞 光寺
福島 只四郎
山本 庄次郎

浪花 平次郎
田邊嘉右衛門
藤原 琢野
日登 村

●四千圓以上
石田 勝太郎
藤井 朝一郎
石田 茂八郎
板持 馬市

●貳千圓以上
周藤 啓四郎
爲石 清市
槻谷 善之助
陶山 虎一郎
都間 傳太郎
藤井 昌三
山本 富一郎

●千圓以上
野津 吉四郎
細木 龜次郎
周藤 金五郎
藤原伊左衛門
陶山 幸之助
神門 宗市
力石 宇三郎
佐藤伊右衛門
藤原 榮四郎
板持太一兵衛
安部 金三郎
藤井吉左衛門
藤原 伊太郎
陶山 兼三郎
野津 福太郎
錦織 喜次郎

野津 政太郎	青木 文市	細木 善三郎	佐々木 秀道
板持 唯三郎	岡田 富市	常松 友重	石原 春三郎
佐藤 捨次郎	福岡 儀八郎	女鹿田吉四郎	晴木 龜之進
小林 千助	加納 祐吉	細木 彦市	難波 助市
鳥屋 夕メ	安部 佐十郎	阿用 村	永瀬 友市
坂本 安次郎	勝部 惣太郎	貳千圓以上	石原 福五郎
板持 久助	森山 和市	岩田仁右衛門	永瀬 龜市
藤原作右衛門	源 入 寺	三原 千一郎	濱田 宇八郎
佐世 村	女鹿田 鞍市	岩田 甚三郎	善明 寺
四千圓以上	板特 林三郎	石原惣右衛門	内田 源太郎
筒井 猪太郎	女鹿田 喜三右衛門	藤原新右衛門	後藤 嘉市
錦織 久四郎	森山 榮八郎	荒木 千三郎	森脇 嘉兵衛
貳千圓以上	龍 德 寺	景山 與六	石原 熊四郎
森山 清松	川島千代之助	千圓以上	佐藤 佐四郎
細木 平藏	吾郷 善市	小山 團之助	難波 廣三郎
藤原 喜市	女鹿田 ノブ	細貝 六太郎	佐藤 喜次郎
藤井 信之助		長澤 勘藏	落合 馬太郎

海潮 村	足立 儀太郎	高橋 十太郎	四千圓以上
四千圓以上	井上 龜之助	高橋 文三郎	景山 文之助
塩野長右衛門	佐藤 嘉八郎	仁多郡之部	長瀬 トク
内田 忠兵衛	細田 喜一郎	壹萬圓以下	千圓以上
貳千圓以上	塩野 千六	三成 村	永瀬 榮視
奥野 傳九郎	新田 伊八郎	貳千圓以上	内田市右衛門
黒川 愛之助	田部 壽之助	中林 權七	阿井 村
錦織 利一郎	藤原 源九郎	藤原武左衛門	四千圓以上
塩野 房四郎	熱田 又十郎	千圓以上	長瀬 太五郎
錦織 分四郎	藤原 房市	石原 重太郎	岩田 榮十郎
塩野 半三郎	糸原 圓次郎	内田 米三郎	貳千圓以上
千圓以上	大塚 茂太郎	落合 關太郎	藤原 龜次郎
塩野 勝太郎	黒川助左衛門	石原 忠三郎	櫻井 博義
曾田 勝四郎	西村 甚三郎	楠 虎七郎	川角 傳八郎
黒川 儀太郎	曾田 太三郎	中林 虎太郎	長谷川 傳太郎
内田 奥一郎	高木 房五郎	川西 小太郎	岩間 紋兵衛
安井 忠次郎	原田伴左衛門	三澤 村	

●千圓以上

安部 万一
駒原佐右衛門
酒井 吉太郎
市場 万次郎
大坂 五造
井上 五一郎
藤原 善十
長谷川 廣七
梶谷 玄光
若槻 久次郎
馬木 村
●四千圓以上
佐々木武壽郎
●千圓以上
古田川太三郎
青木 由太郎

系原 滋太郎

枝木 定市
佐々木彦太郎
田食 松太郎
高橋 新三郎
福田 彌一郎
八川 村
●四千圓以上
荒木 定太郎
松原 祐藏
●貳千圓以上
糸原 繁之助
武藤六郎兵衛
●千圓以上
荒木 治助
大島 理作
小川 清藏

藤原 政太郎

小林 虎太郎
荒木 宇三郎
松原 説雄
植田 文平
松崎 平三郎
横田 村
●四千圓以上
岡崎 喜一郎
安部 慶次郎
糸原 猪太郎
宮田 吉五郎
中澤 治兵衛
妹尾嘉右衛門
田村 權次郎
堀江 勝四郎

●千圓以上 杠 豐太郎

安部 傳四郎
石原 嘉次郎
松崎 勝四郎
松井 和三郎
宮田 忠太郎
布浦 善太郎
伊藤 佐五郎
山田 政次郎
景山 儀四郎
藤原儀右衛門
安部 爲三郎
藤原 米三郎
鳥上 村
●貳千圓以上
堀江 伊三郎

●千圓以上

永井 豐太郎
恩田 和三郎
富士原源四郎
卜藏 甚兵衛
坪倉 桂助
安部 彌一郎
龜 嵩 村
●貳千圓以上
長瀬 平三郎
空戸 淺太郎
若槻 佐一郎
青木 傳太郎
若槻 健一
石原 長三郎
●千圓以上
重柄 元三郎

内田市右衛門

米原 政太郎
横路 喜三右衛門
若槻 龜次郎
青木 榮之助
青砥忠右衛門
藤原文右衛門
藤原 祐兵衛
杠 賢造
高橋 柳次郎
青田 慶次郎
石原金左衛門
練田 源四郎
梅木 市郎右衛門
覺 融 寺
總 光 寺
布 勢 村

●四千圓以上

岩田 助市
●貳千圓以上
藤井 忠太郎
松田 豐市
川角 菊太郎
●千圓以上
岩田 龜之助
内田 龜作
岩田 岩之助
村尾 亨太郎
岩田 久助
藤井 勇三郎
岩田新右衛門
陶澤 米次藤
藤井 藤太郎
温 泉 村

●四千圓以上 西村又左衛門

●千圓以上
鳥谷 文五郎
稻岡 與太郎
堀江 房五郎
鳥谷 彦市
田部 嘉門
鳥谷 儀八郎
江角 嘉太郎
西村 泰藏
高野金右衛門
飯石郡之部
壹萬圓以下
掛合 村
●貳千圓以下
竹下 儀藏

清水 道達 日森 文太郎	●千圓以上	大家 豊重 藤井 幾太郎	●千圓以上	佐和 仁二郎	中西 慶太郎
落合 文吉 清水 正五郎 飯塚 捨藏 板垣 喜市	●四千圓以上	西村 傳之助 頓原 村	●千圓以上	森山 房市 田部 彦一郎	山下 國市
吉田 村 ●貳千圓以上	●貳千圓以上	朝山 春全	●千圓以上	永田 憲藏 田部 タマヨ	熊谷 勘三郎
若槻 信太郎 山崎 清之助	●千圓以上	三刀 時之助 若林 喜三郎 三島 林藏 森山 彌一郎	●千圓以上	三島 傳之助 本間 常五郎 森山 助太郎	安部 善造
錦織 龜市 江田 眞藏 堀江 廣衛 阿部 源太郎 長壽寺	●千圓以上	大森 豊市 戸谷 甚次郎 朝山 辨之助 奥井 清太郎 片岡 健三郎 渡部 新太郎	●千圓以上	本間 國太郎 藤原 友太郎 森山 與一郎 難波 啓次郎 深石 甚市 景山 見齊 來島 村	安部 淺市
			●千圓以上	石田 友次郎 安部 忠之 田村 峯八 萬 善市 岡田 友市 澤田 虎市 安部四方太郎	難波 勘三郎 石田 友次郎 安部 忠之 田村 峯八 萬 善市 岡田 友市 澤田 虎市 安部四方太郎

上田 延次郎 赤名 村	●四千圓以上	佐々木利三郎 石田 常三郎	●千圓以上	加藤 眞存 菅 サメ	●千圓以上
後藤 延太郎 三島 嘉市 矢飼 麟之助	●四千圓以上	永島 臺助	●千圓以上	玉野 音聽 木村 トラ	桐原 金市
●貳千圓以上	●千圓以上	田部 唯一郎 瀬尾 徳藏 本間 莊次郎 本間 吉太郎 漆谷 民五郎	●千圓以上	小原 熊太郎 藤原 文四郎 三島 莊之助 木村 謙四郎 吾郷 廣太郎 吾郷 喜四郎 能長 龜太郎	三原 由太郎 森山 權三郎 渡部 長市 安食 喜三郎
●千圓以上	●千圓以上	志々村 ●四千圓以上	●千圓以上	西須 佐村 ●四千圓以上	東須 佐村
後藤 柳次郎 佐々木 房市 安井 豊市 宇山 善三郎 安原 忠次郎 後藤 善次郎	●千圓以上	今田 實 安部 恒市 安部 和重	●千圓以上	土谷 松太郎 ●貳千圓以上	高橋 新太郎 濱村 長次郎
			●千圓以上	板垣 爲市 板垣 良太 板垣 忠三郎 古屋 廣市 安食 兼太郎	板垣 爲市 板垣 良太 板垣 忠三郎 古屋 廣市 安食 兼太郎

勝部 勝四郎

片寄 才イ

●松笠村

●貳千圓以上

落合 豊一郎

●千圓以上

落合 德之助

板垣 榮次郎

●多根村

●四千圓以上

吾郷 甚太郎

●千圓以上

中村 平太

白築 信義

●鍋山村

●貳千圓以上

三島 友市

原 元三郎

●千圓以上

三島 清之助

奥井 臺三郎

富田 文次郎

妹尾 巳之吉

吾郷 忠太郎

妹尾 虎十

安部 理一郎

富田 爲太郎

中村 善造

谷戸 福五郎

谷戸 與市

●一宮村

●四千圓以上

山根 鹿太郎

●貳千圓以上

山根 茂七

松浦 快寶

山根 ヨリ

●千圓以上

陶山 利助

陶山 金右衛門

稻村 嘉四郎

貫原 宗英

廣瀬 源三郎

廣田 嘉太郎

藤原 嘉四郎

森山 廣太

森山 德太郎

高橋 善四郎

山根 宇太郎

吉田 虎次郎

松井 熊三

狩野 榮三郎

秦 武市

●三刀屋村

●千圓以上

淨土寺

西本 本三郎

須山 松三郎

三島 次三郎

飯石村

●四千圓以上

板持 倉十郎

●貳千圓以上

田中 嘉三郎

●千圓以上

樋口 才次郎

秦 友四郎

石田 宇一郎

高尾 善市

伊達 龜三郎

小田 榮助

佐藤 八州

高尾 鹿太郎

柿木 茂三郎

●中野村

●四千圓以上

永井 大太郎

●貳千圓以上

宮崎 忠之助

名原 德三郎

●千圓以上

名原 藏三郎

坂上 秀桂

堀口 政太郎

清水 六三郎

吉岡 由太郎

瀧 惣太郎

稻田 平藏

藤原 岩藏

名原 爲五郎

奥田 愛次郎

三上 卯太郎

山野内 廣太郎

勝原 熊市

●田井村

●四千圓以上

藤原 其八

●貳千圓以上

藤原 善三郎

●千圓以上

堀江 房太郎

芝原 彦七

藤原 太市

堀江 富徳

藤原 定八

能義郡之部

壹萬圓以下

廣瀬 町

●四千圓以上

桑原 太三郎

廣田 定兵衛

北尾 長太郎

樋野 嘉右衛門

後藤 伊勢松

足立 文太郎

太田 壽市

石田 虎太郎

祖田 彌兵衛

●貳千圓以上

安原 良太郎

山崎 金次郎

足立 與市

山崎 與三兵衛

池田 孫右衛門

鈴田 眞太郎

●千圓以上

小林 良順

樋野 宗七

山崎 仲右衛門

石田 利太郎

水谷 幸三郎

廣田 源次郎

祖田 嘉次郎

野波 小次郎

樋野 德右衛門

並河 元弘

山佐村

●四千圓以上

安井圓右衛門

●貳千圓以上

岩田 權市

山根 順太郎

仙田 利太郎

佐藤 榮太郎

仙田 嘉市

安井 勇行

加藤理右衛門

●千圓以上

岩田 榮市

安井 榮太郎

澤田 トヨノ

和田 喜市

定井傳右衛門

椿源右衛門

●四千圓以上

澤田 兼太郎

細田 新市

濱田 甚太郎

家島 康一

●千圓以上

近藤喜左衛門

小藤 續

近藤林左衛門

田村 孝太郎

近藤 要一郎

笹尾利右衛門

田村甚右衛門

澤田 長次郎

澤田熊右衛門

●貳千圓以上

比田 村

若槻 壽太郎

常福 寺

蒲生次郎兵衛

原田 讓三郎

荒川 秀三郎

●千圓以上

杉森 本三郎

中前市左衛門

田邊 初太郎

澤田 善三郎

白根 龜四郎

藤原 壽三郎

青砥 清四郎

横山 幸太郎

安部 子

●貳千圓以上

小池 徳次郎

高野 甚次郎

横山 幸太郎

赤屋 村

●千圓以上

横川 廣太郎

仙臺 金作

細田 寛三郎

宮本 藤作

小原 熊太郎

小林 忠藏

永口 セン

小原 幸作

城福 寺

小原 儀三郎

山田市兵衛

●四千圓以上

西村 熙

柴田 莊吉

山本 泰藏

柴田 環

原 米太郎

黒田 牧藏

木代 乙三郎

●貳千圓以上

榎木喜左衛門

上田 嘉次右衛門

稻田 豊太郎

角田 勝太郎

億野仁右衛門

長谷 忠兵衛

千圓以上

山本保右衛門

清水 成之助

杉谷 茂

山尾 定十

永昌 寺

宇山 常太郎

門脇 猶次郎

猪子 勇七

山尾 武助

奥野 政太郎

長谷川乙之助

●四千圓以上

湯淺 忠三郎

中尾 石太郎

細田 仙太郎

北垣 泰

●貳千圓以上

倉敷 莊三郎

天野 宇三郎

北垣 幸吉

北垣 清兵衛

大森 善次郎

野島 兵太郎

湯淺 幸太郎

大森 莊之助

大森 慶重

三島 廣三郎

米原 善三郎

佐伯 忠兵衛

佐伯 彦重

細田 彌太郎

棍谷 榮三郎

●四千圓以上

川上 幸太郎

仲田 金一郎

松岡 馬太郎

藏光 善一郎

大塚 新太郎

井尻 村

●貳千圓以上

種平 嘉太郎

遠藤吉左衛門

種田彌右衛門

門脇 庄太郎

秦 房太郎

絹野 菊藏

竹田 連太郎

妹尾 嘉藏

細田 茂市